

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域は福井市の西部に位置し、特に冬季は日照が少なく降水量が多いものの、海岸沿いは対馬暖流の影響を受けて温暖である。対象事業実施区域の周囲の地域気象観測所は表3.1-1及び図3.1-1のとおりである。

表 3.1-1 対象事業実施区域の周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の高さ	風速計の高さ	温度計の高さ	観測種目				
						気温	風	降水量	日照	積雪
福井	福井市豊島 (福井地方気象台)	緯度 36° 3.3' 経度 136° 13.3'	9m	26.1m	1.5m	○	○	○	○	○
こしの越 廻	福井市居倉町	緯度 36° 0.7' 経度 135° 59.4'	30m	9.9m	1.5m	○	○	○	○	—

注：観測項目の「○」は観測が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

[「地域気象観測所一覧（令和4年11月22日現在）」（気象庁、令和4年）より作成]



図 3.1-1 地域気象観測所位置

福井地方気象台における気象概況の平年値及び令和3年の気象概況は、表3.1-2のとおりである。令和3年の年平均気温は15.4℃、年降水量は2,858.0mm、年平均風速は2.8m/s、年間日照時間は1,829.0時間、降雪寒候年合計は236cmである。

また、令和3年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりであり、年間の風向出現頻度は南が最も高く16.6%である。

表3.1-2(1) 福井地方気象台の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	14.8	3.2	3.7	7.2	12.8	18.1	22.0	26.1	27.4	23.1	17.1	11.3	5.9
日最高気温(℃)	19.4	6.7	7.8	12.2	18.3	23.3	26.5	30.4	32.2	27.7	22.1	16.0	9.8
日最低気温(℃)	11.0	0.5	0.3	2.8	7.8	13.4	18.2	22.7	23.7	19.4	13.1	7.3	2.7
平均風速(m/s)	2.8	2.6	2.8	3.0	3.1	3.1	2.6	2.7	2.8	2.7	2.6	2.6	2.7
最多風向	南	南	南	南	南	南南西	北北西	南	南	南	南	南南西	南
日照時間(時間)	1,653.7	65.4	88.4	136.3	172.3	191.1	146.8	155.4	205.7	151.2	154.4	114.4	72.2
降水量(mm)	2,299.6	284.9	167.7	160.7	137.2	139.1	152.8	239.8	150.7	212.9	153.8	196.1	304.0
降雪の深さ(cm)	186	85	58	14	0	---	---	---	---	---	---	0	31

注：1. 平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

2. 「---」は、該当現象または該当現象による量等がないことを示す。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表3.1-2(2) 福井地方気象台の気象概況(令和3年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	降雪(cm)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速			風向
1	410.0)	81.0)	9.0)	2.5)	2.5	5.9	0.2	13.5	-3.2	2.5	12.5	西南西	24.6	西南西	66.1	147
2	201.5)	52.5)	7.5)	2.5)	5.4	10.3	1.3	20.4	-2.1	2.9	9.1	西南西	19.8	西北西	115.3	48
3	162.0	39.5	10.5	2.5	9.8	15.4	4.6	22.2	-0.2	3.1	11.2	南南東	17.4	南	174.1	--
4	145.0	48.0	11.5	3.0	13.0	18.7	7.3	24.4	1.5	3.5	13.2	南東	20.1	南南東	229.7	--
5	285.5	96.5	16.5	9.0	18.0	22.8	13.9	28.4	6.7	2.9	12.6	南南東	20.5	南南東	150.8	--
6	119.5	50.0	10.0	2.5	22.9	27.8	18.7	32.9	13.8	2.7	13.4	南南東	19.5	南	176.1	--
7	350.5	107.0	44.0	16.5	27.0	31.6	23.6	34.9	22.1	2.4	7.1	西北西	12.9	西	193.4	--
8	341.0	79.0	31.0	9.5	26.9	31.2	23.5	35.8	20.7	2.7	14.8	南南西	27.2	南南西	150.6	--
9	141.0	37.0	18.5	6.5	23.7	28.4	20.2	32.1	17.6	2.7	10.9	南南東	15.3	南南東	149.0	--
10	85.5	18.5	7.0	6.5	18.2	23.8	13.9	31.2	6.1	2.7	8.7	北北東	15.5	北北西	202.8	--
11	238.5	44.5	10.5	6.5	11.6	17.3	7.3	23.9	0.6	2.6	12.4	南南東	18.4	南南東	149.9	--
12	378.0	41.0	11.5	3.5	6.1	9.9	2.7	16.7	-2.3	2.7	11.0	北北西	21.2	北	71.2	65
年	2,858.0	107.0	44.0	16.5	15.4	20.3	11.4	35.8	-3.2	2.8	14.8	南南西	27.2	南南西	1,829.0	236

注：1. 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

2. 「--」は、該当現象、または該当現象による量等がないことを示す。

3. 降雪の年の値は、寒候年(令和2年8月1日から令和3年7月31日までの期間)の値を示す。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表 3.1-3 福井地方気象台の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和3年）

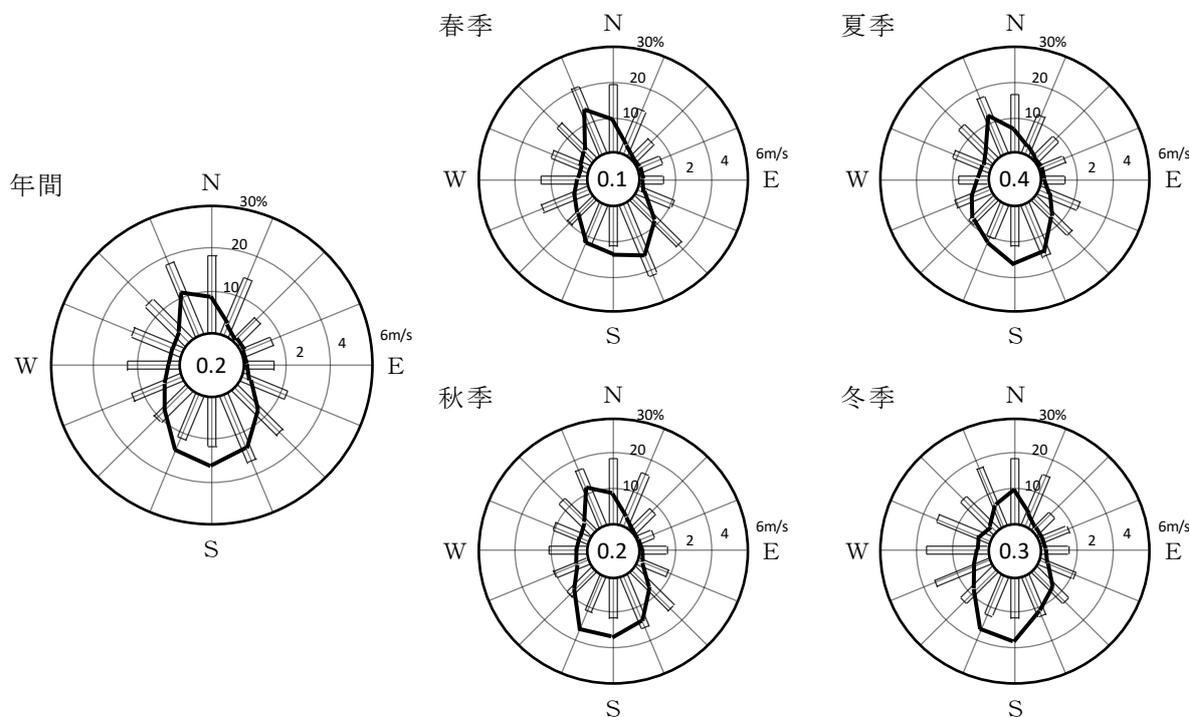
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1、2、12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	2.7	2.7	2.4	2.4	2.7	3.2	3.5	3.1	2.8	2.9
北東	0.8	1.5	0.7	1.7	0.6	1.6	1.3	1.4	0.8	1.5
東北東	1.0	1.4	1.0	1.5	0.3	0.9	1.1	1.7	0.8	1.5
東	1.2	1.3	1.0	1.3	0.8	1.5	1.5	1.5	1.1	1.4
東南東	2.2	2.1	3.3	2.4	1.6	1.8	2.6	2.1	2.4	2.2
南東	9.2	3.7	7.5	2.8	7.0	3.1	7.6	2.5	7.8	3.0
南南東	16.0	4.3	14.9	3.2	14.0	3.2	11.2	2.5	14.0	3.4
南	14.0	2.3	16.8	2.3	17.1	2.3	18.5	2.3	16.6	2.3
南南西	12.3	2.4	12.0	2.0	16.8	2.2	16.8	2.4	14.4	2.2
南西	6.4	2.0	8.6	1.9	7.9	2.0	8.2	2.5	7.8	2.1
西南西	4.0	2.8	5.0	2.1	3.3	2.0	4.4	3.3	4.2	2.5
西	2.3	2.6	2.5	1.6	2.4	2.1	2.6	3.4	2.4	2.4
西北西	2.0	2.2	1.9	2.2	2.2	2.1	3.1	3.2	2.3	2.5
北西	3.5	2.8	3.9	2.7	3.5	2.5	1.9	2.6	3.2	2.6
北北西	13.4	4.1	11.7	3.5	11.4	3.5	6.1	3.6	10.7	3.7
北	9.0	3.9	6.4	3.3	8.4	3.7	9.3	3.7	8.3	3.7
静穏	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	0.1
合計・平均	100	3.1	100	2.6	100	2.7	100	2.7	100	2.8
(欠測)	0.0		0		0		0		0.0	

注：1. 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。

2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が 100%にならないことがある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第2位を四捨五入して0.1に満たなかったことを示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁 HP、閲覧：令和4年11月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁 HP、閲覧：令和4年11月）より作成〕

図 3.1-2 福井地方気象台の風配図（令和3年）

越廼地域気象観測所における気象概況の平年値及び令和3年度の気象概況は、表3.1-4のとおりである。令和3年の年平均気温は16.3℃、年降水量は2,431.0mm、年平均風速は2.4m/s、年間日照時間は1,541.0時間である。

また、令和3年度の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-5、風配図は図3.1-3のとおりであり、年間の風向出現頻度は南東が最も高く16.9%である。

表3.1-4(1) 越廼地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	15.6	5.5	5.5	8.2	13.1	17.8	21.3	25.7	27.2	23.4	18.3	13.3	8.2
日最高気温(℃)	19.1	8.1	8.5	11.9	17.2	22.0	25.0	29.3	30.9	26.8	21.5	16.4	11.1
日最低気温(℃)	12.6	2.9	2.7	4.8	9.2	14.0	18.3	22.8	24.3	20.6	15.6	10.4	5.5
平均風速(m/s)	2.3	3.5	3.1	2.6	2.2	1.9	1.5	1.6	1.6	1.7	2.0	2.6	3.5
最多風向	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東	南東
日照時間(時間)	1,587.3	46.2	72.7	132.9	176.3	194.2	145.9	163.9	215.4	150.4	138.8	96.7	53.8
降水量(mm)	2,169.4	218.4	139.8	156.6	143.0	157.6	157.8	225.7	146.7	230.2	166.1	173.6	253.8

注：平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表3.1-4(2) 越廼地域気象観測所の気象概況（令和3年）

月	降水量(mm)			気温(℃)						風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	294.0	49.0	9.5	3.0	5.5	8.3	2.5	15.9	-1.5	3.8	15.4	西	25.7	西	44.1)
2	126.0	48.5	6.0	4.5	7.8	11.2	4.4	21.4	-1.0	3.5	13.8	西南西	21.2	西	89.0
3	160.5	39.0	12.5	4.5	10.4	14.4	6.6	20.5	1.9	2.3	8.5	西南西	18.0	東南東	161.1)
4	160.0	50.5	10.0	3.0	13.2	17.9)	9.0)	23.9)	4.7)	2.2	8.8	西北西	16.9	東	222.0
5	282.5	94.0	18.5	7.0	18.0	22.7	14.3	29.3	8.9	2.0	8.2	西南西	17.1	東	152.6
6	112.0	64.5	18.5	4.5	22.2	26.6	18.8	32.2	14.6	1.5	6.3	西南西	13.9	南	165.4
7	311.0	91.5	36.0	13.0	26.5	31.0	23.6	33.6	21.6	1.4	6.2	西南西	12.9	南	207.6
8	241.5	67.0	21.0	10.5	26.8	30.7	24.0	35.5	20.9	1.7	10.2	南南西	23.7	南	134.7
9	162.5	30.5	18.5	8.0	23.5	27.4	20.6	31.5	18.5	1.6	5.7	西南西	14.7	南東	141.3
10	78.0	23.5	11.0	3.5	19.3	23.2	16.2	30.9	10.3	2.1	9.2	西北西	15.6	西北西	179.6
11	258.0)	48.5)	17.0)	5.0)	13.6)	17.3)	10.4)	23.5)	5.5)	2.8)	13.3)	西	22.5)	西	120.8
12	245.0	36.5	11.0	4.0	8.3	11.4	5.3	17.2	-0.5	4.0	15.0	西南西	22.7	西南西	55.9
年	2,431.0	94.0	36.0	13.0	16.3	20.2	13.0	35.5	-1.5	2.4	15.4	西	25.7	西	1,541.0]

注：1. 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

2. 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

3. 太線は、アメダスの日照時間について、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値となったため、日照計による観測値と単純比較できないことを示す。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表 3.1-5 越廼地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和3年）

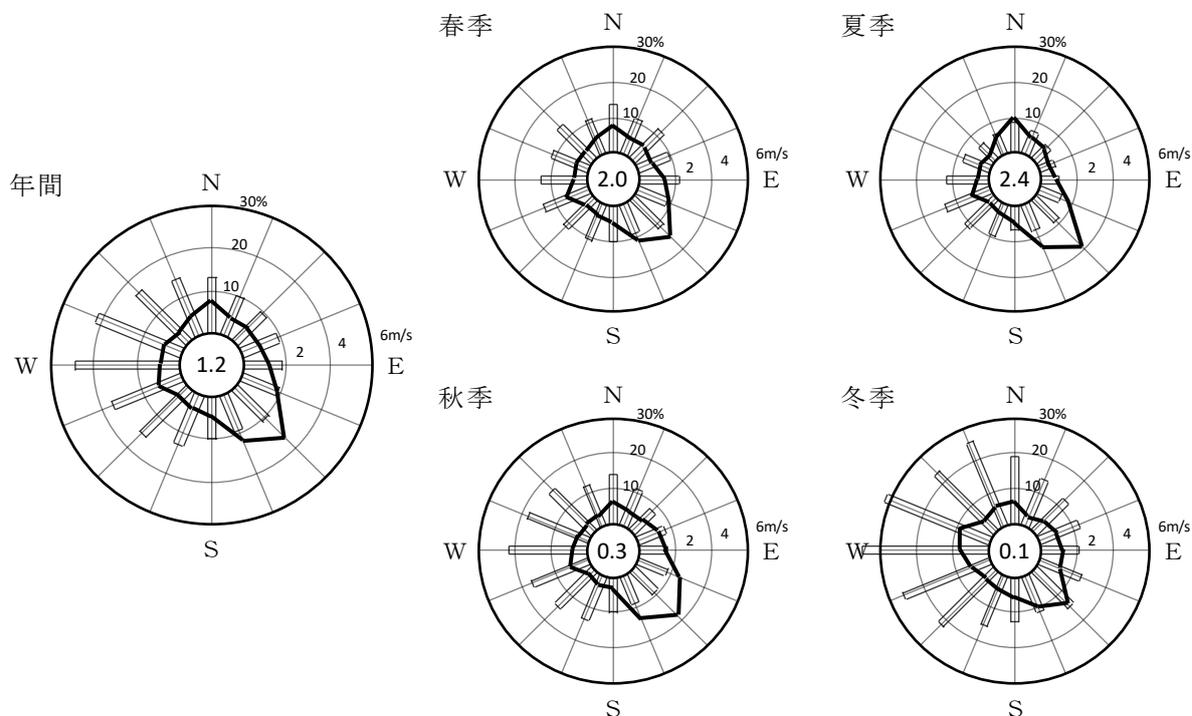
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1、2、12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	4.8	2.2	5.1	1.4	4.5	2.2	2.6	2.8	4.3	2.0
北東	5.3	2.3	4.5	1.1	4.4	1.6	4.1	2.5	4.6	1.9
東北東	4.4	1.9	3.1	0.9	6.2	1.6	5.4	2.4	4.8	1.8
東	7.0	2.2	4.3	1.0	7.3	1.5	6.2	2.1	6.2	1.8
東南東	9.6	1.8	9.0	1.3	12.9	1.7	6.3	2.5	9.4	1.8
南東	15.5	2.3	19.6	1.8	18.6	1.8	13.7	2.9	16.9	2.1
南南東	11.3	1.8	13.4	1.6	13.5	1.7	9.9	2.2	12.0	1.8
南	4.9	2.0	5.1	1.4	3.3	2.0	5.9	2.5	4.8	2.0
南南西	3.7	2.2	3.2	1.9	3.3	2.7	4.3	3.1	3.6	2.5
南西	3.2	2.3	2.3	2.2	2.1	2.9	3.8	4.4	2.8	3.1
西南西	6.4	2.7	5.3	2.7	5.3	3.4	5.5	5.2	5.6	3.5
西	3.2	2.6	2.8	2.3	3.7	4.3	7.6	7.1	4.3	4.9
西北西	3.4	2.2	2.8	1.6	2.9	3.7	8.8	6.3	4.4	4.3
北西	3.2	2.7	1.9	1.2	2.6	3.3	4.2	4.7	3.0	3.3
北北西	4.8	2.2	5.2	1.3	2.8	2.5	5.7	5.1	4.6	2.9
北	7.3	2.7	9.9	1.7	6.3	2.8	6.0	3.8	7.4	2.6
静穏	2.0	0.1	2.4	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	1.2	0.1
合計・平均	100	2.2	100	1.6	100	2.2	100	3.7	100	2.4
(欠測)	0		0.1		0.3		0		0.1	

注：1. 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。

2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が 100%にならないことがある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔過去の気象データ〕（気象庁 HP、閲覧：令和4年11月）より作成



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔過去の気象データ〕（気象庁 HP、閲覧：令和4年11月）より作成

図 3.1-3 越廼地域気象観測所の風配図（令和3年）

2. 大気質の状況

福井県における大気質の状況として、令和2年度は一般環境大気測定局21局及び自動車排出ガス測定局3局において常時監視測定が実施されている。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素についてはすべての測定局で環境基準を達成しており、光化学オキシダントについてはすべての測定局で環境基準を超過している。

対象事業実施区域の最寄りの測定局として、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が福井市の春日神社（以下「石橋局」という。）に設置されている。測定局の概要及び測定項目は表3.1-6、位置は図3.1-4のとおりである。

表 3.1-6 大気測定局の概要及び測定項目（令和2年度）

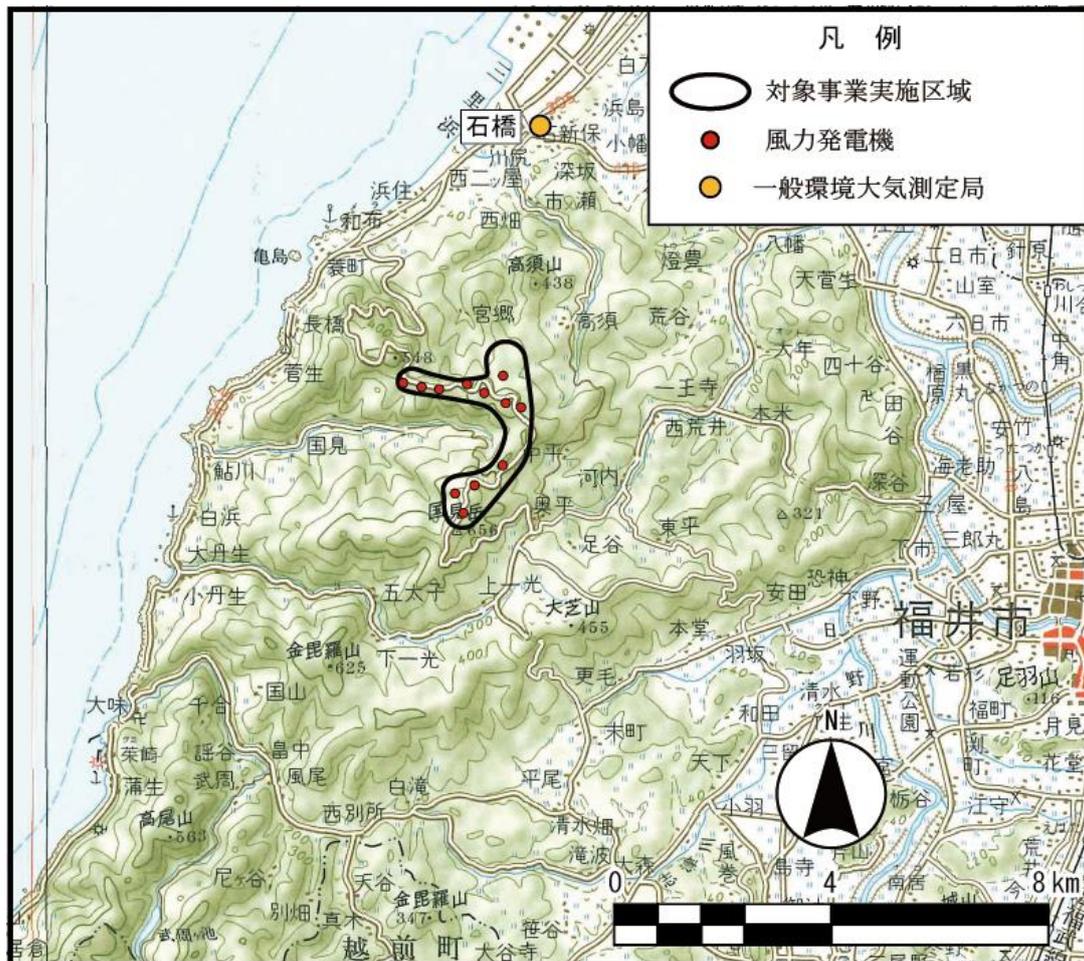
区分	所在市	局名	用途地域	設置場所	測定項目						
					二酸化硫黄 (SO ₂)	窒素酸化物 (NO _x)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O ₃)	炭化水素 (HC)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)
一般局	福井市	石橋	未	春日神社	○	○	—	—	—	○	—

注：1. 測定項目の「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

2. 用途地域については以下のとおりである。

未；「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日）第8条第1項第1号の用途地域のうち、用途地域が定められていない地域

〔令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和4年）より作成〕



〔令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和4年）より作成〕

図 3.1-4 大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

令和2年度の石橋局における二酸化硫黄の測定結果は表3.1-7のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.10ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.10ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること、ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-7 二酸化硫黄の測定結果（令和2年度）

区分	所在市	局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
							時間	%	日	%				
一般局	福井市	石橋	未	361	8,648	0.000	0	0	0	0	0.005	0.001	○	0

注：1. 用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

2. 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

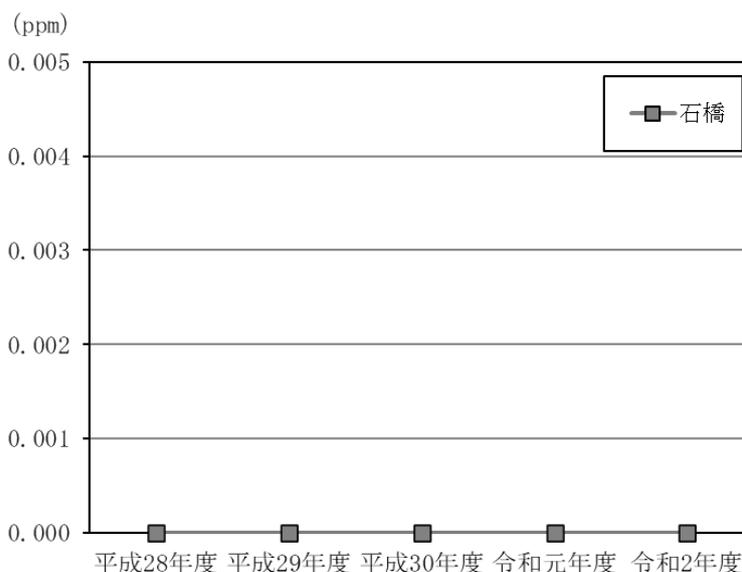
〔「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）より作成〕

表3.1-8 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

区分	所在市	局名	用途地域	年平均値 (ppm)				
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	福井市	石橋	未	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

注：用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

〔「平成29～令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成30～令和4年）より作成〕



〔「平成29～令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成30～令和4年）より作成〕

図3.1-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

令和2年度の石橋局における二酸化窒素の測定結果は表3.1-9のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-6のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表3.1-9 二酸化窒素の測定結果（令和2年度）

区分	所在市	局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
								日	%	日	%		
一般局	福井市	石橋	未	360	8,635	0.002	0.023	0	0	0	0	0.004	0

注：1. 用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

2. 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

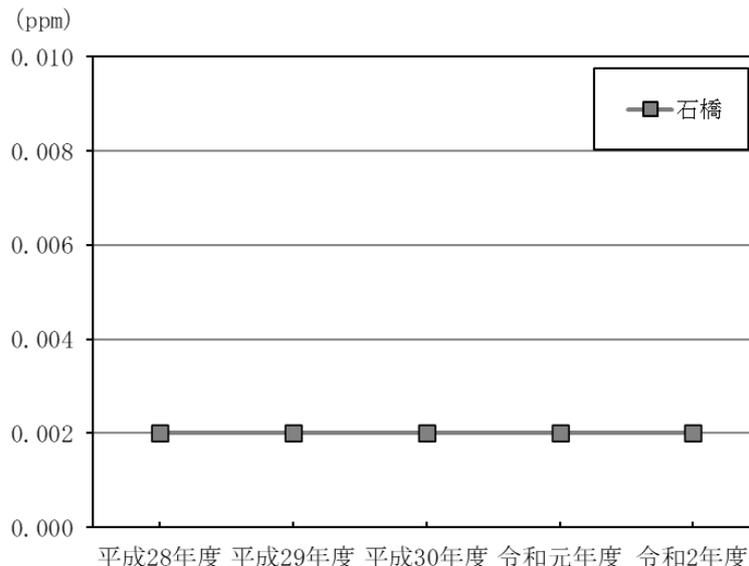
〔「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）より作成〕

表3.1-10 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	所在市	局名	用途地域	年平均値（ppm）				
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	福井市	石橋	未	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

注：用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

〔「平成29～令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成30～令和4年）より作成〕



〔「平成29～令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、平成30～令和4年）より作成〕

図3.1-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質

令和2年度の石橋局における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-11のとおりであり、環境基準の長期的評価は達成しているが、短期的評価は達成していない。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-12及び図3.1-7のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-11 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

区分	所在市	局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
							時間	%	日	%				
一般局	福井市	石橋	未	361	8,707	0.013	3	0.0	0	0.0	0.523	0.033	○	0

注：1. 用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

2. 「環境基準に長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲に除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

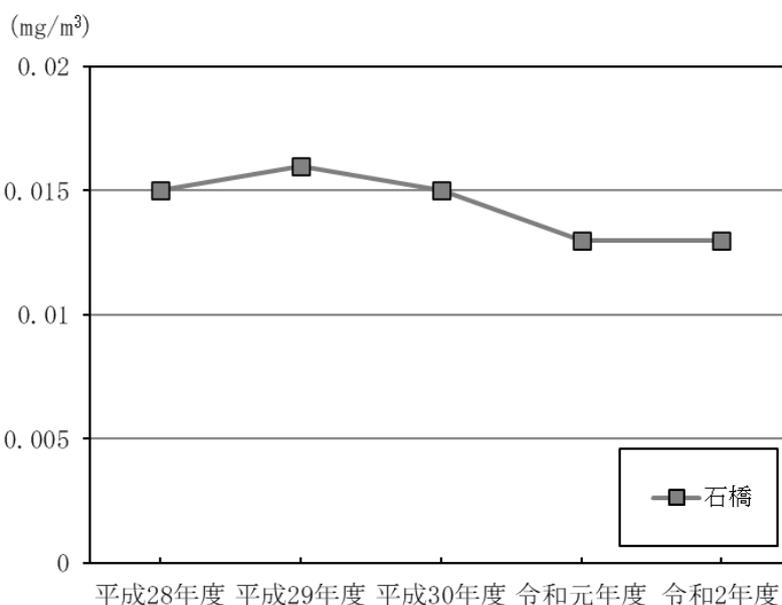
〔令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和4年）より作成

表3.1-12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	所在市	局名	用途地域	年平均値（mg/m ³ ）				
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	福井市	石橋	未	0.015	0.016	0.015	0.013	0.013

注：用途地域は、表3.1-6の注：2を参照。

〔平成29～令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成30～令和4年）より作成



〔平成29～令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、平成30～令和4年）より作成

図3.1-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(4) 大気汚染に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における大気汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市で49件、坂井市で55件、越前町で0件である。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、福井市、坂井市、越前町及び福井県において公表された測定結果はない。

(2) 自動車騒音の状況

福井県における自動車騒音について、令和2年度は23区間で自動車騒音の面的評価を実施している。なお、対象事業実施区域及びその周囲において、自動車騒音常時監視は実施されていない。

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における騒音に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市で24件、坂井市で11件、越前町で0件である。

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、福井市、坂井市、越前町及び福井県において公表された測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、福井市、坂井市、越前町及び福井県において公表された測定結果はない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における振動に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市で5件、坂井市で0件、越前町で0件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-8 のとおりである。対象事業実施区域の東側には九頭竜川水系の一级河川である七瀬川、北側には高須川水系の二级河川である高須川、西側には三本木川水系の二级河川である三本木川、南側には一光川水系の二级河川である一光川等が存在する。

(2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲に湖沼は存在しない。

(3) 海域

対象事業実施区域の周囲の海域は図 3.1-8 のとおりであり、日本海が存在する。

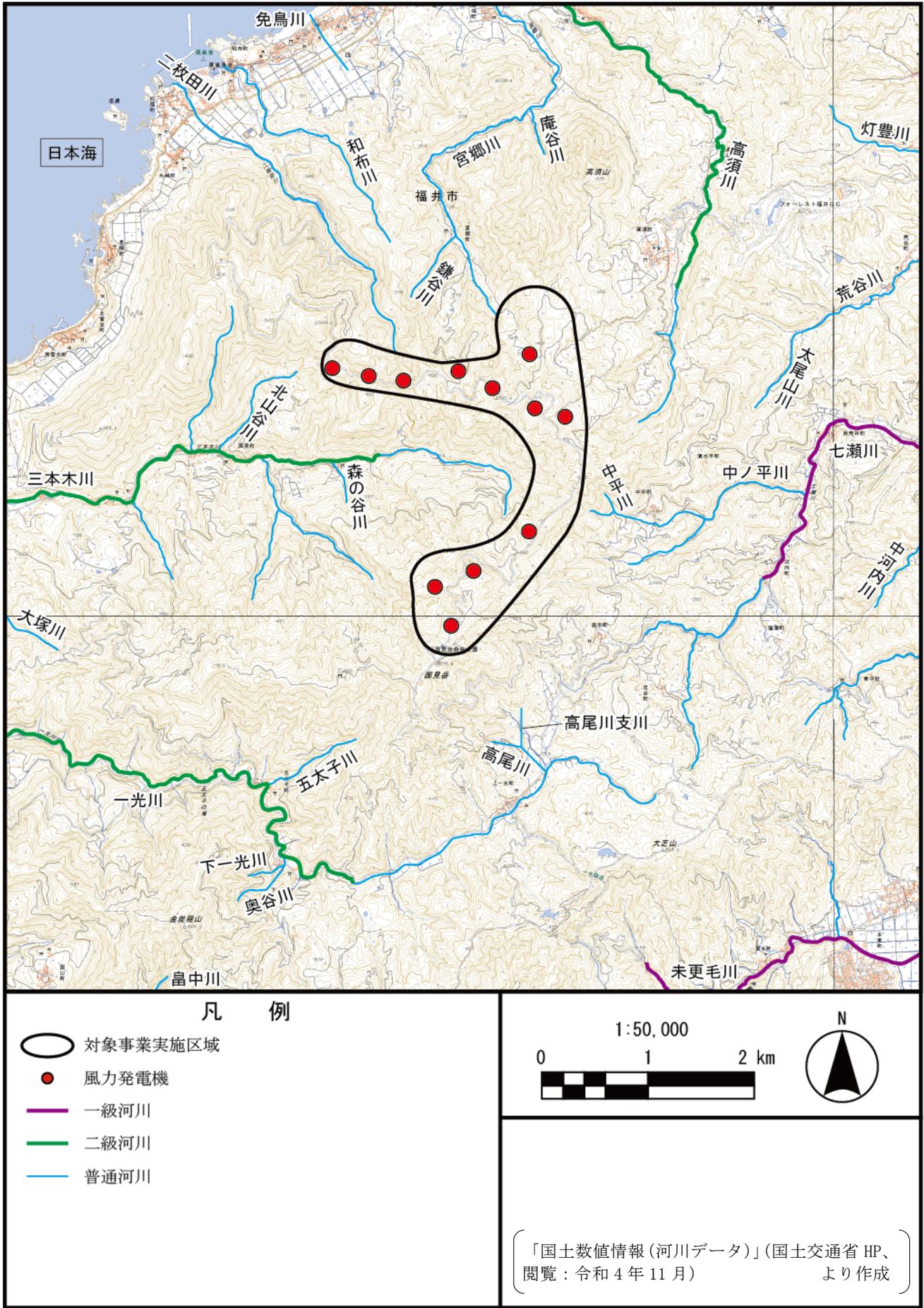


図 3.1-8 主要な河川及び海域の状況

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

福井県内では、類型が指定されている 24 河川・36 水域について常時監視を実施している。令和 2 年度は 35 水域で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、水質測定は実施されていない。

(2) 海域の水質

福井県内では、類型が指定されている 8 海域について常時監視を実施している。対象事業実施区域及びその周囲の海域における水質の状況として、越前加賀海岸地先海域の亀島地先及び菅生地先において生活環境項目の水質測定が行われている。令和 2 年度の水質測定地点は図 3.1-9、測定結果は表 3.1-13 のとおりである。

表 3.1-13 海域における水質測定結果（生活環境項目・令和 2 年度）

水域名		越前加賀海岸地先海域								環境基準 A 類型 (海域)
測定地点名		亀島地先				菅生地先				
類型区分		A				A				
測定項目	単位	最小	最大	m	n	最小	最大	m	n	
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	8.2	0	4	8.0	8.2	0	4	7.8以上 8.3以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	6.9	8.6	2	4	6.1	8.5	2	4	7.5 以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	<0.5	1.1	0	4	0.6	1.6	0	4	2 以下
n-ヘキサン抽出物質_油分等	mg/L	ND	ND	0	4	ND	ND	0	4	検出されないこと

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準を満たさない検体数、「n」は総検体数を示す。

3. 「ND」は検出されないことを示す。

〔「令和 2 年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

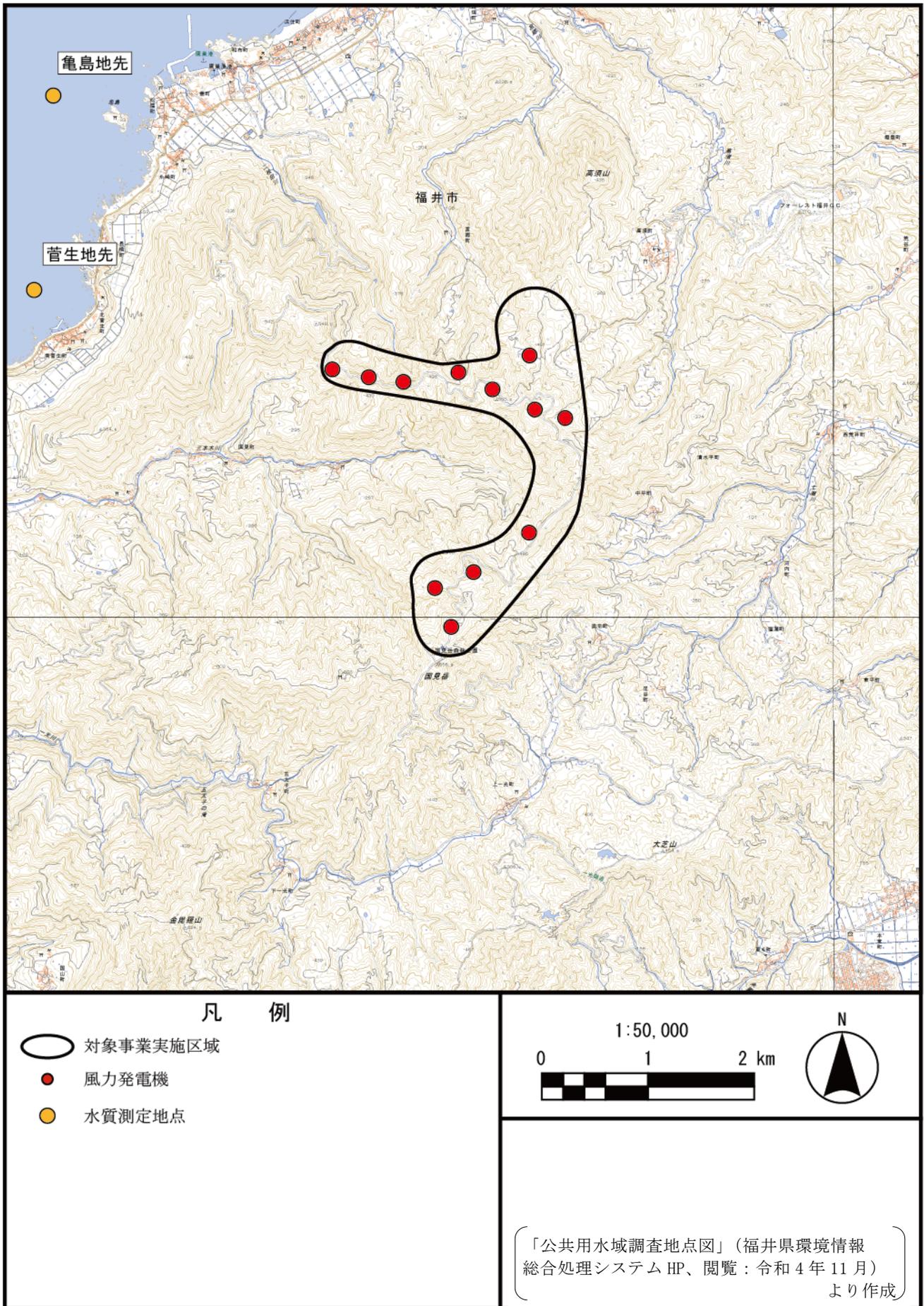


図 3.1-9 公共用水域水質測定位置

(3) 地下水の水質

地下水の水質の状況について、令和2年度は、福井県内で概況調査が30地点、汚染井戸周辺地区調査が7地点、継続監視調査が33地区で実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲において、概況調査が実施されており、調査結果は表3.1-14のとおりである。

表 3.1-14 地下水の水質の概況調査結果（令和2年度）

市町名	福井市		坂井市		越前町		環境基準
	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	地点数	濃度範囲 (mg/L)	
カドミウム	6	<0.001	3	<0.001	1	<0.001	0.003mg/L以下
全シアン	6	<0.1	3	<0.1	1	<0.1	検出されないこと
鉛	6	<0.005	3	<0.005	1	<0.005	0.01 mg/L以下
六価クロム	6	<0.04	3	<0.04	1	<0.04	0.05 mg/L以下
砒素	6	<0.005~0.024	3	<0.005	1	<0.005	0.01 mg/L以下
総水銀	6	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	6	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	6	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	6	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	6	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	6	<0.0004	3	<0.0004	1	<0.0004	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	6	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	6	<0.004	3	<0.004	1	<0.004	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	6	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	6	<0.0006	3	<0.0006	1	<0.0006	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	6	<0.001	3	<0.001	1	<0.001	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	6	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	6	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002 mg/L以下
チウラム	6	<0.0006	3	<0.0006	1	<0.0006	0.006 mg/L以下
シマジン	6	<0.0003	3	<0.0003	1	<0.0003	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	6	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.02 mg/L以下
ベンゼン	6	<0.001	3	<0.001	1	<0.001	0.01 mg/L以下
セレン	6	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	0.02~2.9	3	<0.02~3.9	1	1.9	10 mg/L以下
ふっ素	6	<0.1~0.1	3	<0.1	1	<0.1	0.8 mg/L以下
ほう素	6	<0.02	3	<0.02~0.02	1	<0.02	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	6	<0.005	3	<0.005	1	<0.005	0.05 mg/L以下

注：「—」は、該当がないことを示す。

〔「令和2年度公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書」（福井県HP、閲覧：令和4年11月）より作成〕

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市で16件、坂井市で10件、越前町で0件である。

3. 水底の底質の状況

「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、福井県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、最終改正：令和4年6月17日）に基づき、底質の汚染状況を把握するためのモニタリング調査を実施しており、令和2年度は22地点で底質調査が行われているが、環境基準値を超過した地点はない。なお、対象事業実施区域及びその周囲において、調査は実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土 壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図3.1-10のとおりであり、対象事業実施区域は主に乾性褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、褐色森林土壌及び暗赤色土壌等が分布している。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省HP、閲覧：令和4年11月）によると、令和4年10月31日現在、福井市において「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく形質変更時要届出区域の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲において要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市、坂井市及び越前町ともに0件である。

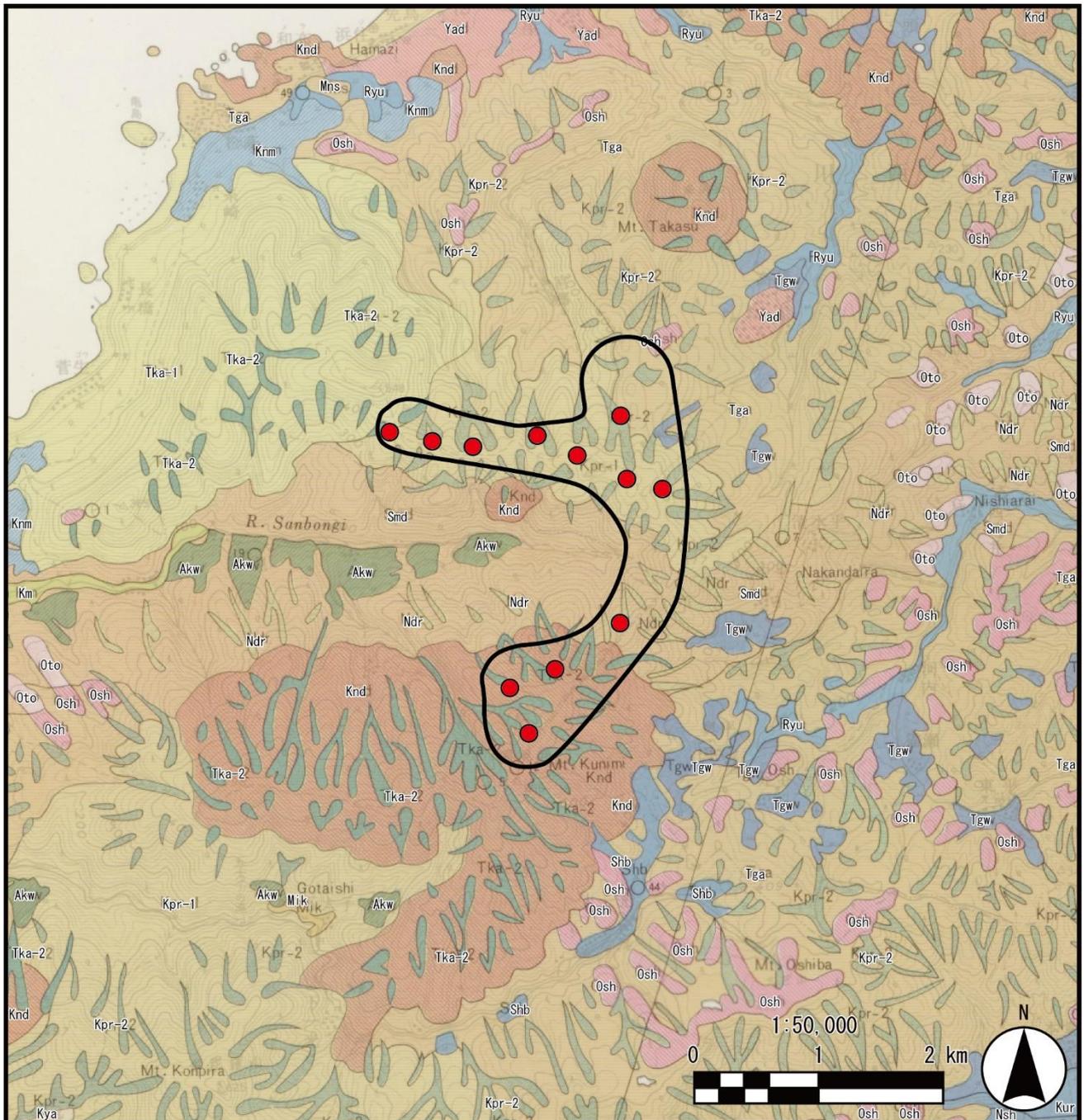
2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和4年）によると、福井市、坂井市及び越前町において地盤沈下は確認されていない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

福井市、坂井市及び越前町における地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）によると、令和2年度は福井市、坂井市及び越前町ともに0件である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機

山地および丘陵地の土壌

- | | |
|---------------|----------|
| 乾性褐色森林土壌 | 赤色土壌 |
| Tka-1 鷹巣1統 | Osh 大芝山統 |
| Kpr-1 金毘羅山1統 | Oto 大年統 |
| 乾性褐色森林土壌(赤褐色) | 暗赤色土壌 |
| Tga 天下統 | Knd 国見岳統 |
| Smd 清水平統 | 砂丘未熟土壌 |
| 褐色森林土壌 | Uch 内灘統 |
| Tka-2 鷹巣2統 | |
| Kpr-2 金毘羅山2統 | |
| Ndr 中平統 | |

台地および低地の土壌

- | | | | |
|---------|----------|----------|---------------|
| 岩屑性土壌 | 褐色低地土壌 | グライ土壌 | その他 |
| Kya 国山統 | Mik 三川内統 | Shb 芝井統 | 統の界線 |
| 黒ボク土壌 | 細粒グライ土壌 | Kur 鉄統 | ○20 試坑点位置及び番号 |
| Mns 皆瀬統 | Knm 国見統 | 粗粒グライ土壌 | |
| 黄色土壌 | Fsk 富曾亀統 | Ryu 竜北統 | |
| Yad 矢田統 | Tgw 田川統 | 低位泥炭土壌 | |
| Akw 鮎川統 | Nsh 西山統 | Shm 下谷地統 | |

「土地分類基本調査 土壌図 福井」
(経済企画庁、昭和46年) より作成

図 3.1-10 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-11 のとおりであり、対象事業実施区域は主に急斜面からなっており、一部に山頂・山腹緩斜面等が分布している。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-12 のとおりであり、対象事業実施区域は主に安山岩質凝灰岩、砂岩・泥岩互層及び輝石安山岩等からなっている。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- ・「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形。
- ・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- ・「福井県のすぐれた自然（地形地質）」（福井県、平成 11 年）に掲載されている地形及び地質。
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

対象事業実施区域及びその周囲において、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）による典型地形は、表 3.1-15 及び図 3.1-13 のとおりであり、波食棚である「亀島～鮎川海岸」が存在するが、対象事業実施区域に典型地形はない。

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-16 及び図 3.1-14 のとおりであり、「五太子の滝」が存在するが、対象事業実施区域に自然景観資源はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「福井県のすぐれた自然（地形地質）」（福井県、平成 11 年）による地形及び地質は、表 3.1-17 及び図 3.1-15 のとおりであり、対象事業実施区域に「和布～浜住海岸の火山岩類と第四系」がある。

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-15 対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況（典型地形）

地形項目	名 称	所在地	備考
波食棚	亀島～鮎川海岸	福井市	越前加賀海岸国定公園

〔「日本の典型地形」（財）日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

表 3.1-16 重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

区 分	名 称
滝	五太子の滝

〔第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図〕（環境庁、平成元年）より作成〕

表 3.1-17 重要な地形・地質の状況（福井県のすぐれた自然）

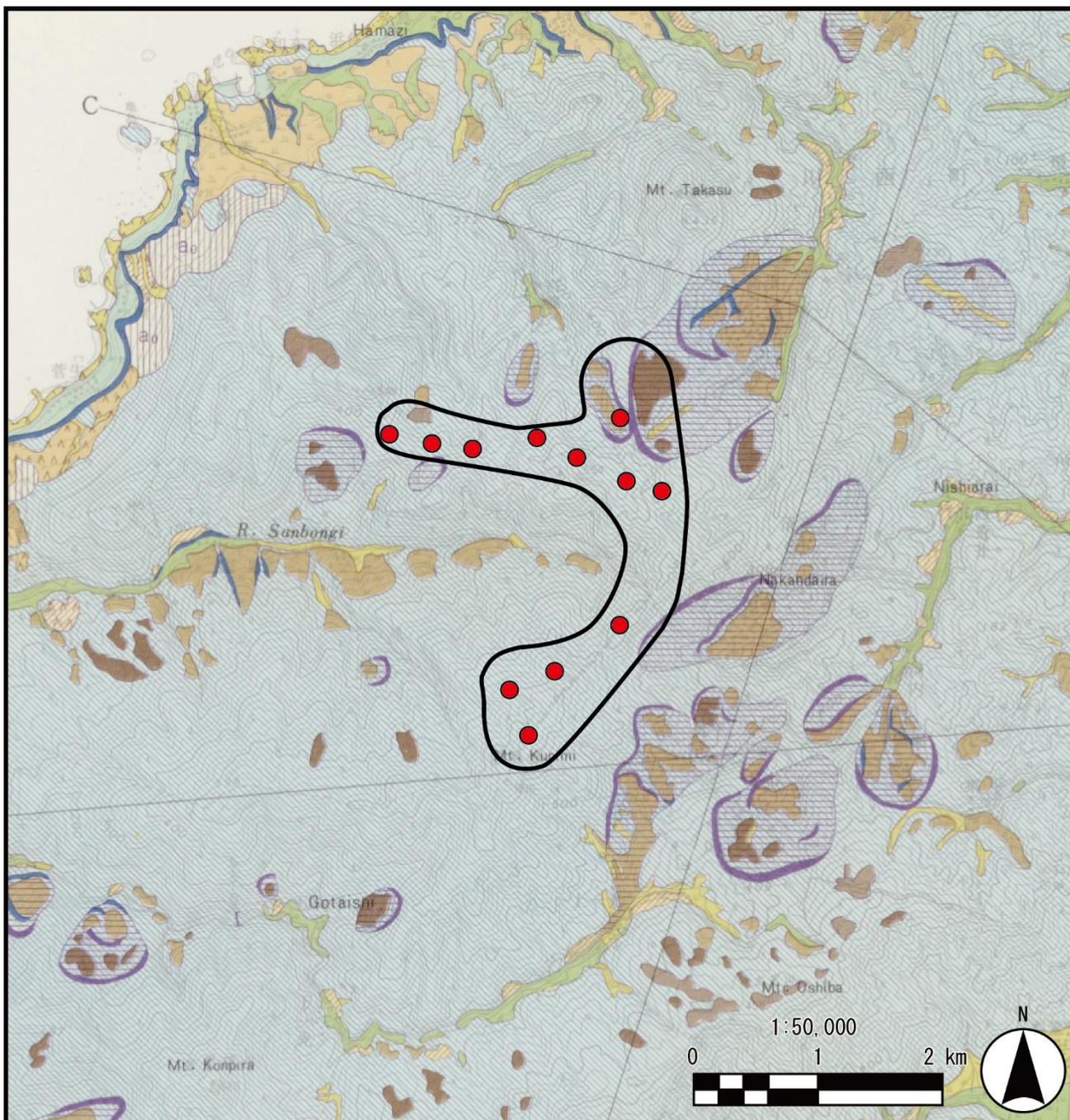
名 称	選定理由	区 分
福井市灯豊の貝化石	古生物学的に重要な地点	B
福井市高須北の貝化石	古生物学的に重要な地点	B
福井市高須の化石	古生物学的に重要な地点	B
和布～浜住海岸の火山岩類と第四系	その他地質学的に貴重な地点 （特異な地質構造が見られる地点）	B
鮎川の活断層露頭	特異な地質構造が見られる地点	B
福井市三本木の貝化石	古生物学的に重要な地点	A
福井市国見町長原の貝化石	古生物学的に重要な地点	B
福井市三本木東の植物化石と貝化石	古生物学的に重要な地点	B
丹生山地の中新世チャート	希少な鉱物・岩石を産出する地点	A
五太子の滝と植物化石	古生物学的に重要な地点 その他地質学的に貴重な地点	B

注：区分については以下のとおりである。

A；全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの

B；県レベルで重要なもの

〔「福井県のすぐれた自然」（福井県、平成 11 年）より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機

低 地

- 扇状地・勾配の急な谷底
- 谷底平野
- 三角州・海岸平野

その他

- 礫
- 河原・浜
- 麓斜面
- 地すべり性地域
- 地すべり滑落崖
- 崖
- 地形界
- 遷移点

山地・丘陵地

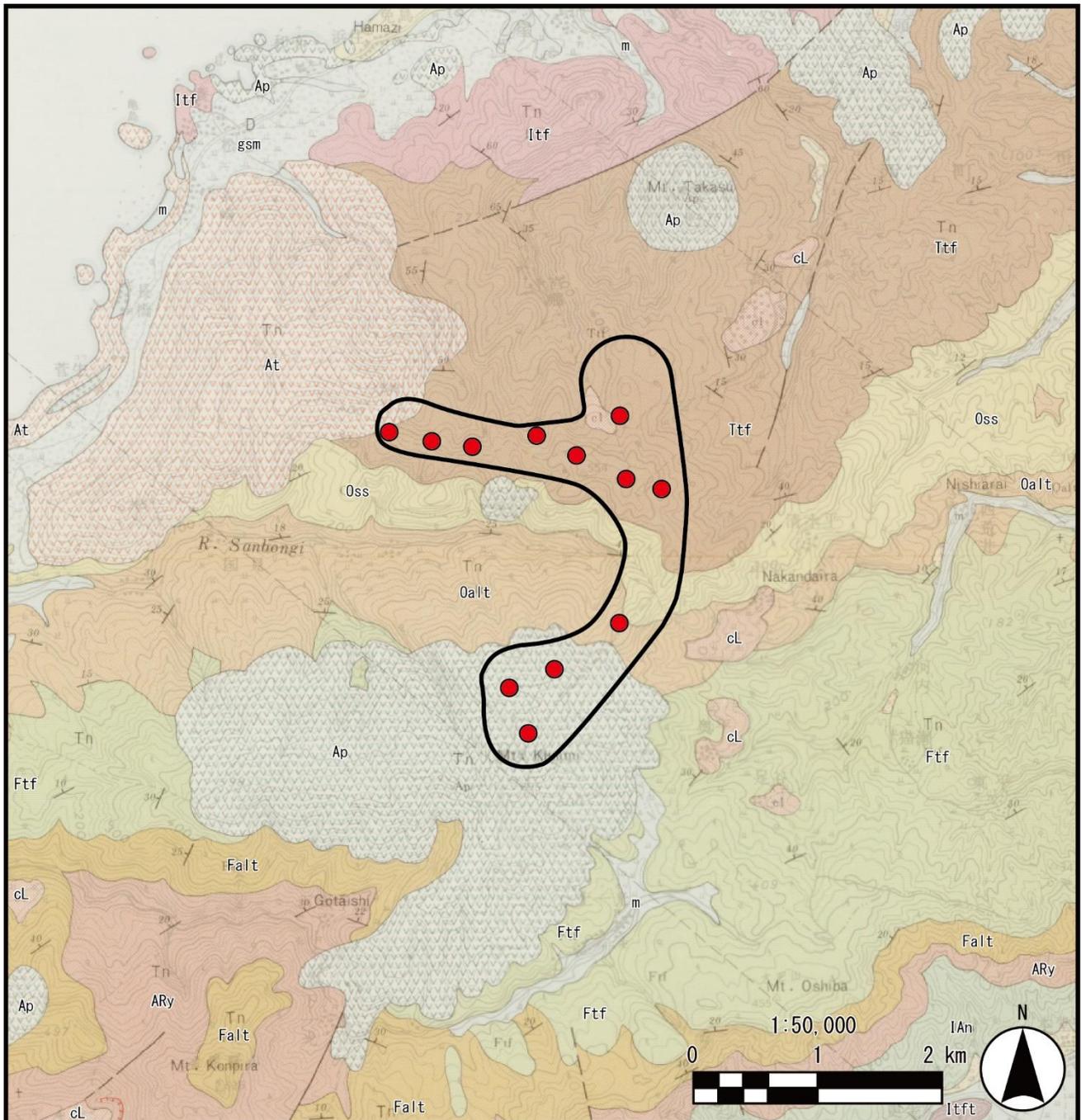
- 山頂・山腹緩斜面Ⅰ
- 山頂・山腹緩斜面Ⅱ
- 山麓緩斜面
- 急斜面

台 地

- 砂礫台地
- GtⅠ(上位)
- GtⅡ(中位)
- GtⅢ(下位)
- 岩石台地
- RtⅠ(上位)
- RtⅡ(中位)

「土地分類基本調査 地形分類図 福井」
(経済企画庁、昭和46年) より作成

図 3.1-11 地形の状況 (地形分類図)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機

その他

- 岩石の種類
の境界
- 走行傾斜
- 断層
- 地すべり
- 採石場
- 柱状断面位置
- 断面位置図

- 時代
- A 沖積世
 - D 洪積世
 - Tn 新第三紀
- 岩片の
かたさ
- a はなはだやわらかい
 - b やわらかい
 - c やややわらかい
 - d ややかたい
 - e かたい
 - f はなはだかたい
- 岩体
のかたさ
- 1 はなはだやわらかい
 - 2 やわらかい
 - 3 やややわらかい
 - 4 ややかたい
 - 5 かたい
 - 6 はなはだかたい

未固結堆積物

- m 泥がち堆積物
- cL 砕屑物
- gml 礫・泥
- gsm 礫・砂・泥

固結堆積物及び火山性岩石

- Itf 流紋岩質凝灰岩
- Ttf 安山岩質凝灰岩
- Oss 砂岩を主とする地層
- Oalt 砂岩・泥岩互層
- Ftf 凝灰岩質岩石
- Falt 凝灰質互層
- ARy 流紋岩質岩石
- IAn 安山岩質岩石
- Itft 凝灰岩を主とする地層
- At 粗面岩質安山岩
- Ap 輝石安山岩

「土地分類基本調査 表層地質図 福井」
(経済企画庁、昭和46年) より作成

図 3.1-12 表層地質図

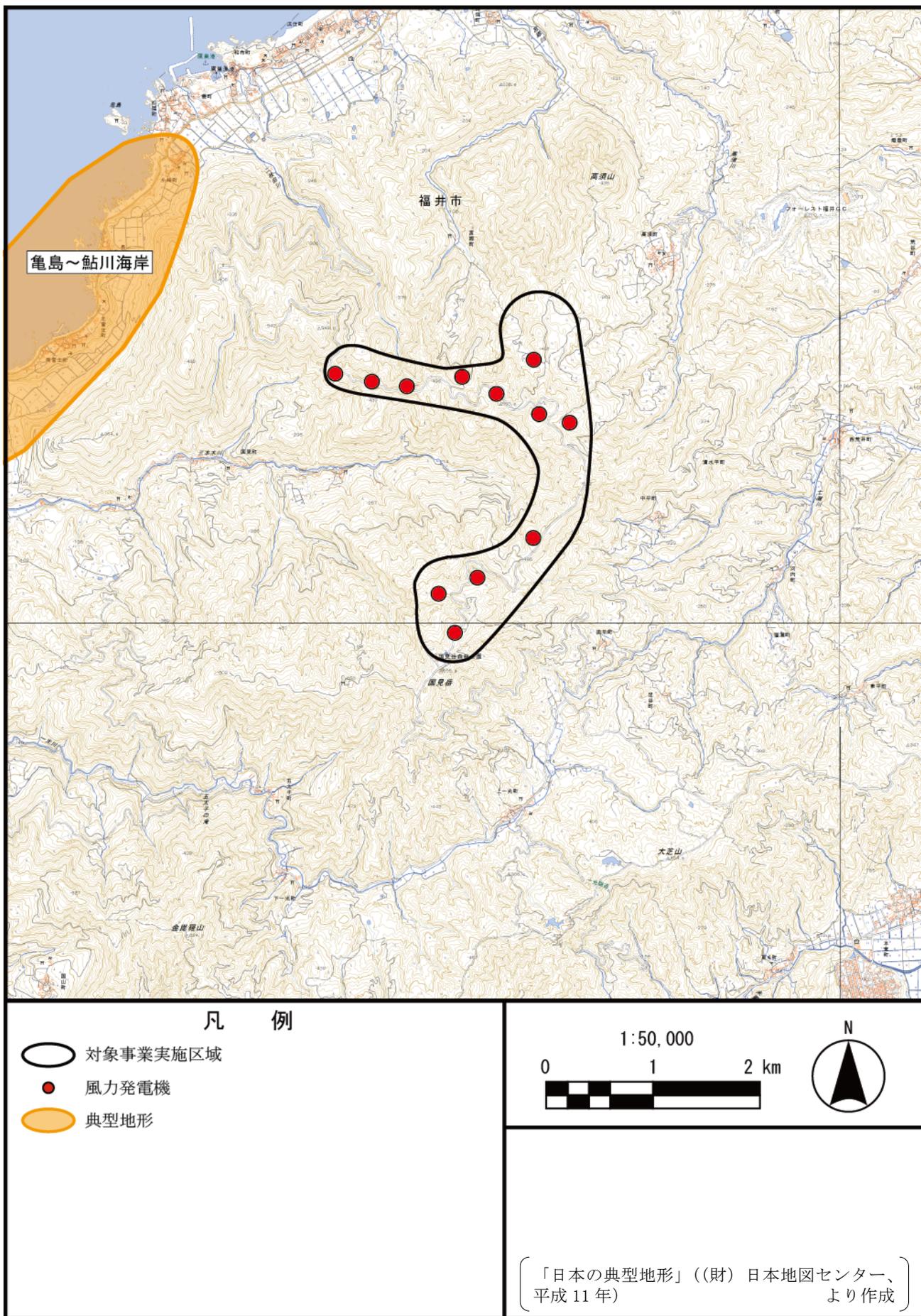


図 3.1-13 重要な地形・地質の状況 (典型地形)

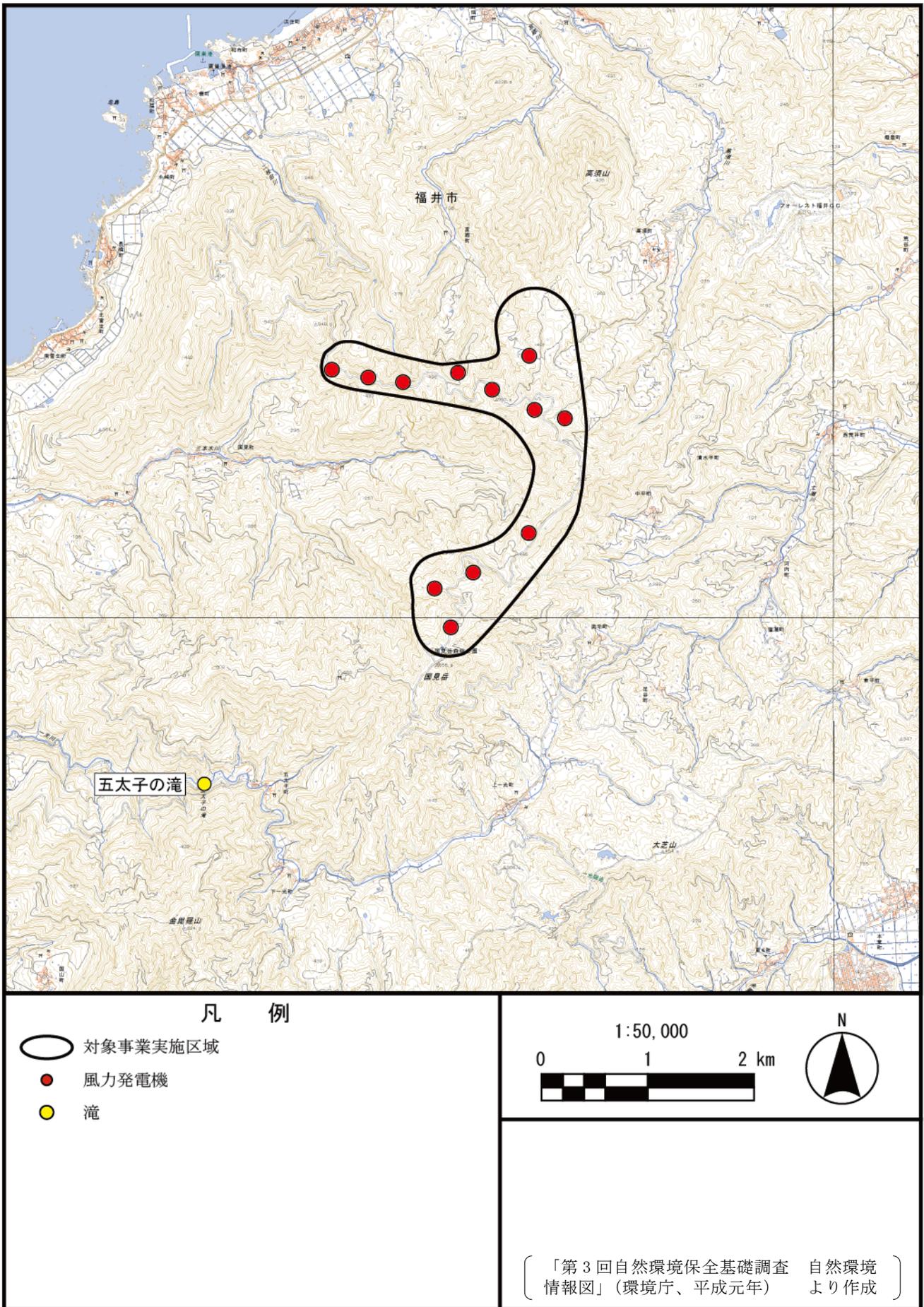


図 3.1-14 重要な地形・地質の状況 (自然景観資源)

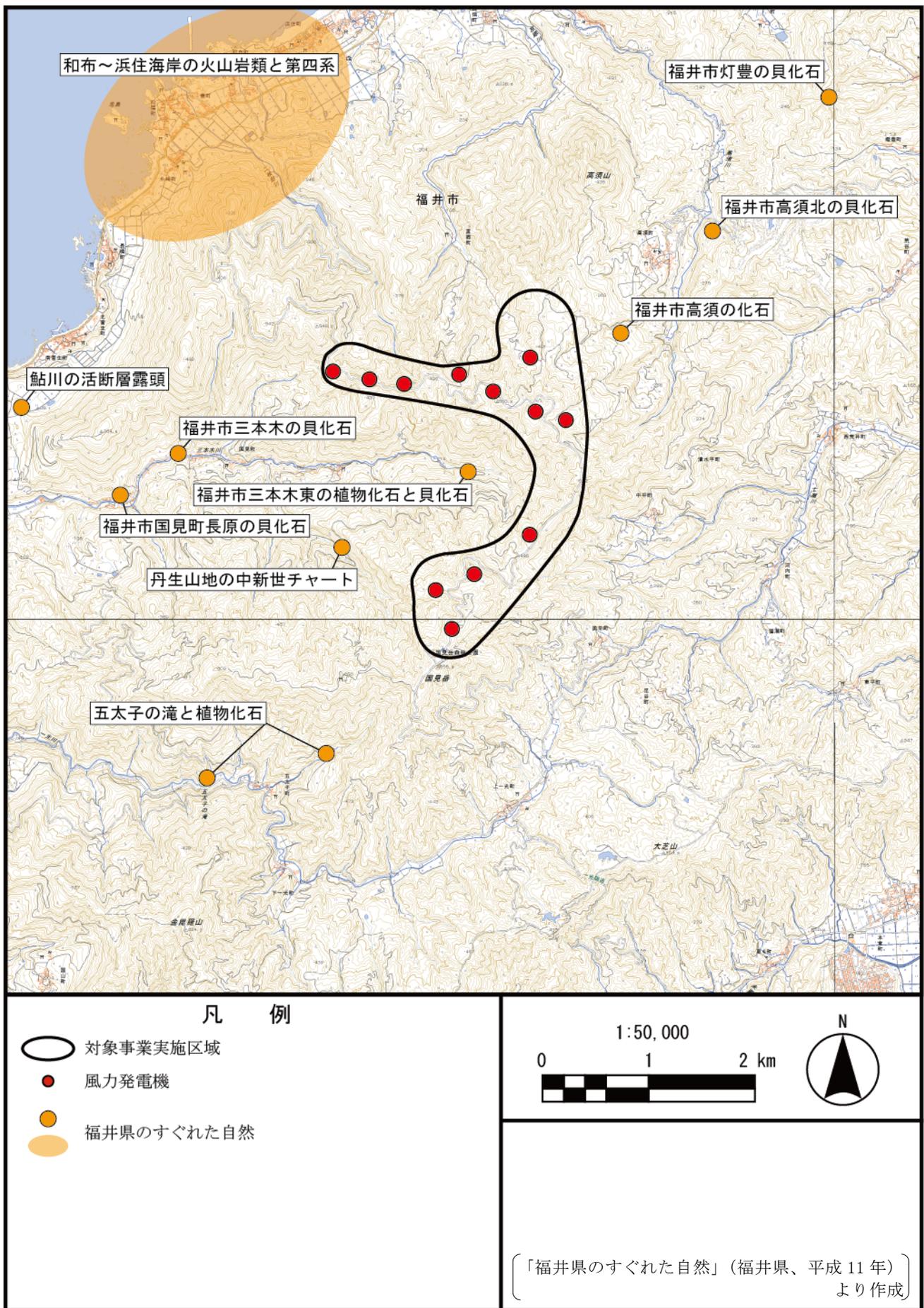


図 3.1-15 重要な地形・地質の状況 (福井県のすぐれた自然)

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「福井県のすぐれた自然データベース」（福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-18 及び図 3.1-16 のとおりである。

表 3.1-18 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回（1978～1980）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ ^{※1} の「鮎川」、「越前蒲生」
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 3 回（1983～1988）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ ^{※1} の「鮎川」、「越前蒲生」
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回（1988～1993）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ ^{※1} の「鮎川」、「越前蒲生」
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回（1993～1999）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ ^{※1} の「鮎川」、「越前蒲生」
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 6 回（1999～2005）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ ^{※1} の「鮎川」、「越前蒲生」
「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年）	福井市
「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」 ^{※2} （福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	生態系区分名「丹生山地北部」「越前海岸北部」
「福井県のすぐれた自然データベース」 ^{※3} （福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「福井市自然史博物館研究報告 No. 45～No. 68」（福井市自然史博物館、閲覧：令和 4 年 11 月）	福井市
「福井県における洞穴性コウモリ類の分布に関する知見」（福井市自然史博物館研究報告 52, 75-82、平成 17 年）	対象事業実施区域及びその周囲
「福井県の人工洞窟とそこで確認されたコウモリ類及びチビゴミムシ類」（福井市自然史博物館研究報告 56, 21-30、平成 21 年）	対象事業実施区域及びその周囲
「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲の調査地点
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	対象事業実施区域及びその周囲
「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「放鳥個体の GPS 情報」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「鳥類標識調査－Bird Banding－平成 22 年度～令和 3 年度報告書」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	織田山ステーション
「希少猛禽類（イヌワシ）保護管理調査報告書」及び「希少野生動植物種の保存事業（イヌワシ保護対策）調査報告書」（福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	福井県全域

注：表中の※については以下のとおりである。

※1；国土地理院発行の 1/25,000 の地形図の図郭割の範囲に相当する。

※2；「この HTML 文書は、第 6 回自然環境保全基礎調査の一環として実施した平成 16 年度生物多様性調査 種の多様性調査（福井県）委託業務の成果物に基づいています。調査報告の原本となる印刷成果物は下記のとおりです。

環境省自然環境局生物多様性センター（2005）生物多様性調査種の多様性調査（福井県）報告書．2005．環境省自然環境局生物多様性センター，富士吉田．

環境省自然環境局生物多様性センター（2005）生物多様性調査種の多様性調査（福井県）報告書．2005（資料編）．環境省自然環境局生物多様性センター，富士吉田．」との記載がある。

※3；「本データベースは、福井県が自然環境管理計画策定事業の一環として、福井県自然環境保全調査研究会に委託し取りまとめた、「福井県のすぐれた自然」（地形・地質編、植生編、動物編）をもとに作成したものです。取りまとめに当たっては、「自然環境管理計画策定調査」（1992 年～1998 年）のほか、「福井県自然環境保全基礎調査」（1973 年～1976 年）、「みどりのデータバンク事業」（1979 年～1985 年）などの成果をもとにしています。」との記載がある。

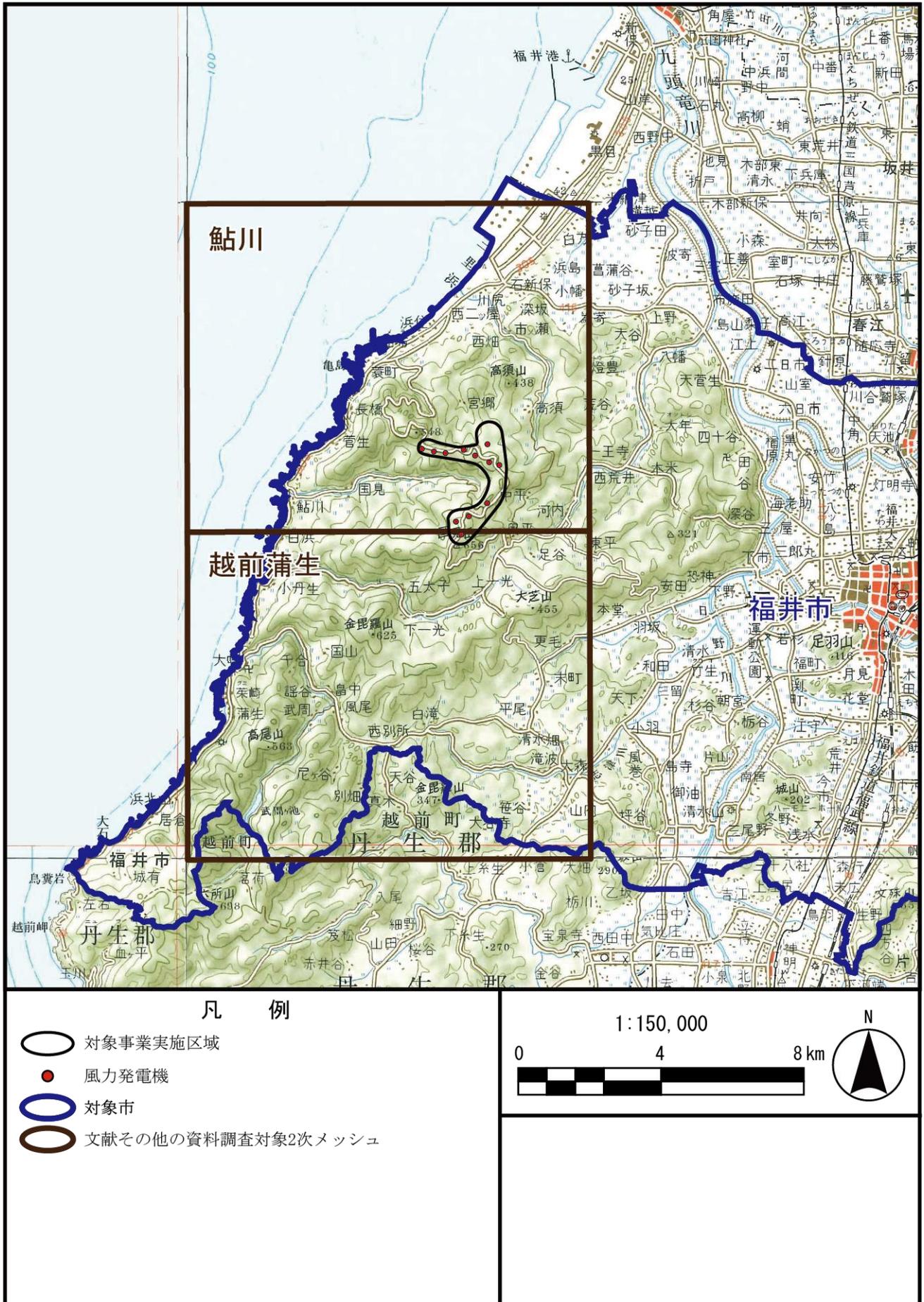


図 3.1-16 文献その他の資料調査の範囲（動物）

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要を表 3.1-19 のとおり整理した。哺乳類 30 種、鳥類 271 種、爬虫類 15 種、両生類 15 種、昆虫類 1,769 種、陸産貝類 17 種、魚類 44 種及び底生動物 22 種の合計 2,183 種を確認した。

表 3.1-19(1) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回 (1978~1980)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	7 種	ヒミズ、コウベモグラ、モグラ属、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、アブラコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ハタネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ ^{*1} 、カヤネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ、ツキノワグマ、アライグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、チョウセンイタチ、ホンドイタチ、ニホンアナグマ、ハクビシン、ニホンイノシシ、ニホンジカ、カモシカ (30 種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	6 種	
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	4 種	
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 6 回 (1999~2005)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	8 種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)	5 種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」 ^{*2} (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	13 種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No. 45~No. 68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和 4 年 11 月)	25 種	
	「福井県における洞穴性コウモリ類の分布に関する知見」(福井市自然史博物館研究報告 52, 75-82、平成 17 年)	1 種	
	「福井県の人工洞窟とそこで確認されたコウモリ類及びチビゴムシ類」(福井市自然史博物館研究報告 56, 21-30、平成 21 年)	3 種	
	「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	5 種	
鳥類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回 (1978~1980)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	52 種	ヤマドリ、マガモ、カイツブリ、キジバト、アビ、コウノトリ、ヒメウ、サンカノゴイ、ナベヅル、ヒクイナ、ツツドリ、タゲリ、ヤマシギ、ユリカモメ、ウミガラス、ノスリ、コノハズク、カワセミ、コゲラ、チョウゲンボウ、ヤイロチョウ、モズ、カケス、ヤマガラ、ヒヨドリ、センダイムシクイ、メジロ、ムクドリ、トラツグミ、セグロセキレイ、ベニヒワ、ホオジロ、ソウシチョウ等 (271 種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 3 回 (1983~1988)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月)	58 種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)	85 種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」 ^{*2} (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	235 種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No. 45~No. 68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和 4 年 11 月)	166 種	
	「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	0 種	
	「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果についてー」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	1 種	
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版)	2 種	
	「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	3 種	
	「放鳥個体の GPS 情報」(福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	1 種	
	「鳥類標識調査ーBird Bandingー 平成 22 年度~令和 3 年度報告書」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	73 種	
	「希少猛禽類(イヌワシ)保護管理調査報告書」及び「希少野生動物種の保存事業(イヌワシ保護対策)調査報告書」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	13 種	

表 3.1-19(2) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	0種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (15種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	6種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	5種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※2 (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	15種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No. 45~No. 68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和4年11月)	4種	
両生類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	1種	ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル (15種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	8種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	4種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※2 (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	15種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No. 45~No. 68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和4年11月)	3種	
昆虫類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第2回 (1978~1980)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	7種	アオイトトンボ、マダラヤンマ、ヒナカマキリ、ヤマトカワゲラ、ツユムシ、ハマスズ、マメハナアザミウマ、コバネナガカメムシ、ヒゲナガカワトビケラ、ダイミョウセセリ、ルリタテハ本土亜種、キシタアツバ、ヒメハスオビガガンボ、ルリミズアブ、オオハナアブ、オオマダラメマトイ、ムネアカマダラバエ、ルリヒラタゴミムシ、コアオハナムグリ、ジョウカイボン、ナナホシテントウ、ヨツボシテントウダマシ、ヨツスジハナカミキリ、ヨモギハムシ、ムツバセイボウ、キアシナガバチ本土亜種、ズマルコハナバチ等 (1,769種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	26種	
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	64種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	94種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※2 (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	1,190種	
	「福井県のすぐれた自然データベース」※3 (福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	18種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No. 45~No. 68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和4年11月)	769種	
陸産貝類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	0種	ヤマタニシ、オオウスイロヘソガイ、イツマデガイ、ニクイロシブキツボ、ヤマナメクジ、ナガオカモノアラガイ、トノサマガセル、オオヒラベッコウ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、タカキビ、ケハダピロウドマイマイ、コシタカコベソマイマイ、ヤマタカマイマイ、オオミケマイマイ、ツルガマイマイ (17種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	3種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	15種	

表 3.1-19(3) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
魚類	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回 (1988~1993)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	0種	カワヤツメ、ニホンウナギ、ギンブナ、ヤリタナゴ、ワタカ、カワムツ、ヌマムツ、タカハヤ、ウグイ、スゴモロコ、アジメドジョウ、アカザ、ニッコウイワナ、キタノメダカ、カジカ、カワアナゴ、マハゼ、ルリヨシノボリ、スミウキゴリ、ウキゴリ、シマウキゴリ、ジュズカケハゼ、ヌマガレイ等 (44種)
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回 (1993~1999)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和4年11月)	3種	
	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	19種	
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※2(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	24種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No.45~No.68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和4年11月)	12種	
底生動物	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成28年)	10種	イシマキガイ、マルタニシ、オオタニシ、ヒメタニシ、カワニナ、ヒメモノアラガイ、コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、サカマキガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、カワコザラガイ、カワシンジュガイ、トンガリササノハガイ、イシガイ、カタハガイ、マツカサガイ、ヌマガイ、ドブガイ、タイワンシジミ、ヤマトシジミ、マシジミ (22種)
	「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※2(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)	12種	
	「福井市自然史博物館研究報告 No.45~No.68」(福井市自然史博物館、閲覧：令和4年11月)	1種	
合計	2,183種		

注：1. 哺乳類、爬虫類、魚類については海生種を除いた。底生動物のうち水生昆虫類は昆虫類として扱った。

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1；専門家のヒアリングにより追加した。

※2；「このHTML文書は、第6回自然環境保全基礎調査の一環として実施した平成16年度生物多様性調査種の多様性調査(福井県)委託業務の成果物に基づいています。調査報告の原本となる印刷成果物は下記のとおりです。

環境省自然環境局生物多様性センター(2005)生物多様性調査種の多様性調査(福井県)報告書. 2005. 環境省自然環境局生物多様性センター, 富士吉田.

環境省自然環境局生物多様性センター(2005)生物多様性調査種の多様性調査(福井県)報告書. 2005(資料編). 環境省自然環境局生物多様性センター, 富士吉田.」との記載がある。

※3；「本データベースは、福井県が自然環境管理計画策定事業の一環として、福井県自然環境保全調査研究会に委託し取りまとめた、「福井県のすぐれた自然」(地形・地質編、植生編、動物編)をもとに作成したものです。取りまとめに当たっては、「自然環境管理計画策定調査」(1992年~1998年)のほか、「福井県自然環境保全基礎調査」(1973年~1976年)、「みどりのデータバンク事業」(1979年~1985年)などの成果をもとにしています。」との記載がある。

「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省HP、閲覧：令和4年11月)の Koumori 類生息情報によると、図 3.1-17 のとおり、対象事業実施区域の周囲においてキクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、テングコウモリ、ユビナガコウモリが確認されている。

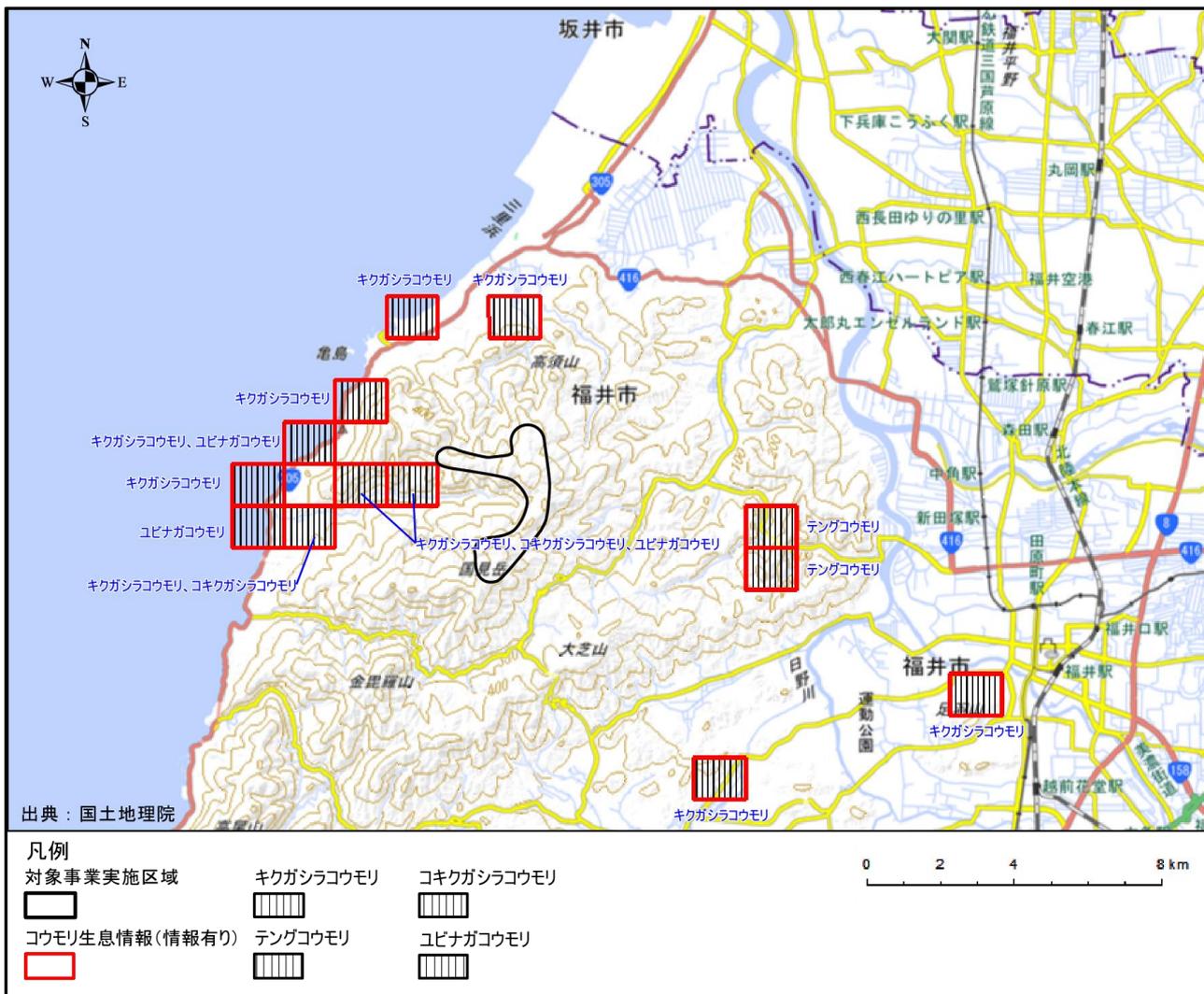
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)によると、図 3.1-18~図 3.1-20 のとおり、対象事業実施区域の周囲においてノスリ(春季)及びハチクマ(春季・秋季)の渡り経路が確認されている。また、図 3.1-21 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュではクマタカの生息が確認されている。

「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省HP、閲覧：令和4年11月)によると、対象事業実施区域及びその周囲は図 3.1-22 のとおり注意喚起レベル A3、注

意喚起レベル B 及び注意喚起レベル C に該当する。対象事業実施区域は注意喚起レベル A3 と注意喚起レベル C に該当し、重要種として注意喚起レベル A3 のメッシュは「チュウヒ、オジロワシ、クマタカ」、注意喚起レベル C のメッシュは「クマタカ」が該当する。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、『参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティブティマップについて』』のとおりである。

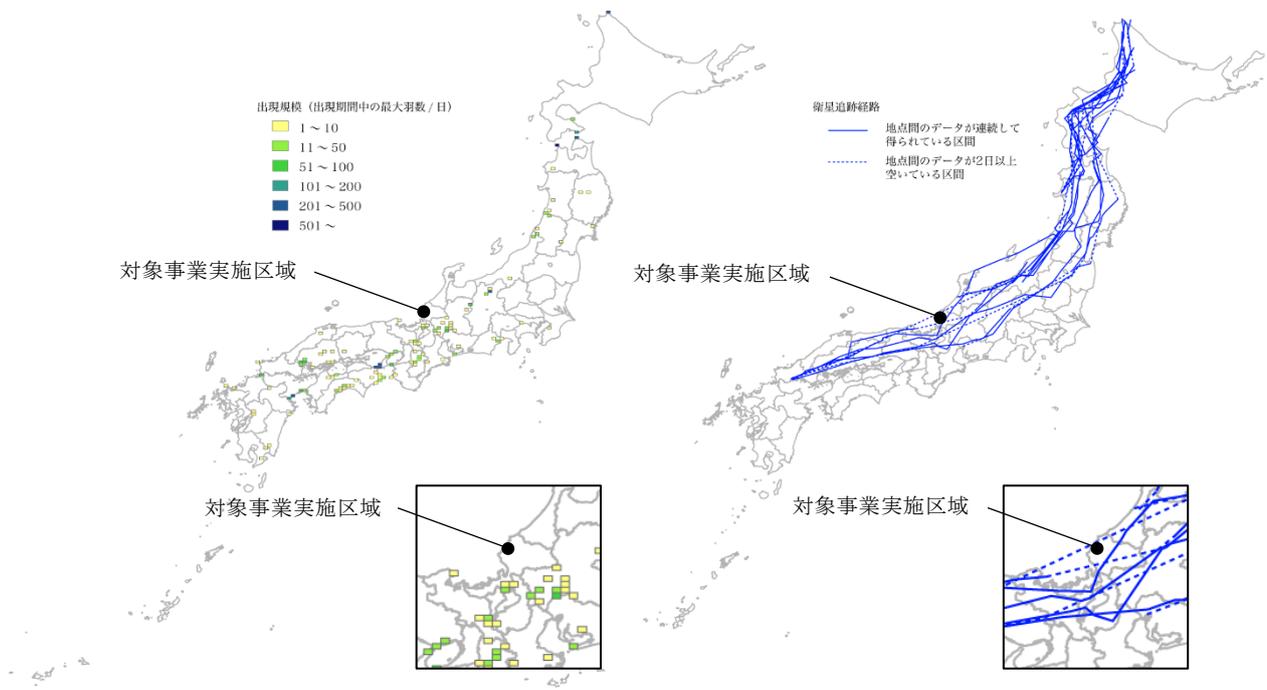
「放鳥個体の GPS 情報」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、図 3.1-24 のとおり、GPS を付けて放鳥されたコウノトリ 9 羽の位置情報図が掲載されている。9 羽の GPS 記録期間は 2015 年（平成 27 年）10 月 3 日から 2019 年（令和元年）7 月 12 日となっており、そのうち、「ゆめちゃん」については放鳥地点である越前市で長期滞在（300 日以上）が、「たからくん」については、放鳥地点である越前市、隣接する越前町及び鯖江市で中間滞在（50～299 日）が確認されているものの、対象事業実施区域の周囲は立寄りや通過のみの確認である。なお、「ゆめちゃん」の GPS は現在不通となっており、2019 年 4 月 16 日に目視確認された。また、「さきちゃん」は、2018 年 6 月 28 日に長野県松本市、「たからくん」は、2022 年 8 月 3 日に福井県越前市で死亡が確認されている。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、調査地点は存在しない。最寄りの調査地点である「福井新港」で対象事業実施区域まで 9.6km であるが、その他の地点についてはいずれも 10km 以上離れた場所であった。



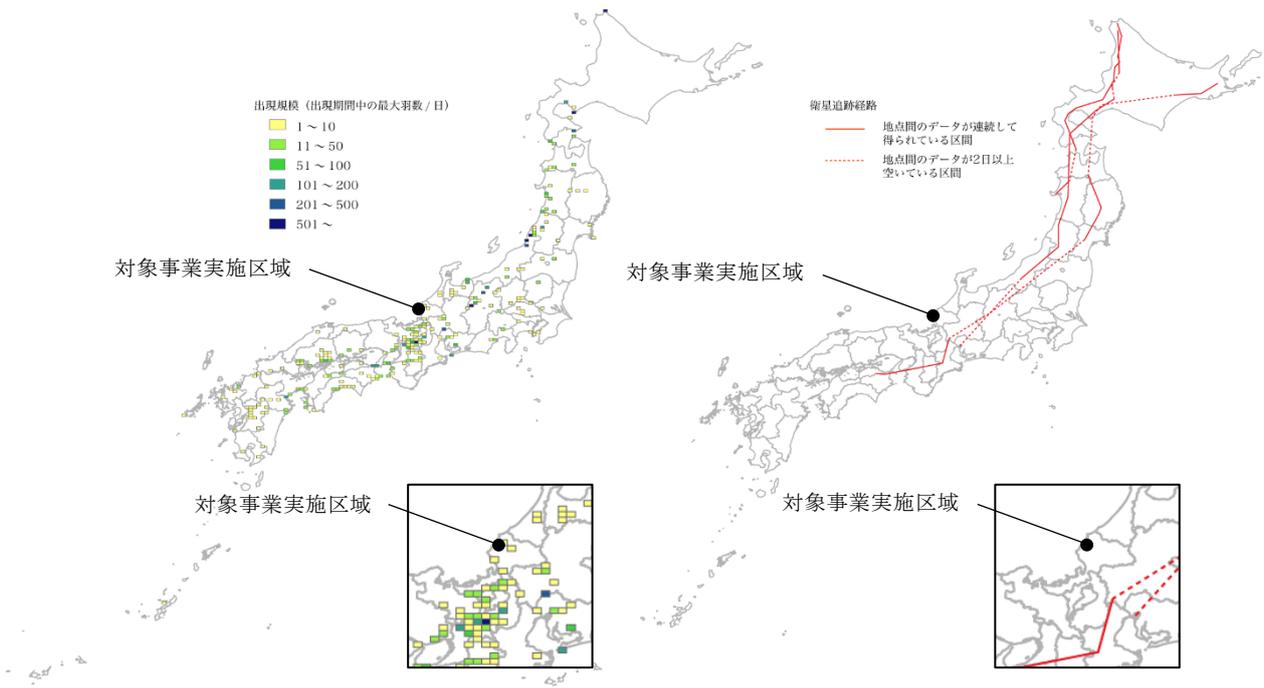
〔「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成〕

図 3.1-17 環境アセスメントデータベース 全国環境情報



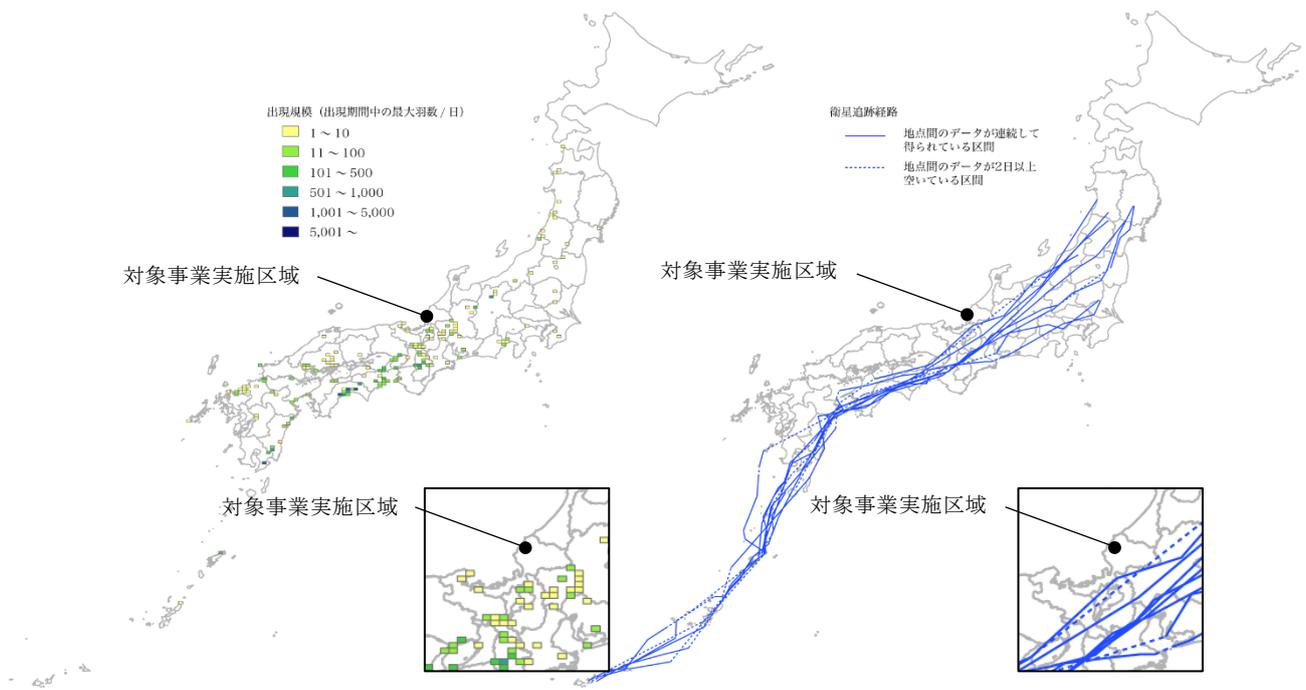
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-18(1) ノスリの渡り経路 (春季)

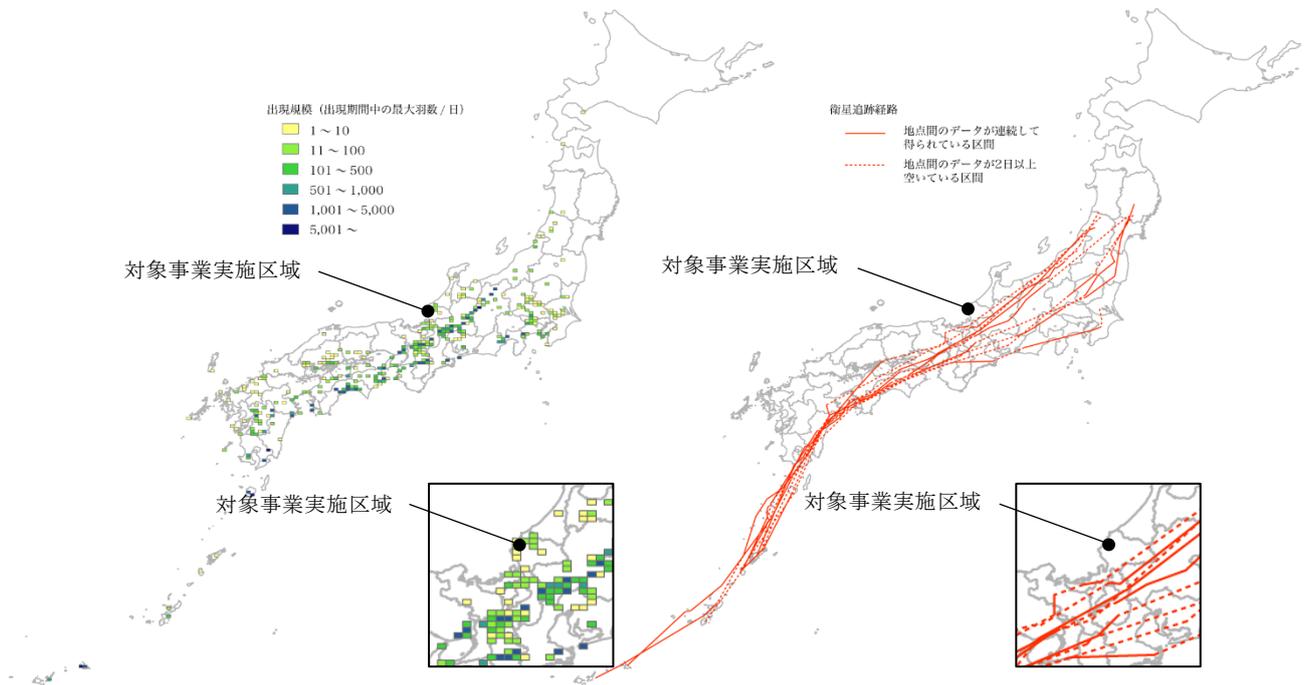


〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

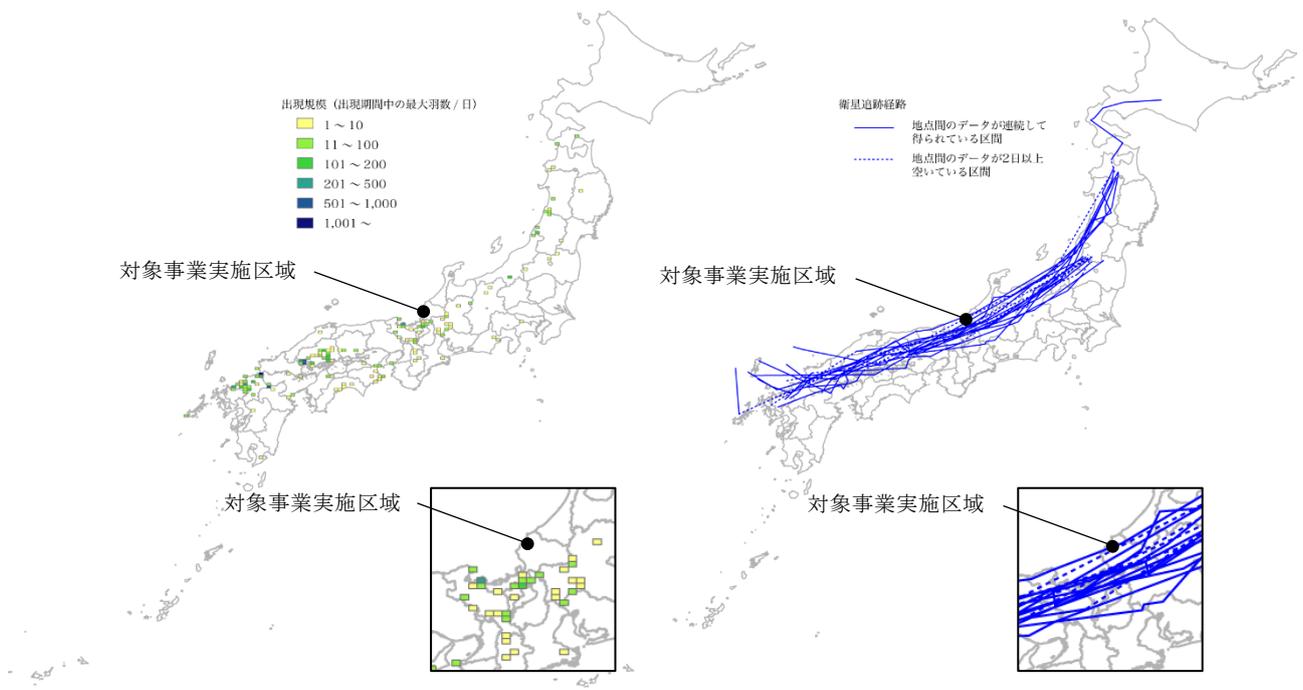
図 3.1-18(2) ノスリの渡り経路 (秋季)



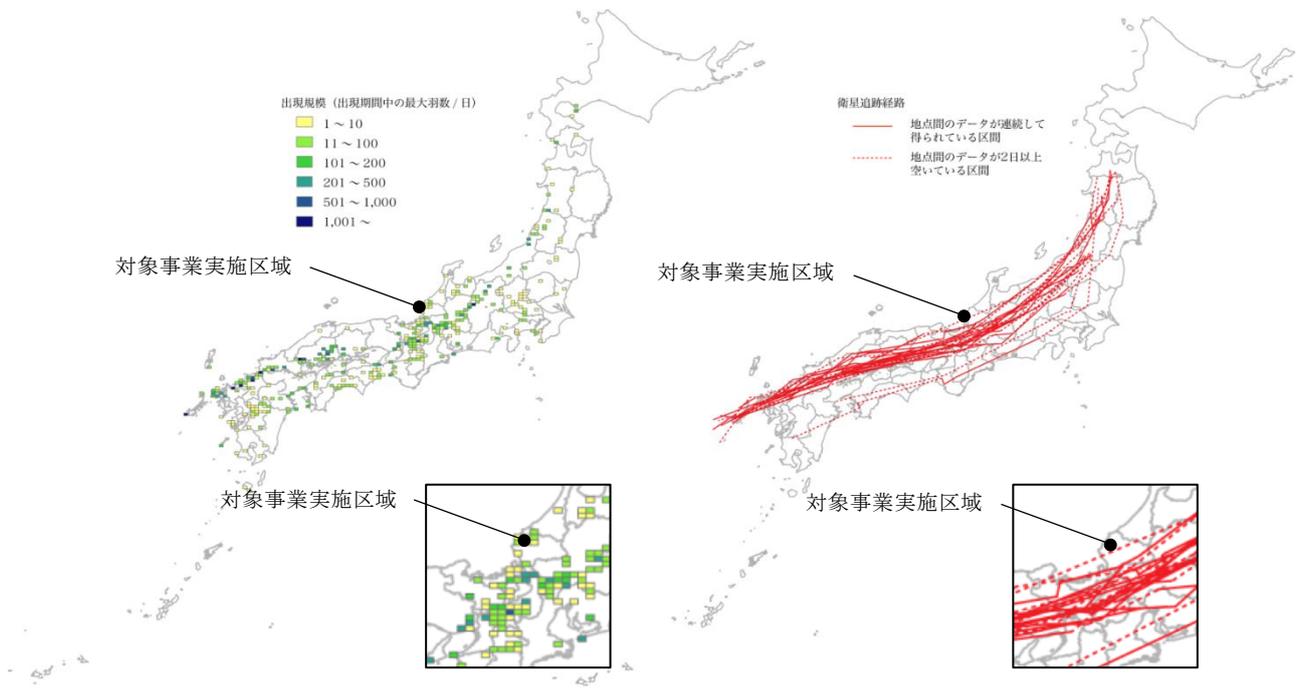
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕
 図 3.1-19(1) サシバの渡り経路（春季）



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕
 図 3.1-19(2) サシバの渡り経路（秋季）



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕
 図 3.1-20(1) ハチクマの渡り経路 (春季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕
 図 3.1-20(2) ハチクマの渡り経路 (秋季)

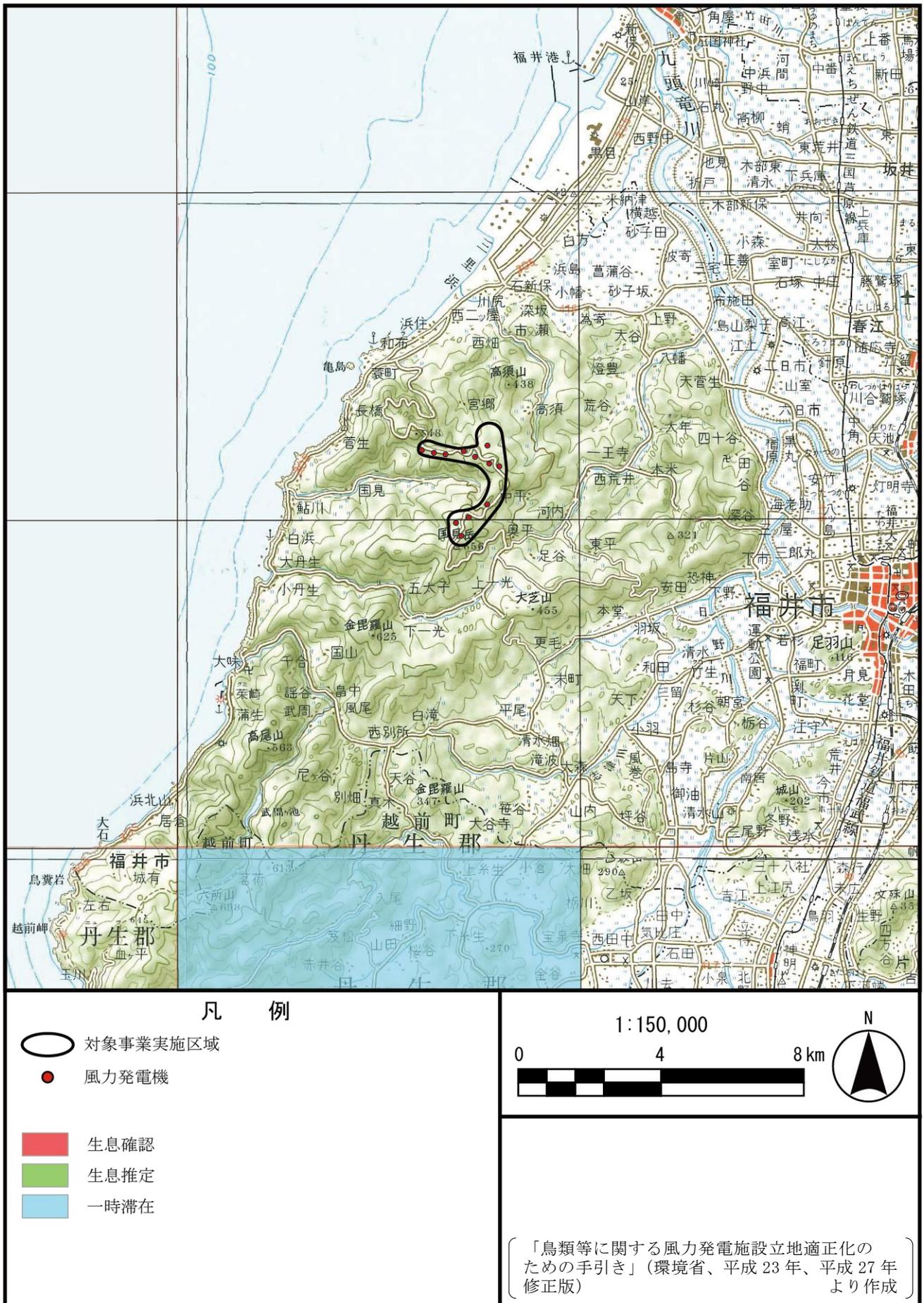


図 3.1-21(1) イヌワシ分布メッシュ図

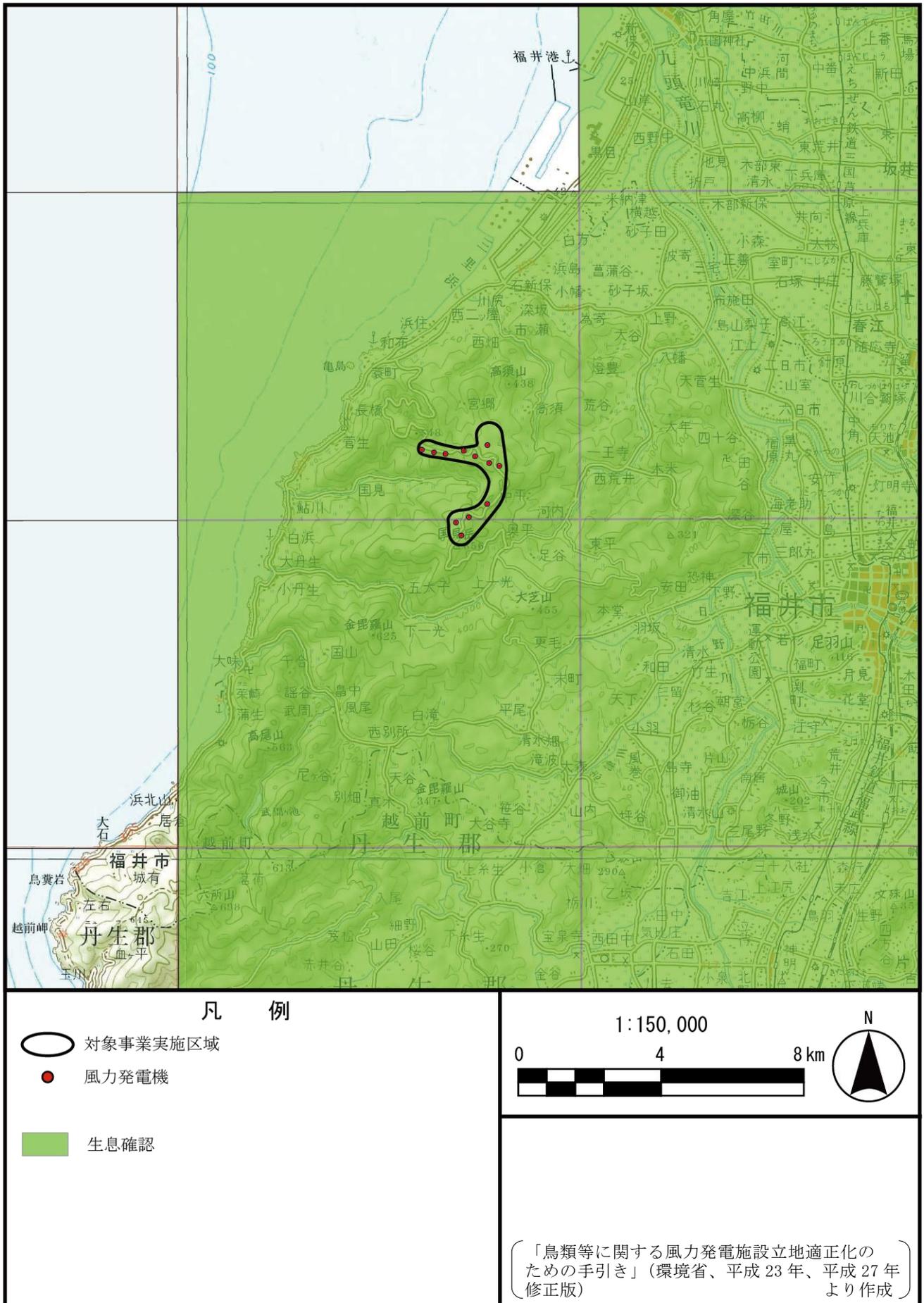


図 3.1-21 (2) クマタカ分布メッシュ図

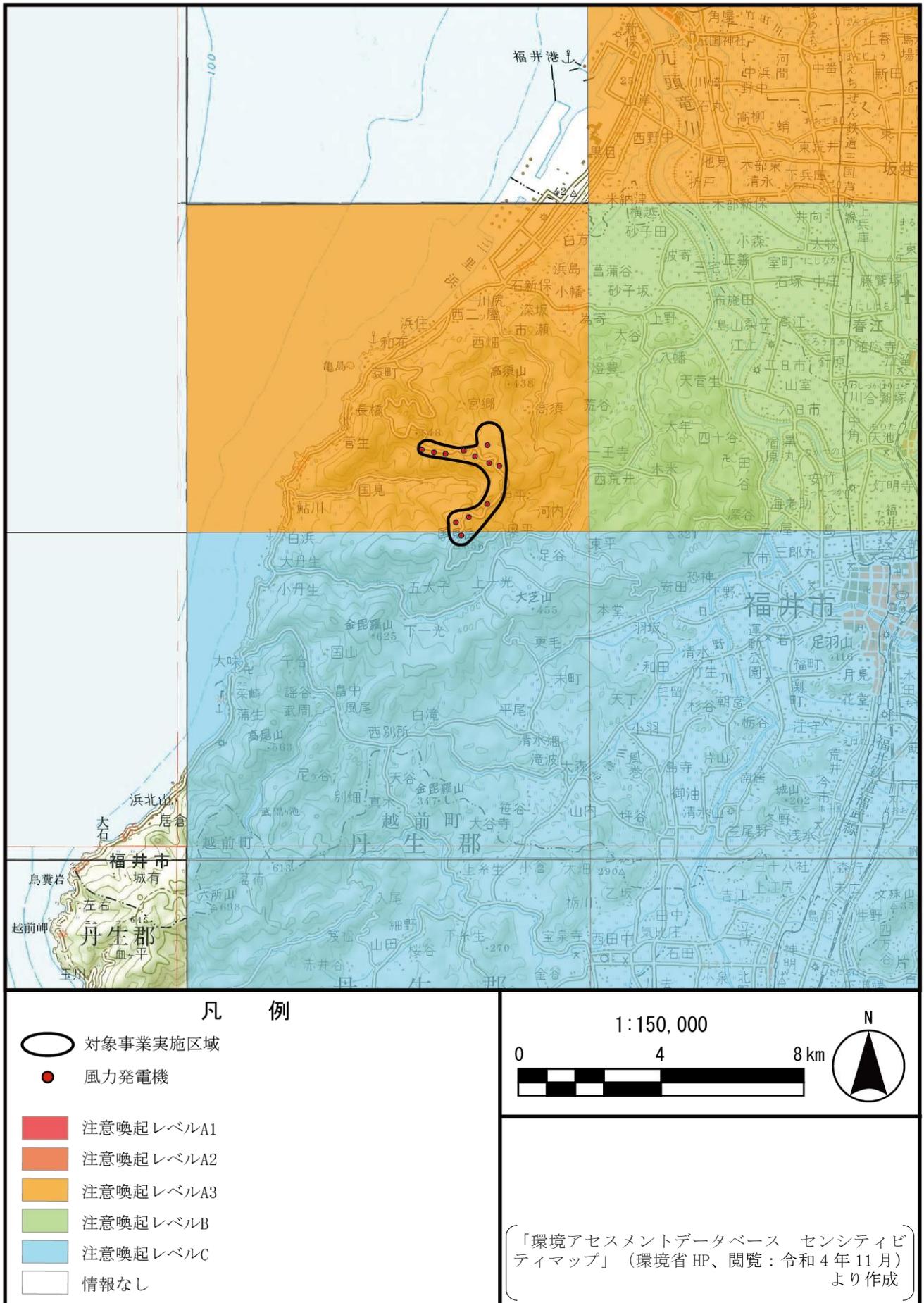


図 3.1-22 センシティブティマップ

参考資料：「地理情報システム (GIS)：センシティブリティマップについて」

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ (モニタリングサイト 1000 調査) を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました (個体数の多いものはランクが高くなります)。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016) の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課, 2016) の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました (図 3.1-23)。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました (表 3.1-20)。

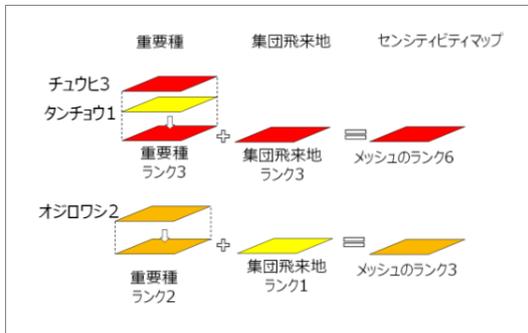
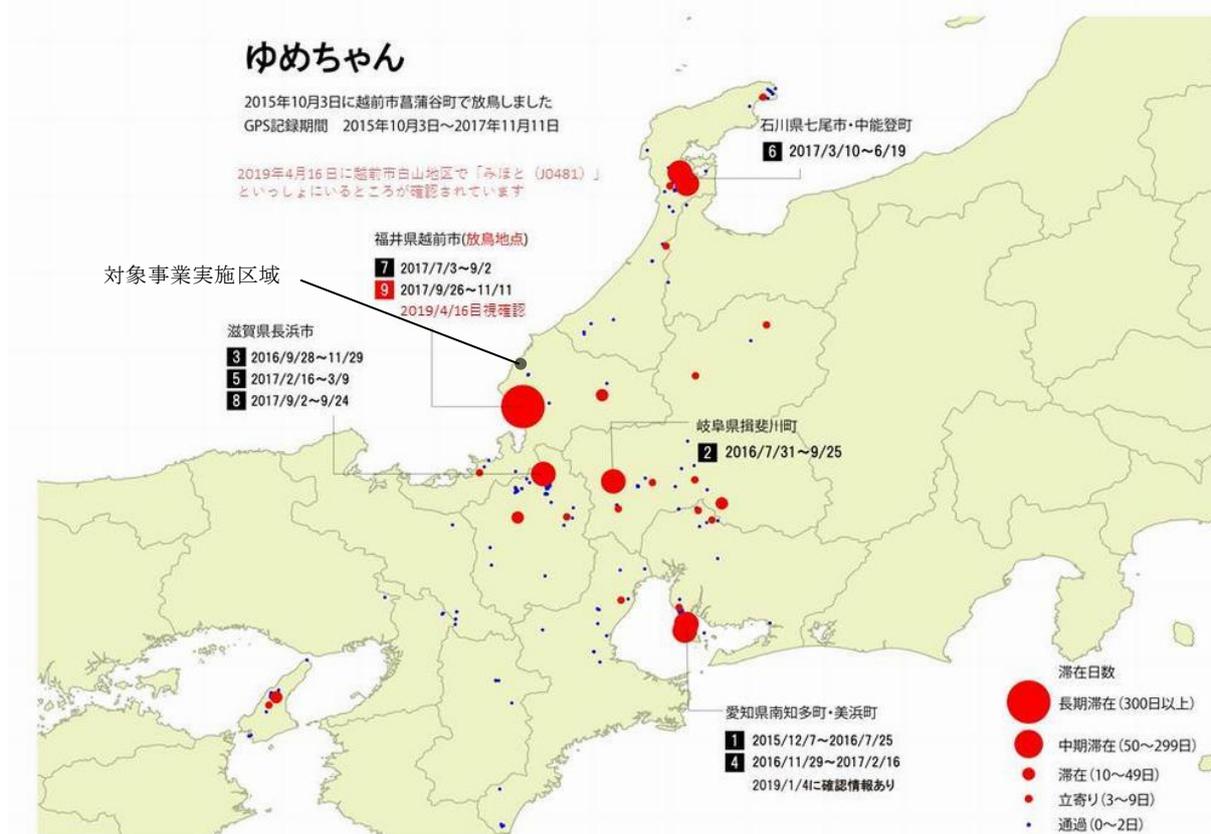
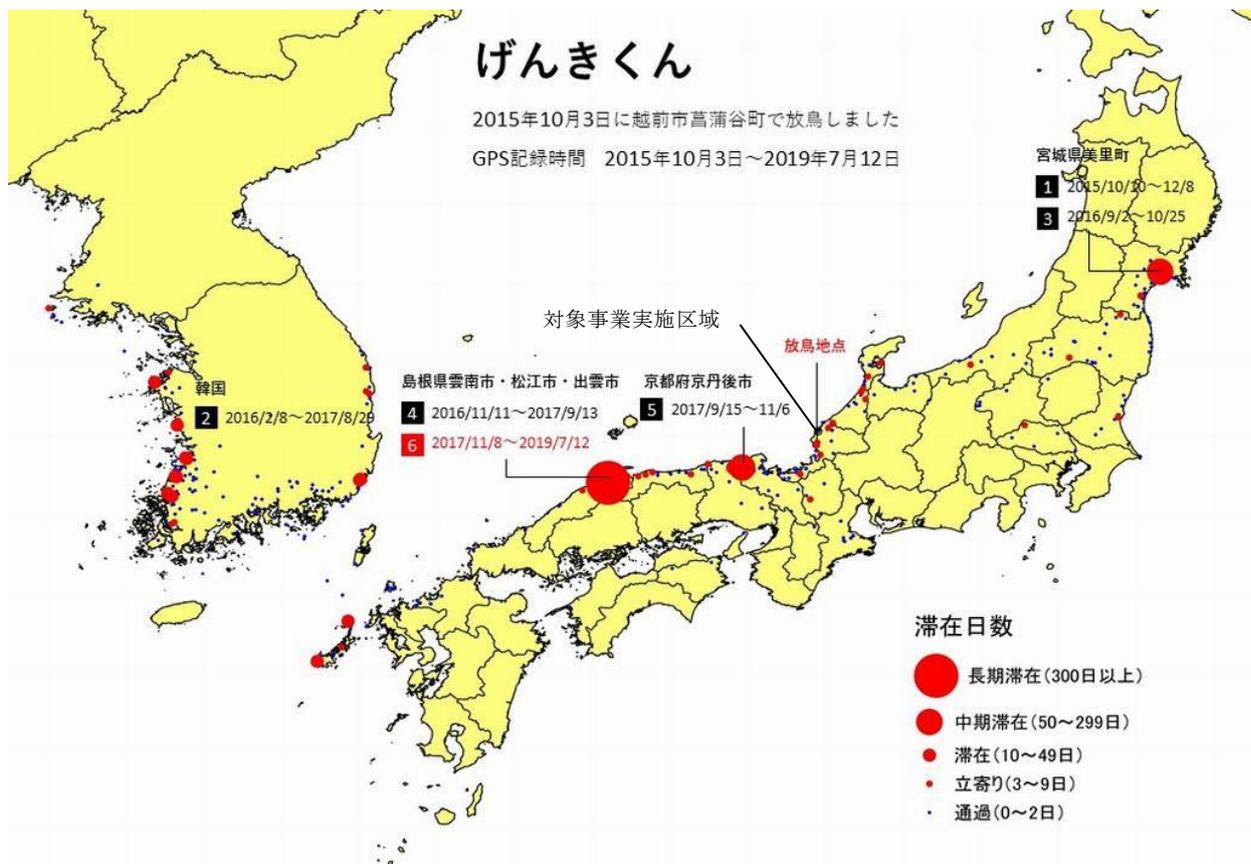


図 3.1-23 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1-20 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

[「環境アセスメントデータベース」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成]



〔放鳥個体のGPS情報〕(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成

図 3.1-24(1) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図

たからくん

2016年9月25日に越前市湯谷町で放鳥しました

GPS記録時間 2016年9月25日～2019年7月12日

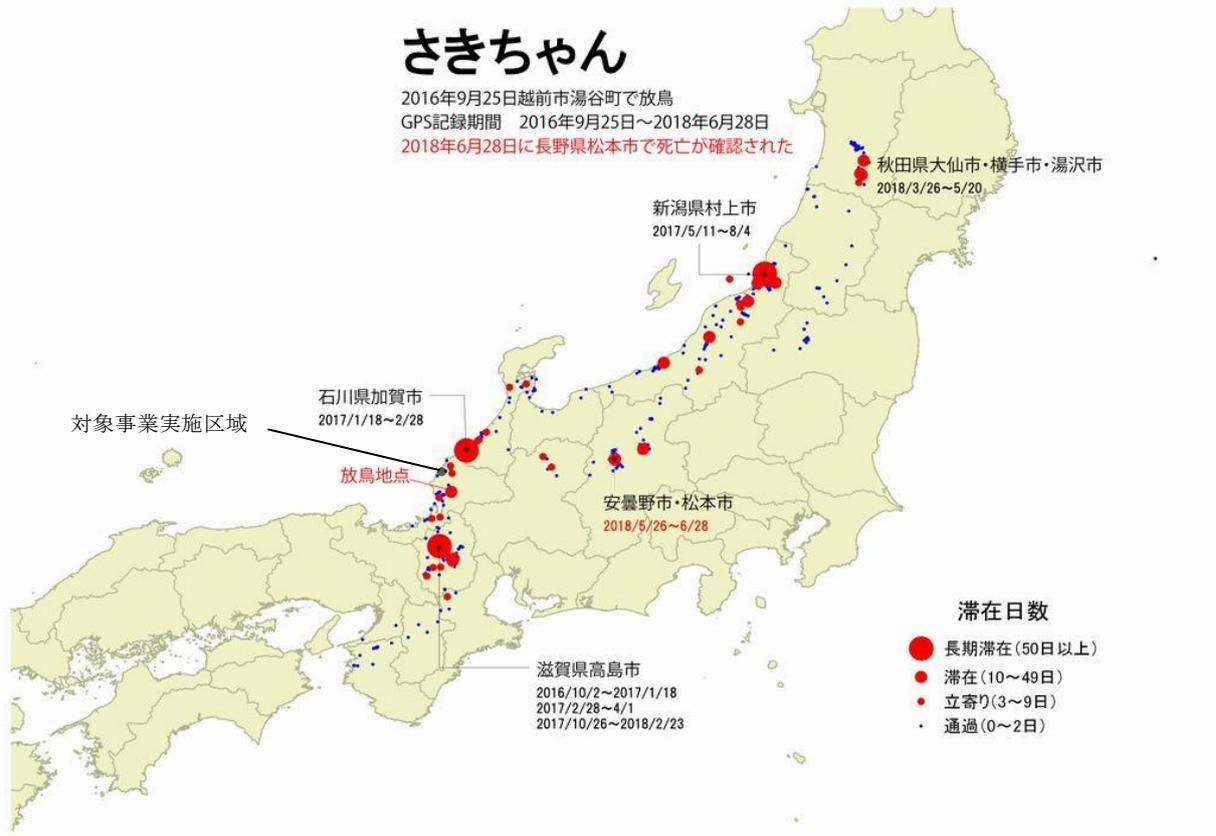


さきちゃん

2016年9月25日越前市湯谷町で放鳥

GPS記録期間 2016年9月25日～2018年6月28日

2018年6月28日に長野県松本市で死亡が確認された



〔放鳥個体のGPS情報〕(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成

図 3.1-24(2) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図

かけるくん

2017年10月8日に越前市安養寺町で放鳥しました
GPS記録時間 2017年10月8日～2019年7月12日



ほまれくん

2017年10月8日に越前市安養寺町で放鳥しました
GPS記録時間 2017年10月8日～2019年7月12日



〔放鳥個体のGPS情報〕(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成

図 3.1-24(3) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図

こころちゃん

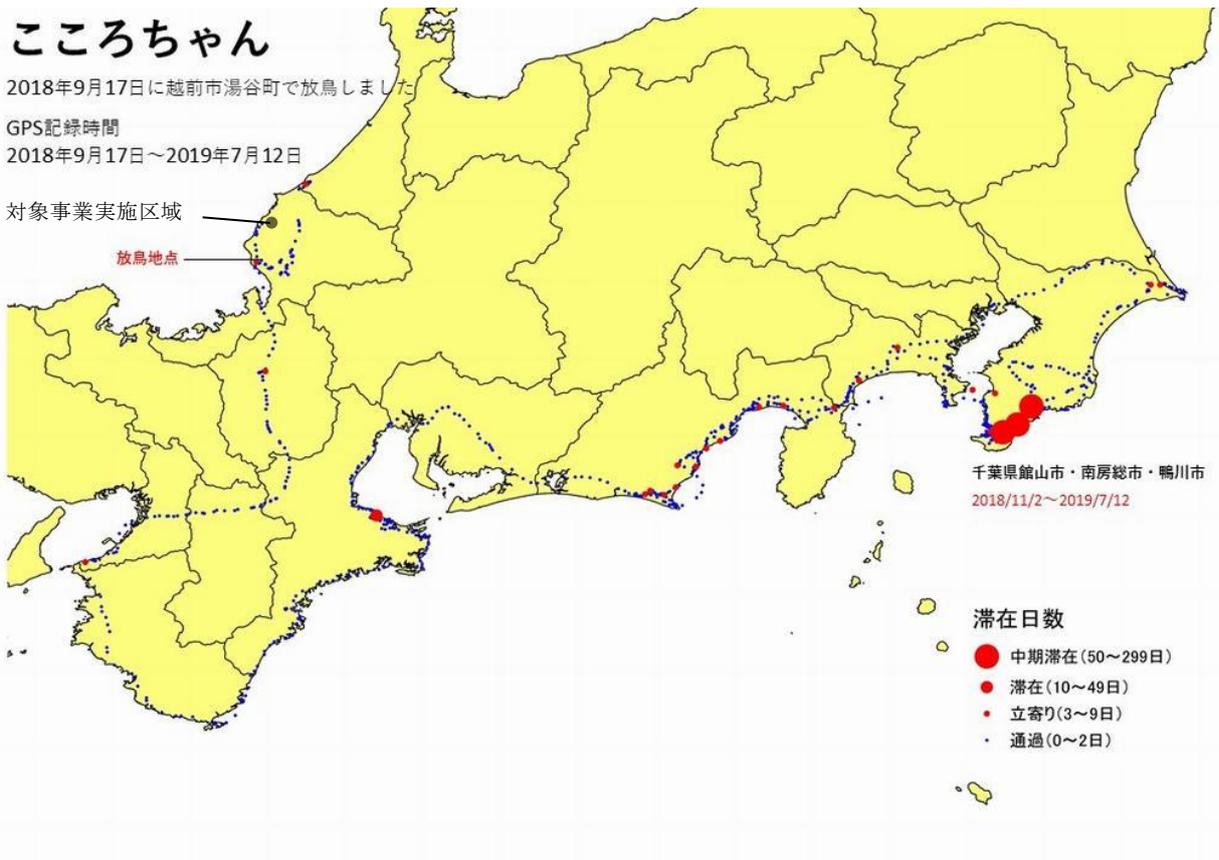
2018年9月17日に越前市湯谷町で放鳥しました

GPS記録時間

2018年9月17日～2019年7月12日

対象事業実施区域

放鳥地点



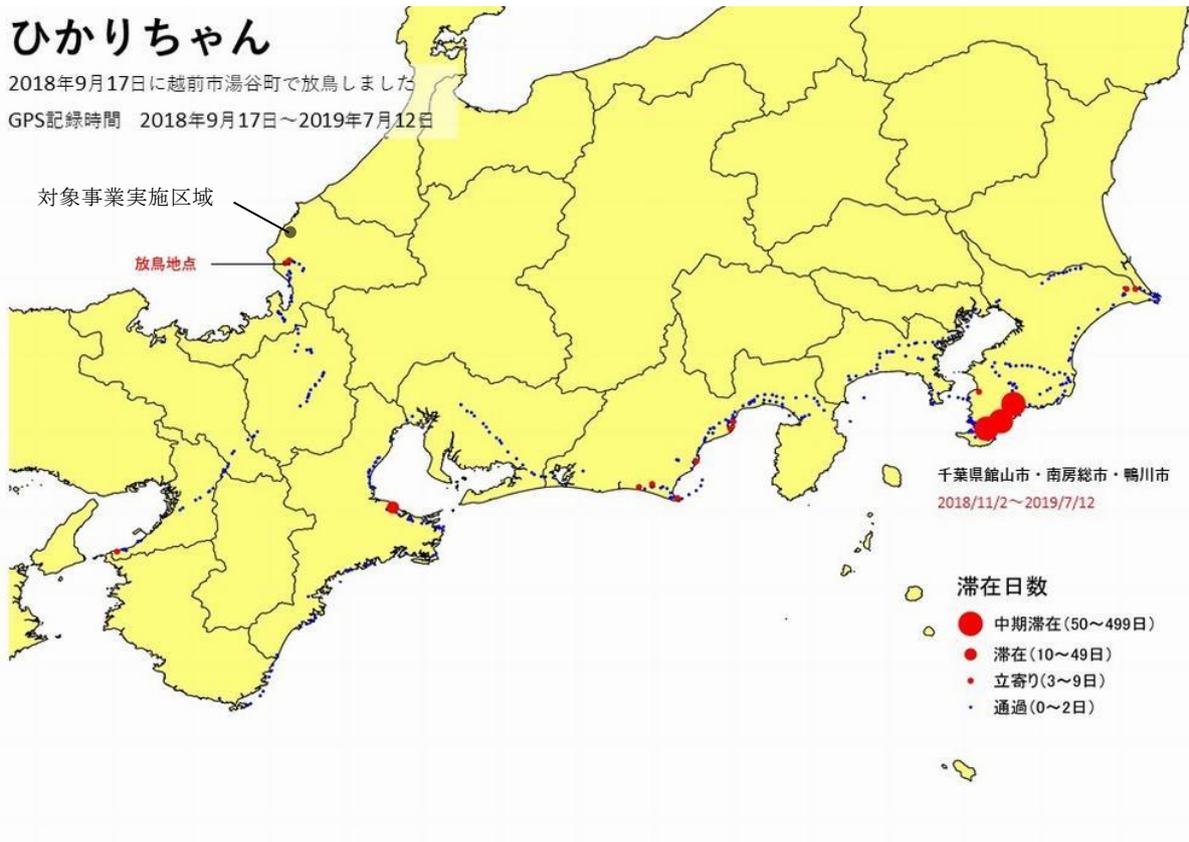
ひかりちゃん

2018年9月17日に越前市湯谷町で放鳥しました

GPS記録時間 2018年9月17日～2019年7月12日

対象事業実施区域

放鳥地点



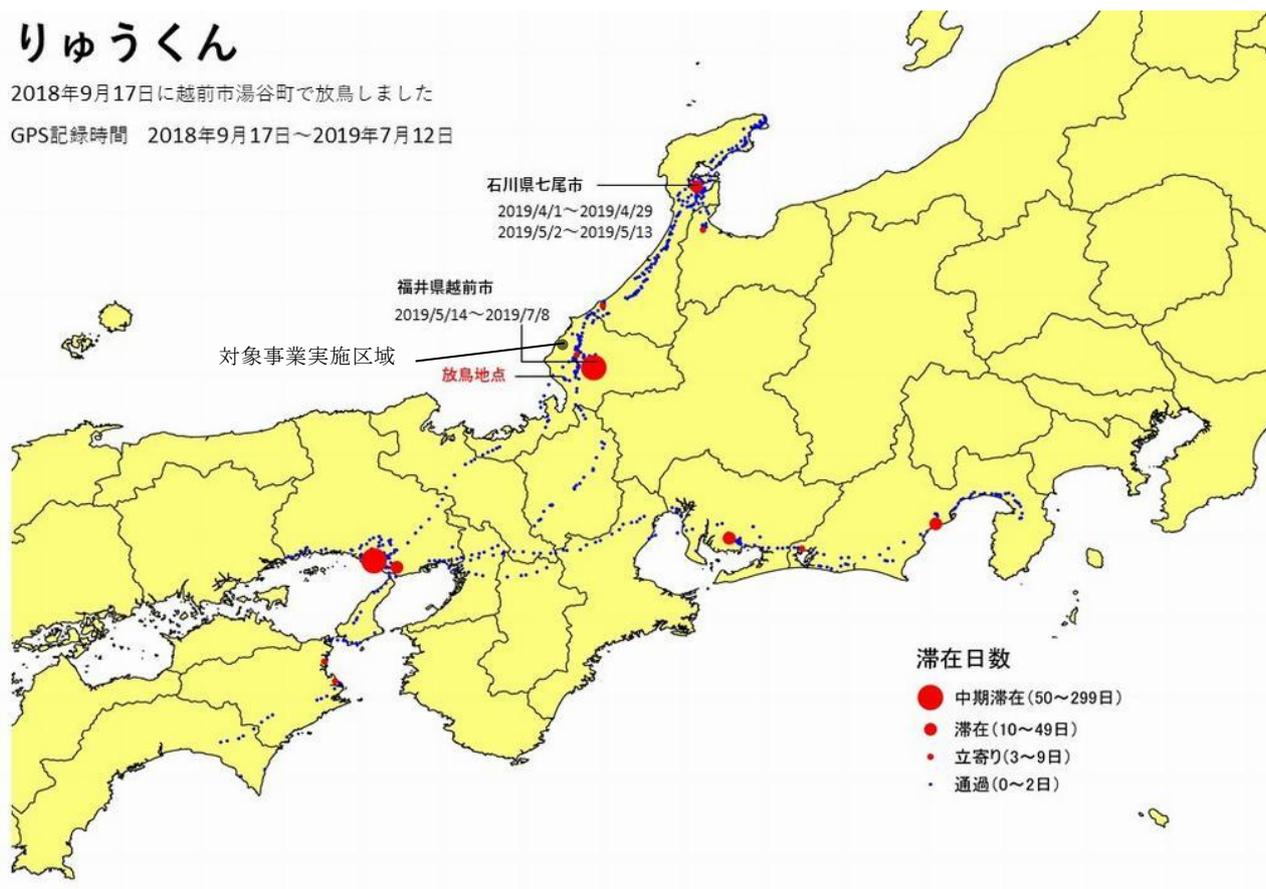
〔放鳥個体のGPS情報〕(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成]

図 3.1-24(4) コウノトリ放鳥個体のGPS位置情報図

りゅうくん

2018年9月17日に越前市湯谷町で放鳥しました

GPS記録時間 2018年9月17日～2019年7月12日



〔放鳥個体の GPS 情報〕(福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成]

図 3.1-24(5) コウノトリ放鳥個体の GPS 位置情報図

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」で確認した種について、表 3.1-21 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-22～表 3.1-28 のとおり、哺乳類 6 種、鳥類 112 種、爬虫類 5 種、両生類 5 種、昆虫類 109 種、魚類 24 種及び底生動物 13 種の合計 274 種を確認した。

表 3.1-21 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「福井県文化財保護条例」(昭和 34 年福井県条例第 39 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：県指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)、「福井の文化財」(福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)
④	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)の掲載種	絶滅：県域絶滅 ・福井県内で野生では絶滅したと考えられるもの I 類：県域絶滅危惧 I 類 ・絶滅の危機に瀕しているもの ・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの II 類：県域絶滅危惧 II 類 ・絶滅の危険が増大しているもの ・現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの 準絶：県域準絶滅危惧 ・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの ・種の存続への圧力は強まってはいるが、存続基盤が脆弱と判断されるもの 要注：要注目 ・評価するだけの情報が不足しているもの 地域：絶滅のおそれのある地域個体群 ・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)

表 3.1-22 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				準絶
2			ユビナガコウモリ				準絶
3			テングコウモリ				Ⅱ類
4	ネズミ（齧歯）	リス	ムササビ				要注
5		ネズミ	カヤネズミ				準絶
6	ウシ（偶蹄）	ウシ	カモシカ	特天			
計	3目	4科	6種	1種	0種	0種	5種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

表 3.1-23(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	Ⅱ類	
2	カモ	カモ	オオヒシクイ			NT	I類*	
3			マガン	国天		NT	Ⅱ類	
4			コクガン	国天		VU	Ⅱ類	
5			コハクチョウ				準絶	
6			オオハクチョウ				準絶	
7			ツクシガモ			VU	要注	
8			アカツクシガモ			DD	要注	
9			オシドリ			DD	Ⅱ類	
10			ヨシガモ				準絶	
11			シマアジ				準絶	
12			トモエガモ			VU	Ⅱ類	
13			シノリガモ				準絶	
14			ホオジロガモ				要注	
15			カワアイサ				要注	
16			ウミアイサ				準絶	
17			カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ			
18	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR	I類	
19	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	要注	
20	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	I類	
21			ヨシゴイ			NT	I類	
22			オオヨシゴイ		国内	CR	I類	
23			ミゾゴイ			VU	I類	
24			ササゴイ				Ⅱ類	
25			チュウサギ			NT	準絶	
26			コサギ				Ⅱ類	
27			クロサギ				準絶	
28			トキ	クロツラヘラサギ		国内	EN	I類
29			ツル	ツル	ナベヅル			VU
30	クイナ	クイナ					要注	
31		ヒクイナ				NT	I類	
32	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	Ⅱ類	
33	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				要注	
34	チドリ	チドリ	タゲリ				準絶	
35			ケリ			DD		
36			ダイゼン				要注	
37			イカルチドリ				準絶	

表 3.1-23(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
38	チドリ	チドリ	コチドリ				要注		
39			シロチドリ			VU	I 類		
40			メダイチドリ				要注		
41		セイタカシギ	セイタカシギ			VU	準絶		
42		シギ	ヤマシギ				準絶		
43			アオシギ				準絶		
44			オオジシギ			NT	II 類		
45			オグロシギ				準絶		
46			オオソリハシシギ			VU	準絶		
47			ダイシャクシギ				要注		
48			ホウロクシギ			VU	II 類		
49			ツルシギ			VU	準絶		
50			アカアシシギ			VU	II 類		
51			コアアシシギ				準絶		
52			アオアシシギ				要注		
53			カラフトアオアシシギ		国内	CR	I 類		
54			タカブシギ			VU	要注		
55			ソリハシシギ				要注		
56			イソシギ				要注		
57			キョウジョシギ				要注		
58			オバシギ				要注		
59			ミユビシギ				要注		
60			オジロトウネン				要注		
61			ウズラシギ				要注		
62			サルハマシギ				要注		
63			ハマシギ			NT	要注		
64			ヘラシギ		国内	CR	I 類		
65		エリマキシギ				要注			
66		タマシギ	タマシギ			VU	I 類		
67		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	要注		
68		カモメ	ウミネコ				地域		
69			オオセグロカモメ			NT			
70			コアジサシ			VU	I 類		
71		ウミスズメ	ウミガラス		国内	CR	要注		
72			マダラウミスズメ			DD	要注		
73			ウミスズメ			CR	要注		
74		タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶	
75			タカ	ハチクマ			NT	II 類	
76				オジロワシ		国天	国内	VU	I 類
77				チュウヒ			国内	EN	II 類
78				ツミ				準絶	
79				ハイタカ			NT		
80				オオタカ			NT	I 類	
81				サシバ			VU	準絶	
82				イヌワシ		国天	国内	EN	I 類
83				クマタカ			国内	EN	I 類
84		フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				準絶	
85				コノハズク				準絶	
86				アオバズク				II 類	
87				トラフズク				準絶	
88				コミミズク				準絶	

表 3.1-23(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
89	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				準絶
90			ヤマセミ				I類
91		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	I類
92	キツツキ	キツツキ	アリスイ				準絶
93			オオアカゲラ				準絶
94	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				要注
95			ハヤブサ		国内	VU	II類
96	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	I類
97		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	要注
98		カササギヒタキ	サンコウチョウ				要注
99		モズ	チゴモズ			CR	I類
100			アカモズ		国内	EN	I類
101		カラス	オナガ				要注
102			カササギ				要注
103		ツバメ	コシアカツバメ				準絶
104		ウグイス	ヤブサメ				要注
105		ムシクイ	オオムシクイ			DD	
106		セッカ	セッカ				要注
107		ムクドリ	コムクドリ				準絶
108		ヒタキ	マミジロ				要注
109			コサメビタキ				準絶
110	イワヒバリ	カヤクグリ				要注	
111	ホオジロ	ホオアカ				要注	
112		ノジコ			NT	II類	
計	16目	38科	112種	5種	13種	55種	107種

- 注：1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-21 参照。
3. 選定基準④において「地域」として選定されている種については、対象事業実施区域のある福井市のみを対象とし、それ以外は重要種より除外した。
4. 表中の※については以下のとおりである。
※；亜種オオヒシクイで掲載

表 3.1-24 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	準絶
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	準絶
3	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				要注
4		ナミヘビ	シロマダラ				要注
5			ヒバカリ				要注
計	2目	4科	5種	0種	0種	2種	5種

- 注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

表 3.1-25 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT	準絶
2		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天		VU	絶滅
3		イモリ	アカハライモリ			NT	要注
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
5		アカガエル	トノサマガエル			NT	要注
計	2目	5科	5種	1種	0種	4種	5種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月)に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

表 3.1-26(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	トンボ（蜻蛉）	イトトンボ	ホソミイトトンボ				準絶	
2			モートンイトトンボ			NT	準絶	
3			ムスジイトトンボ				要注	
4		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	準絶	
5		ムカシトンボ	ムカシトンボ				要注	
6		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	II類	
7			アオヤンマ			NT	準絶	
8			マダラヤンマ			NT	要注	
9		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶	
10			ホンサナエ				準絶	
11			ナゴヤサナエ			VU	要注	
12		エゾトンボ	トラフトンボ				準絶	
13			エゾトンボ				要注	
14		トンボ	ハッチョウトンボ				要注	
15			マイコアカネ				II類	
16			ミヤマアカネ				要注	
17		バッタ（直翅）	バッタ	ヤマトマダラバッタ				準絶
18				カワラバッタ				I類
19		カメムシ（半翅）	ハナカメムシ	ヒラタハナカメムシ			NT	
20			コオイムシ	オオコオイムシ				要注
21			タガメ			国内・特定2	VU	I類
22	アミメカゲロウ（脈翅）	ウスバカゲロウ	コカスリウスバカゲロウ				準絶	
23	チョウ（鱗翅）	スカシバガ	アシナガモモプトスカシバ			VU	要注	
24		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	II類	
25			オオムラサキ			NT	準絶	
26		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	準絶	
27		ツトガ	ハマゴウノメイガ				準絶	
28		スズメガ	スキバホウジャク			VU	要注	
29		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	要注	
30		ヤガ	コシロシタバ			NT	要注	
31			キシタアツバ			NT	要注	
32		ハエ（双翅）	オビヒメガガンボ	ウスキシマヘリガガンボ				要注
33	ヒメハスオビガガンボ						要注	
34	ガガンボ		アヤヘリガガンボ				要注	
35	カ		トワダオオカ				要注	
36	ハルカ		ハマダラハルカ			DD	要注	
37	ハナアブ		ケンランアリノスアブ			VU		

表 3.1-26(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
38	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶	
39			オオサカアオゴミムシ			DD	要注	
40			オオトックリゴミムシ			NT	要注	
41			アスワメクラチビゴミムシ				要注	
42		ハンミョウ	カワラハンミョウ			EN	I類	
43			アイヌハンミョウ			NT	要注	
44			ホソハンミョウ			VU	準絶	
45		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶	
46			ゲンゴロウ			VU	I類	
47			シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	I類	
48			シマゲンゴロウ			NT	I類	
49			ケシゲンゴロウ			NT	要注	
50			ヒメケシゲンゴロウ			VU	II類	
51			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注	
52			コウベツブゲンゴロウ			NT	要注	
53			マルチビゲンゴロウ			NT	要注	
54			キベリマメゲンゴロウ			NT	要注	
55			ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	II類
56		コミズスマシ				EN	要注	
57		ミズスマシ				VU	準絶	
58		コオナガミズスマシ				VU	要注	
59		コガシラミズムシ	クロホシコガシラミズムシ			VU	要注	
60			クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	
61		ガムシ	コガムシ			DD	準絶	
62			ガムシ			NT	準絶	
63			シジミガムシ			EN	要注	
64		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	II類	
65		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD	要注	
66		タマムシ	オオムツボシタマムシ				要注	
67			サビナカボソタマムシ				要注	
68		テントウムシ	オシマヒメテントウ				準絶	
69		カミキリムシ	オガサワラチャイロカミキリ				準絶	
70			ベーツヒラタカミキリ				要注	
71			スネケブカヒロコバナカミキリ				要注	
72			キュウシュウチビトラカミキリ				要注	
73			アサカミキリ			VU	要注	
74			ゾウムシ	タカハシトゲゾウムシ				要注
75		ハチ (膜翅)	カギバラバチ	ザウターカギバラバチ				II類
76			シリアゲコバチ	オキナワシリアゲコバチ				準絶
77			セイボウ	ミヤマツヤセイボウ			DD	I類
78				オオセイボウ			DD ^{*1}	
79	アリ		ケブカツヤオオアリ			DD	II類	
80			トゲアリ			VU	要注	
81	スズメバチ		ハグロフタオビドロバチ				II類	
82			ヤマトアシナガバチ			DD		
83			フカイオオドロバチ本土亜種				準絶 ^{*2}	
84			モンスズメバチ			DD		
85			チャイロスズメバチ				要注	
86	クモバチ		キオビクモバチ				要注	
87			スギハラクモバチ			DD ^{*3}	要注	
88			フタモンクモバチ			NT ^{*4}	要注	
89			アオスジクモバチ			DD ^{*5}	要注	
90	ツチバチ		ウチダハラナガツチバチ				要注	

表 3.1-26(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
91	ハチ（膜翅）	ギングチバチ	キュビギングチ			DD	Ⅱ類
92			ガロアギングチ			DD	要注
93			タケウチギングチ				Ⅱ類
94			ササキリギングチ			NT	要注
95			アカオビケラトリバチ			NT ^{※6}	準絶
96			ニトベギングチ			DD	Ⅱ類
97		ドロバチモドキ	ニッポントゲアワフキバチ				要注 ^{※7}
98			ヤマトスナハキバチ本土亜種			DD ^{※8}	要注 ^{※8}
99			ニッポンハナダカバチ			VU	準絶
100			キアシハナダカバチモドキ			VU	Ⅰ類
101		アリマキバチ	カラトイスカバチ			DD	Ⅱ類
102		アナバチ	フジジガバチ			NT	Ⅱ類
103			フクイアナバチ			NT	準絶
104		ヒメハナバチ	コガタホオナガヒメハナバチ				Ⅱ類
105		ミツバチ	クロマルハナバチ			NT	要注
106			イカズチキマダラハナバチ				要注
107			ナミルリモンハナバチ				要注
108		ムカシハナバチ	コムカシハナバチ				Ⅰ類
109		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ			DD	Ⅱ類
計	8目	50科	109種	0種	2種	69種	104種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

- ※1；オオセイボウ本土亜種で掲載、※2；フカイオオドロバチで掲載、※3；スギハラベッコウで掲載、
 ※4；フタモンベッコウで掲載、※5；アオスジベッコウで掲載、※6；アカオビケラトリで掲載、
 ※7；ニッポンアワフキバチで掲載、※8；ヤマトスナハキバチで掲載

表 3.1-27 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	II類	
2			カワヤツメ			VU	II類	
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	I類	
4	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT	要注	
5			ミナミアカヒレタビラ			CR	I類	
6			ワタカ			CR		
7			スゴモロコ			VU		
8			ドジョウ	ドジョウ			NT	要注
9				アジメドジョウ			VU	II類
10			ホトケドジョウ	ホトケドジョウ			EN	II類
11		ナガレホトケドジョウ				EN	I類	
12		ナマズ	アカザ	アカザ			VU	II類
13		サケ	サケ	ニッコウイワナ※1			DD	II類※2
14				サケ				準絶
15	サクラマス（ヤマメ）					NT	II類※3	
16	ダツ	メダカ	キタノメダカ			VU	II類※4	
17		サヨリ	クルメサヨリ			NT	II類	
18	スズキ	カジカ	カマキリ			VU※5	II類※5	
19			カジカ			NT※6	準絶※6	
20			カジカ中卵型			EN	II類	
21		カワアナゴ	カワアナゴ				要注	
22		ハゼ	クロヨシノボリ				II類	
23			シマウキゴリ				要注	
24			ジュズカケハゼ			NT		
—			ジュズカケハゼ種群※7				II類	
計	7目	12科	24種	0種	0種	20種	22種	

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1；「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県安全環境部自然環境課、平成28年）において、イワナは福井県では亜種レベルでは「ニッコウイワナ」の分布域とされることからここでは「ニッコウイワナ」とした。

※2；イワナで掲載、※3；サクラマスで掲載、※4；キタノメダカ（メダカ北日本集団）で掲載、

※5；カマキリ（アユカケ）で掲載、※6；カジカ大卵型で掲載

※7；近年、ジュズカケハゼ種群は、ジュズカケハゼ、ムサシノジュズカケハゼ、ホクリクジュズカケハゼ及びコシノハゼの4種に細分され、ジュズカケハゼ種群とされている。ここではジュズカケハゼが既に確認されているため、種数の計上から除外した。

表 3.1-28 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ				準絶
2	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶
3			オオタニシ			NT	要注
4	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	要注
5			モノアラガイ			NT	準絶
6		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	要注
7			ヒラマキガイモドキ			NT	要注
8	イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		国内・特定2	EN	絶滅
9		イシガイ	トンガリササノハガイ				I類
10			カタハガイ			VU	II類
11			マツカサガイ広域分布種			NT [※]	II類 [※]
12	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT	準絶
13			マシジミ			VU	II類
計	5目	7科	13種	0種	1種	11種	13種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-21 参照。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※；マツカサガイで掲載

(3) 注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3. 1-29 に示す法令や規則等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から抽出した。

対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地は表 3. 1-30 及び図 3. 1-25 のとおりである。

「福井県のすぐれた自然データベース」（福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、渡り鳥の渡来地又は中継地、猛禽類の多様な地域として「丹生山地」が選定されている。「丹生山地」は、国見岳付近を北西端として南条山地に連なる標高 500～600m の山稜である。ここは多くの鳥類が渡ってゆく場所として、県下はもちろん全国的にも知られている。1973 年に六所山から小六所山に連なる鞍部に、環境庁によって「織田山一級鳥類観測ステーション」が開設され、主に秋期に標識調査が継続されており、福井県で記録されている総種数の約 24% もの鳥類が標識・放野されている。カシラダカ、アオジ、メジロ等の小鳥類の渡りの時期を熟知しているかのようにハイタカ、ツミ、ノスリ等の猛禽類が確認される。その多くは通過又は一時飛来であるが、クマタカ等の数種が繁殖している可能性があり、福井県及び全国的にも鳥類相の豊富な地域となっている。

また、「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲は、注意喚起レベル A3、注意喚起レベル B 及び注意喚起レベル C に該当し、対象事業実施区域においては、チュウヒ、オジロワシ、クマタカの重要種の情報により、注意喚起レベル A3 と注意喚起レベル C に該当する。

表 3. 1-29(1) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福井県文化財保護条例」（昭和 34 年福井県条例第 39 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）、「福井の文化財」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」（平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）に基づく生息地等保護区等	「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

表 3.1-29(2) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料	
③	<p>「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)に基づく生態的に貴重な種等</p>	<p>福井県内で見られる動物のうち以下の選定要件により、重要なあるいは特記すべき対象。 ・希少種、分布限界種・亜種、多少性を保持している自然、生態的に希少な種、保護上重要な種・亜種、集団営巣地または集団ねぐら、渡り鳥の渡来地または中継地、猛禽類の多様な地域、個体レベルでの貴重な種の生息地</p>	<p>「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)</p>
④	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 4 年 6 月 17 日)に基づく鳥獣保護区</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域</p>	<p>「令和 2 年度 福井県鳥獣保護区等位置図」(福井県、令和 2 年)</p>
⑤	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)に基づく湿地</p>	<p>基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)</p>
⑥	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく日本での登録条件を満たしている湿地</p>	<p>国際的な基準は次のとおり定められている。 基準 1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 注：魚類；魚、エビ・カニ・貝類 日本での登録条件 次の条件を満たしている湿地を登録している。 1. 国際的に重要な湿地であること(国際的な基準のうちいずれかに該当すること) 2. 国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること 3. 地元住民などから登録への賛意が得られること</p>	<p>「ラムサール条約と条約湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)</p>

表 3.1-29(3) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料
⑦	<p>「重要野鳥生息地 (IBA, Important Bird and Biodiversity Areas) の保全」(日本野鳥の会 HP、閲覧: 令和 4 年 11 月) に基づく生息区分</p> <p>A1 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	<p>「重要野鳥生息地 (IBA, Important Bird and Biodiversity Areas) の保全」(日本野鳥の会 HP、閲覧: 令和 4 年 11 月)</p>
⑧	<p>「KBA～私たちが残したい未来の自然～」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧: 令和 4 年 11 月) に基づく区分</p> <p>危機性 : IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する</p>	<p>「KBA～私たちが残したい未来の自然～」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧: 令和 4 年 11 月)</p>
⑨	<p>「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧: 令和 4 年 11 月) に基づくレベル区分</p> <p>メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計し注意喚起レベルを決定</p> <p>注意喚起レベル A1: メッシュのランク 6</p> <p>注意喚起レベル A2: メッシュのランク 5</p> <p>注意喚起レベル A3: メッシュのランク 3～4</p> <p>注意喚起レベル B: メッシュのランク 2</p> <p>注意喚起レベル C: メッシュのランク 1</p>	<p>「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧: 令和 4 年 11 月)</p>

表 3.1-30 注目すべき生息地

名称	選定基準	分類	区分
丹生山地	③	鳥獣の重要な生息地	県レベルで重要なもの
センシティブティマップメッシュ	⑨	チュウヒ、オジロワシ、クマタカ	風力発電との関係が注目される重要種のうち注意喚起レベル A3 及び注意喚起レベル C に該当するもの

〔「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧: 令和 4 年 11 月)
 「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧: 令和 4 年 11 月) より作成〕

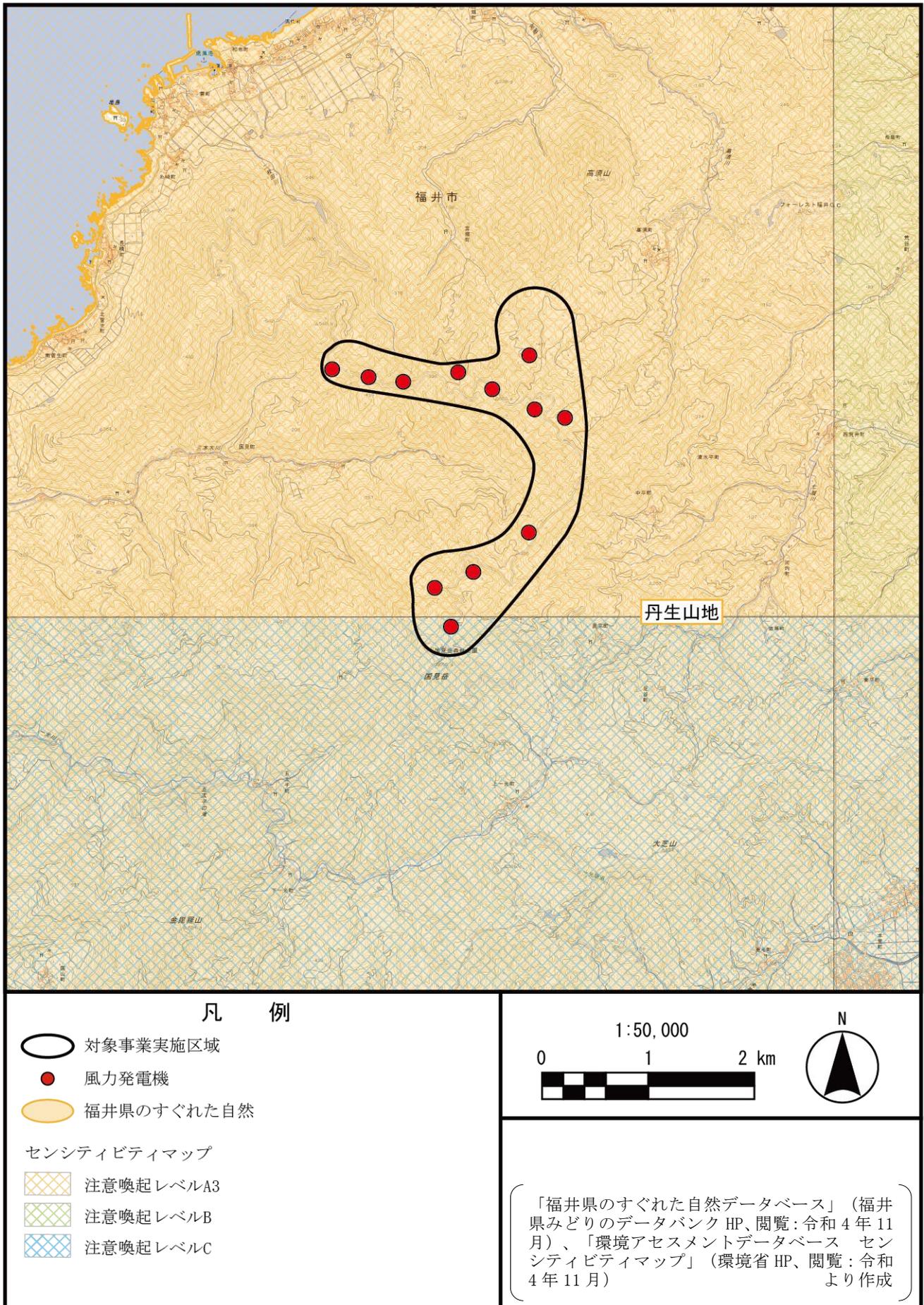


図 3.1-25 注目すべき生息地

2. 植物の生育及び植生の状況

植物の生育及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「改訂増補 福井県植物誌」（渡辺定路、平成 15 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-31 及び図 3.1-26 のとおりである。

表 3.1-31 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料名	調査範囲
「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年）	福井市
「改訂増補 福井県植物誌」（渡辺定路、平成 15 年）	福井市
「地域の自然環境情報 生態系区分カルテ検索」※（福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月）	生態系区分名「丹生山地北部」「越前海岸北部」
「福井市自然史博物館研究報告 No. 45～No. 68」（福井市自然史博物館、閲覧：令和 4 年 11 月）	福井市

注：※については、「この HTML 文書は、第 6 回自然環境保全基礎調査の一環として実施した平成 16 年度生物多様性調査 種の多様性調査（福井県）委託業務の成果物に基づいています。調査報告の原本となる印刷成果物は下記のとおりです。

環境省自然環境局生物多様性センター（2005） 生物多様性調査種の多様性調査（福井県）報告書. 2005. 環境省自然環境局生物多様性センター，富士吉田 .

環境省自然環境局生物多様性センター（2005） 生物多様性調査種の多様性調査（福井県）報告書. 2005（資料編）. 環境省自然環境局生物多様性センター，富士吉田 .」との記載がある。

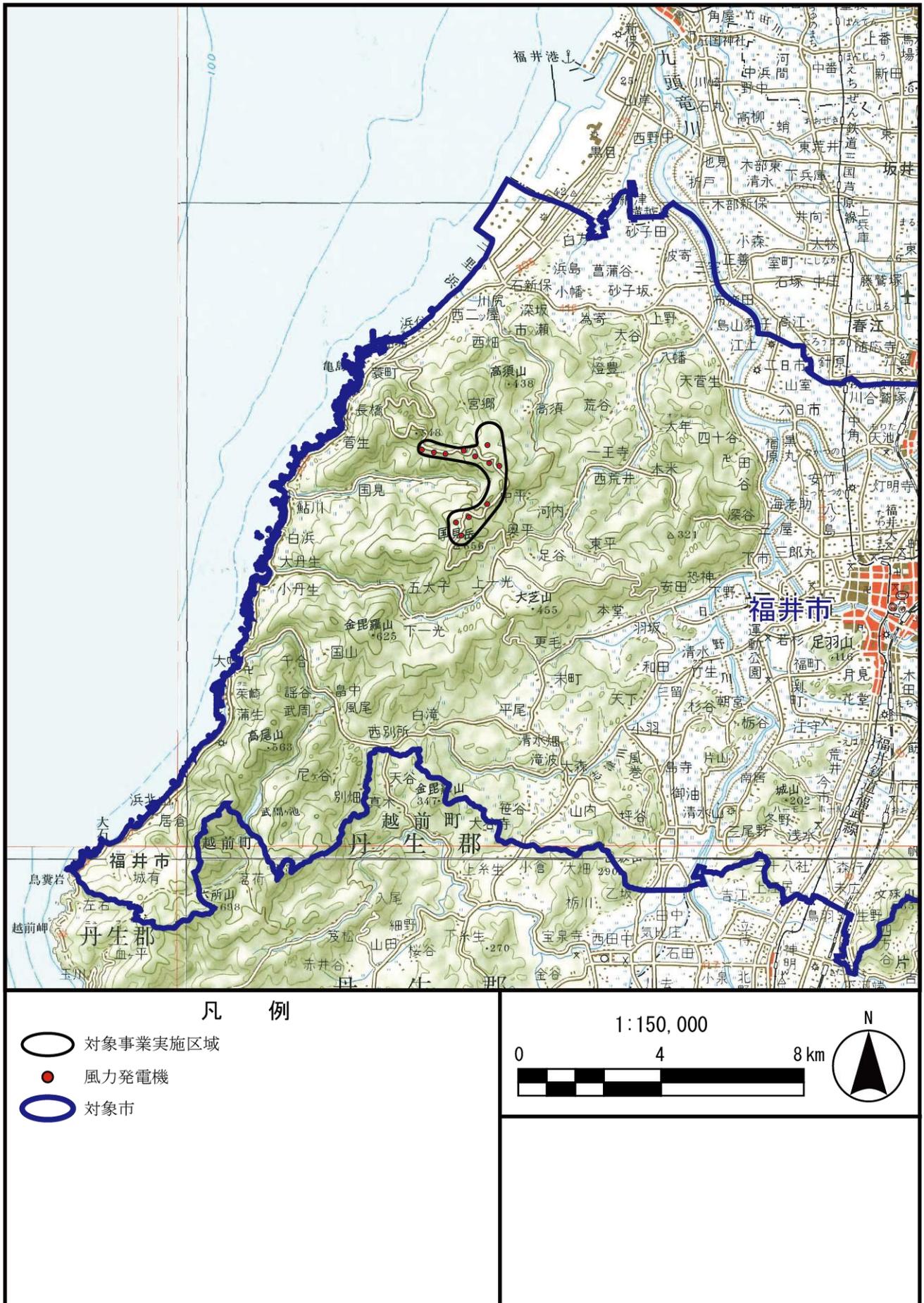


図 3.1-26 文献その他の資料調査の範囲（植物）

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要を表 3.1-32 のとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,562種（亜種、変種、品種及び雑種を含む）を確認した。

表 3.1-32 植物相の概要

分類	主な確認種
シダ植物	ミズスギ、タチクラマゴケ、スギナ、ナガホノナツノハナワラビ、ゼンマイ、コシダ、カニクサ、サンショウモ、ホラシノブ、ワラビ、タキミシダ、ミズワラビ、オオバノイノモトソウ、コタニワタリ、ホシダ、シシガシラ、サトメシダ、オニヤブソテツ、マメツタ等 (128種)
種子植物	裸子植物 モミ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、ヒノキ、スギ、ハイネズ、ネズミサシ、アスナロ、イヌガヤ、ハイイヌガヤ、カヤ、チャボガヤ (13種)
	被子植物 ジュンサイ、コウホネ、ヒツジグサ、シキミ、サネカズラ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ドクダミ、ハンゲショウ、ウマノスズクサ、フタバアオイ、エチゼンカンアオイ、カンアオイ、コブシ、キタコブシ、ホオノキ、タムシバ、ホソバヤブニッケイ、ヤブニッケイ、オオバクロモジ、クロモジ、タブノキ、ヤナギバシロダモ、キンショクダモ、シロダモ (25種)
	単子葉類 アオウキクサ、ミズバショウ、オモダカ、ヤナギスズタ、イトトリゲモ、ミズオオバコ、エビアマモ、ナガレミズヒキモ、ヤマノイモ、サルトリイバラ、カタクリ、エビネ、ホクリクムヨウラン、ヒトツボクロ、コキンバイザサ、ヒオウギ、ノビル、スノーフレック、シュロ、ツユクサ、ミズアオイ、ミクリ、コガマ、イヌノヒゲ、ドロイ、アオスゲ、シオクグ、コバンソウ、シラゲガヤ、アシボソ、アイアシ等 (424種)
	真正双子葉類 ヤマガキ、ヤブコウジ、ギンレイカ、タンナサワフタギ、オオイワカガミ、エゴノキ、リョウブ、ウメガサソウ、ネジキ、キクムグラ、リンドウ、アイナエ、ツルニチニチソウ、フナバラソウ、ヒルガオ、クコ、エチゴルリソウ、マルバアオダモ、ミズハコベ、アブノメ、オオバコ、ヒシモドキ、フサフジウツギ、キランソウ、ムラサキシキブ、ナガバハエドクソウ、キリ、ハマウツボ、イヌタヌキモ、キツネノマゴ、ホタルブクロ、ヒナギキョウ、キッコウハグマ、レンプクソウ、ソクズ、ナベナ、オミナエシ等 (972種)
合計	1,562種

(2) 植生の概要

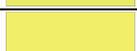
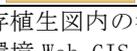
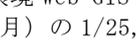
対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は表 3.1-33 及び図 3.1-27 のとおりである。

植生の分布状況として、対象事業実施区域及びその周囲は、代償植生であるユキグニミツバツツジ-コナラ群集と人工林であるスギ・ヒノキ植林を基調とし、水田雑草群落広がる他、ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集、落葉広葉低木群落、低木群落が点在する。また、海岸沿いでは砂丘植生や海岸草本群落等が狭小ながらみられる。

対象事業実施区域内では、ユキグニミツバツツジ-コナラ群集とスギ・ヒノキ植林が広く分布し、ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集がそれに続く。落葉広葉低木群落、低木群落、伐採跡地群落（Ⅶ）、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落が点在し、一部にアカシデーイヌシデ群落（Ⅴ）、竹林、造成地等がみられる。

対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度の概要は表 3.1-34、図は図 3.1-28 のとおりである。対象事業実施区域内には植生自然度 6 及び 7 が広く分布し、植生自然度 2、3 及び 4 が点在する。なお、植生自然度 9 及び 10 は、海岸沿いや対象事業実施区域の南西側の山地に分布しているが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.1-33 文献その他の資料調査による現存植生図（凡例）

植生区分	凡例	図中 No.	凡例名	統一凡例 No.	植生自然度
ブナクラス域自然植生		1	エゾイタヤーケヤキ群集	110302	9
		2	チャボガヤーケヤキ群集	160401	9
ブナクラス域代償植生		3	ユキグニミツバツツジ-コナラ群集	220503	7
		4	アカシデーイヌシデ群落（V）	220700	7
		5	アカマツ群落（V）	230100	7
		6	落葉広葉低木群落	240000	6
		7	伐採跡地群落（V）	260000	4
	ヤブツバキクラス域自然植生		8	イノデータブノキ群集	271601
		9	マサキートベラ群集	340101	9
ヤブツバキクラス域代償植生		10	ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集	420104	7
		11	クロマツ群落（VII）	420200	7
		12	低木群落	440000	6
		13	ススキ群団（VII）	450100	5
		14	伐採跡地群落（VII）	460000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等		15	砂丘植生	490000	10
		16	海岸草本群落	500600	10
植林地、耕作地植生		17	スギ・ヒノキ植林	540100	6
		18	カラマツ植林	540700	6
		19	ニセアカシア群落	540902	3
		20	竹林	550000	3
		21	ゴルフ場・芝地	560100	4
		22	牧草地	560200	2
		23	路傍・空地雑草群落	570100	4
		24	放棄畑雑草群落	570101	4
		25	果樹園	570200	3
		26	畑雑草群落	570300	2
		27	水田雑草群落	570400	2
		28	放棄水田雑草群落	570500	4
その他		29	市街地	580100	1
		30	緑の多い住宅地	580101	2
		31	造成地	580400	1
		32	開放水域	580600	99
		33	自然裸地	580700	98

注：1. 図中 No. は図 3.1-27 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「自然環境 Web-GIS 植生調査（1/2.5 万） 第 6-7 回（1999～2012/2013～）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）の 1/25,000 植生図に示される 6 桁の環境省統一凡例番号（凡例コード）である。

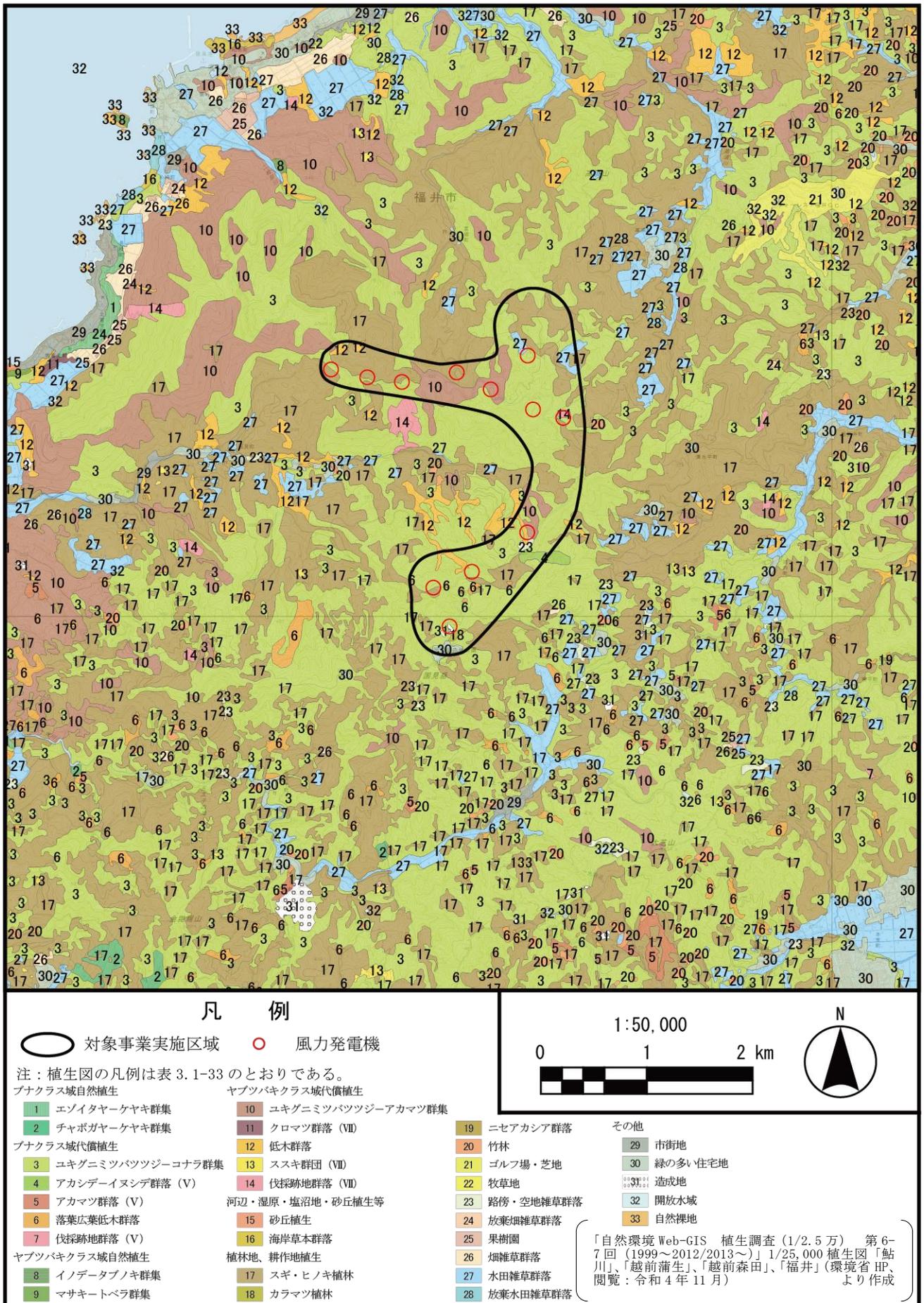
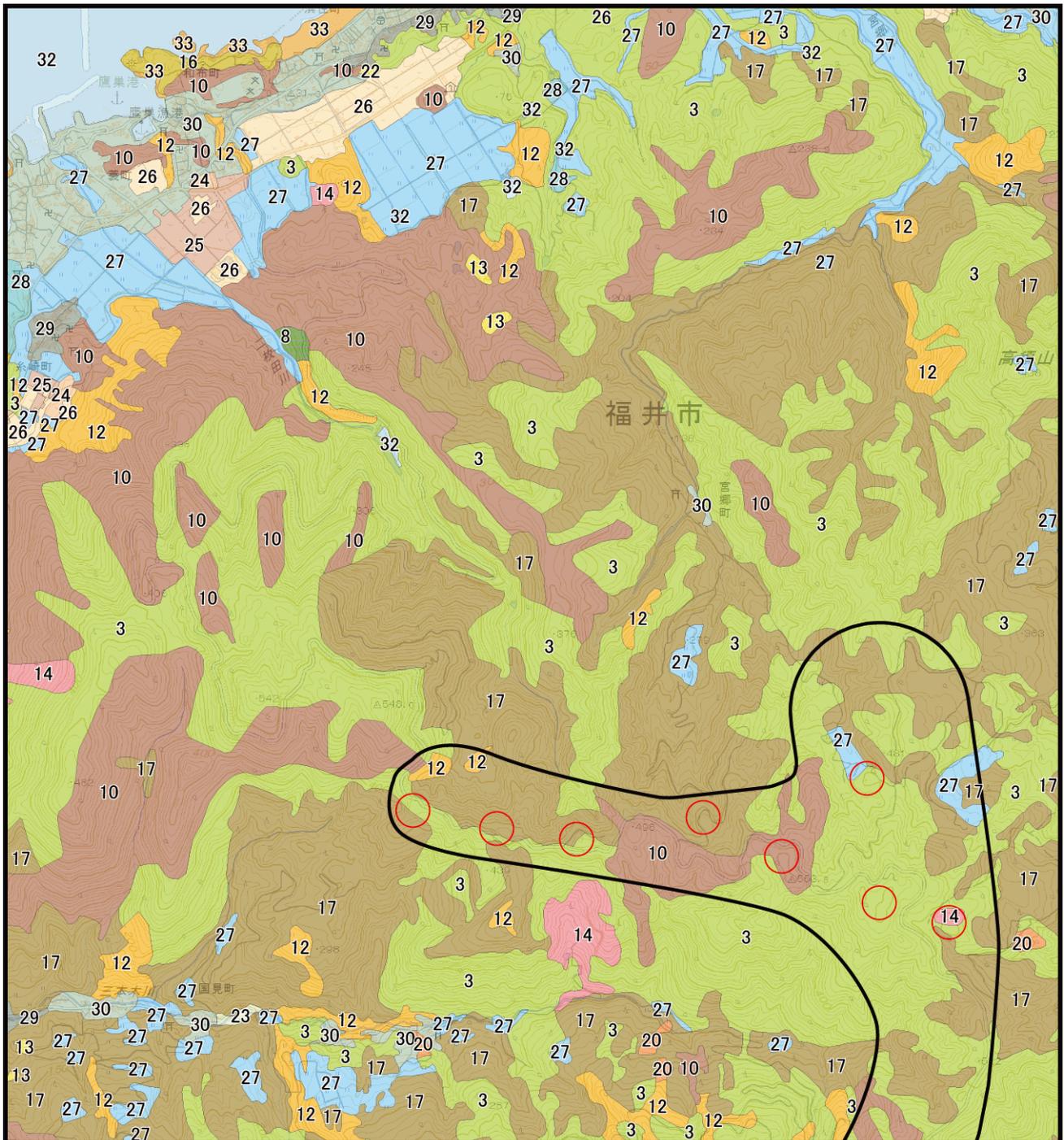


図 3.1-27(1) 文献その他の資料調査による現存植生図 (全体)



凡 例	
	対象事業実施区域
	風力発電機
プナクラス域代償植生 3 ユキグニミツバツツジ-コナラ群集 ヤブツバキクラス域自然植生 8 イノデータブノキ群集 ヤブツバキクラス域代償植生 10 ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集 12 低木群落 13 ススキ群団 (VII) 14 伐採跡地群落 (VII) 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等 16 海岸草本群落	
植林地、耕作地植生 17 スギ・ヒノキ植林 20 竹林 22 牧草地 23 路傍・空地雑草群落 24 放棄畑雑草群落 25 果樹園 26 畑雑草群落 27 水田雑草群落 28 放棄水田雑草群落 その他 29 市街地 30 緑の多い住宅地 32 開放水域 33 自然裸地	

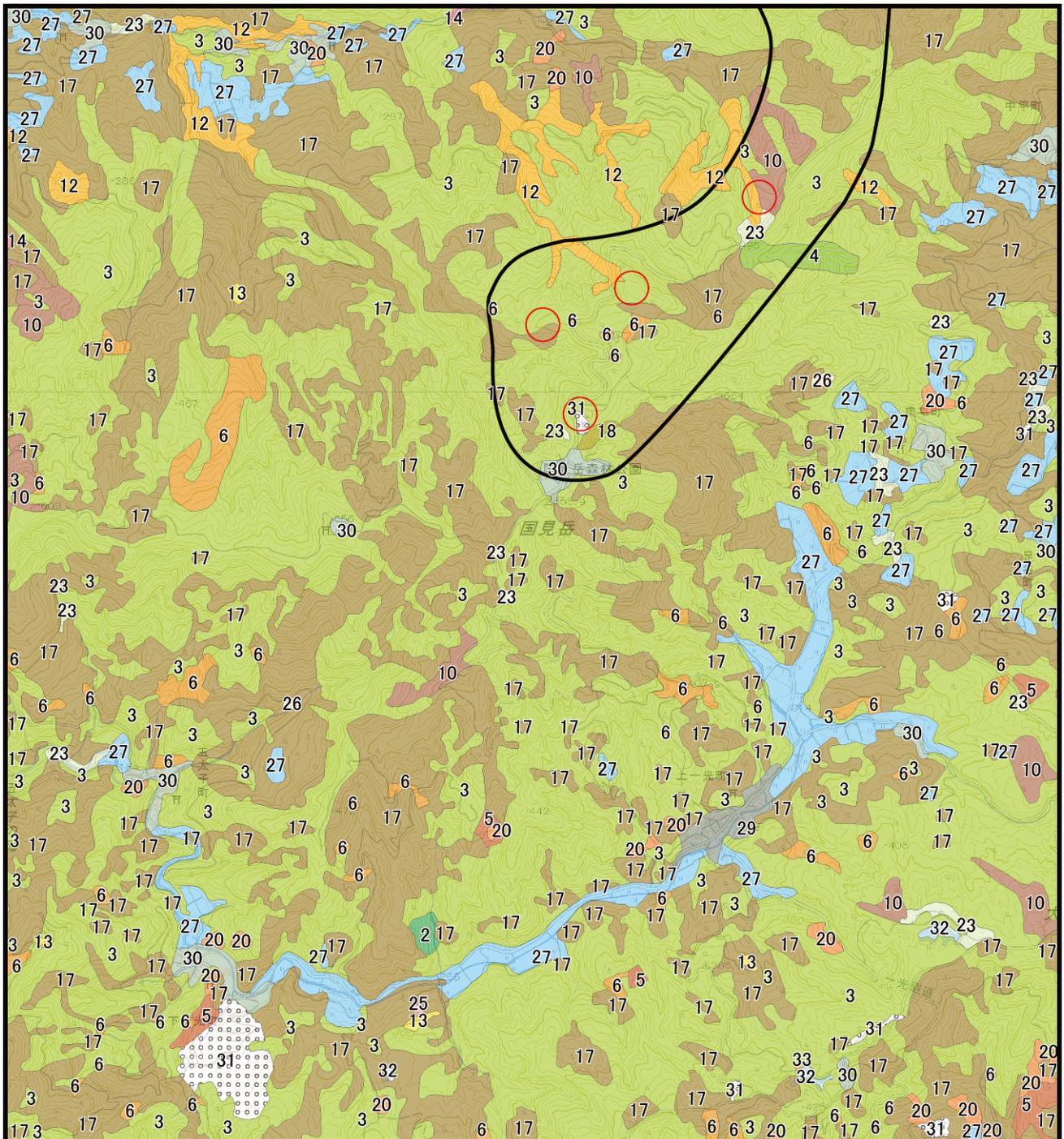
1:25,000

0 0.5 1 km

注：植生図の凡例は表 3.1-33 のとおりである。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」1/25,000 植生図「鮎川」、「越前蒲生」、「越前森田」、「福井」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成

図 3.1-27(2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大1)



凡 例	
	対象事業実施区域
	風力発電機
	ブナクラス域自然植生
	2 チャボガヤケヤキ群集
	ブナクラス域代償植生
	3 ユキグニツバツツジ-コナラ群集
	4 アカシデ-イヌシダ群落 (V)
	5 アカマツ群落 (V)
	6 落葉広葉低木群落
	ヤブツバキクラス域代償植生
	10 ユキグニツバツツジ-アカマツ群集
	12 低木群落
	13 ススキ群団 (VII)
	14 伐採跡地群落 (VII)
	植林地、耕作地植生
	17 スギ・ヒノキ植林
	18 カラマツ植林
	20 竹林
	23 路傍・空地雑草群落
	25 果樹園
	26 畑雑草群落
	27 水田雑草群落
	その他
	29 市街地
	30 緑の多い住宅地
	31 造成地
	32 開放水域
	33 自然裸地

1:25,000

0 0.5 1 km

注：植生図の凡例は表 3.1-33 のとおりである。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」1/25,000 植生図「鮎川」、「越前蒲生」、「越前森田」、「福井」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)

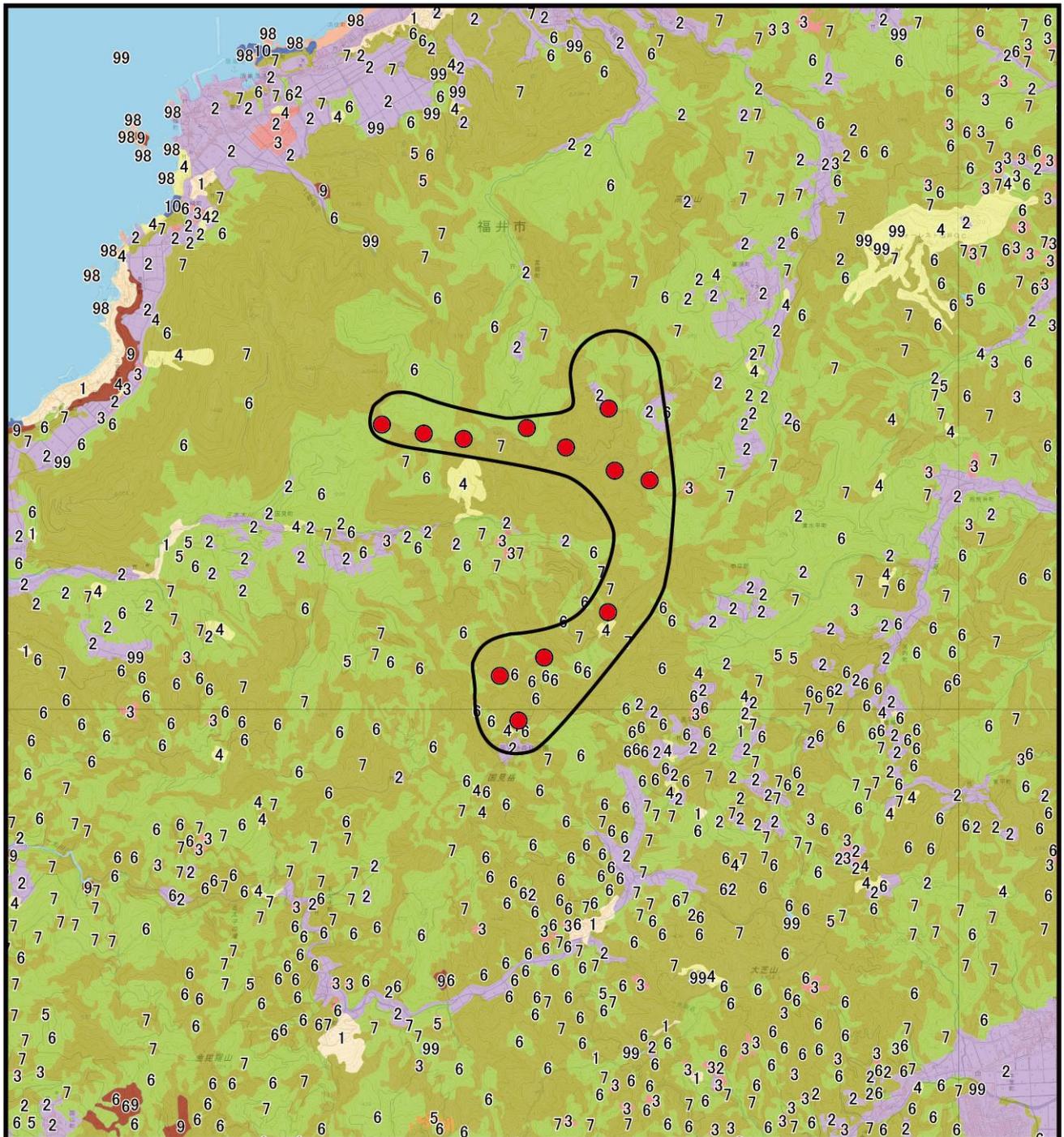
より作成

図 3.1-27(3) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大 2)

表 3.1-34 植生自然度の概要

植生自然度		区分基準	植生区分
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	砂丘植生、海岸草本群落
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	エゾイタヤーケヤキ群集、チャボガヤーケヤキ群集、イノデータブノキ群集、マサキートベラ群集
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ・ミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	該当なし
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	ユキグニミツバツツジ・コナラ群集、アカシデ・イヌシデ群落（V）、アカマツ群落（V）、ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集、クロマツ群落（VII）
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	落葉広葉低木群落、低木群落、スギ・ヒノキ植林、カラマツ植林
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	ススキ群団（VII）
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	伐採跡地群落（V）、伐採跡地群落（VII）、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	外来種植林、農耕地（樹園地）	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	ニセアカシア群落、竹林、果樹園
2	外来種草原、農耕地（水田・畑）	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	市街地、造成地
98	自然裸地	自然条件により植生が成立しない地域（山岳の岩角地、海岸等が含まれる）	自然裸地
99	開放水域	河川や池沼等で、抽水植物や沈水植物等による植生が成立していない水域・水面	開放水域

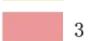
注：植生自然度の区分基準については、原則として「環生多発第 1603312 号 1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について 資料 1：統一凡例（1/2.5 万植生図）の植生自然度区分」（環境省自然環境局 生物多様性センター、平成 28 年）に準拠したが、「98 自然裸地」及び「99 開放水域」については、「環生多発第 1603312 号 1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について 資料 2：統一凡例（1/2.5 万植生図）の植生自然度」（環境省自然環境局 生物多様性センター、平成 28 年）の植生自然度を参照した。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

【植生自然度】

 10	 5	 1
 9	 4	 98
 7	 3	 99
 6	 2	

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」1/25,000 植生図 「鮎川」、「越前蒲生」、「越前森田」、「福井」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)

より作成

図 3.1-28(1) 文献その他の資料調査による植生自然度 (全体)

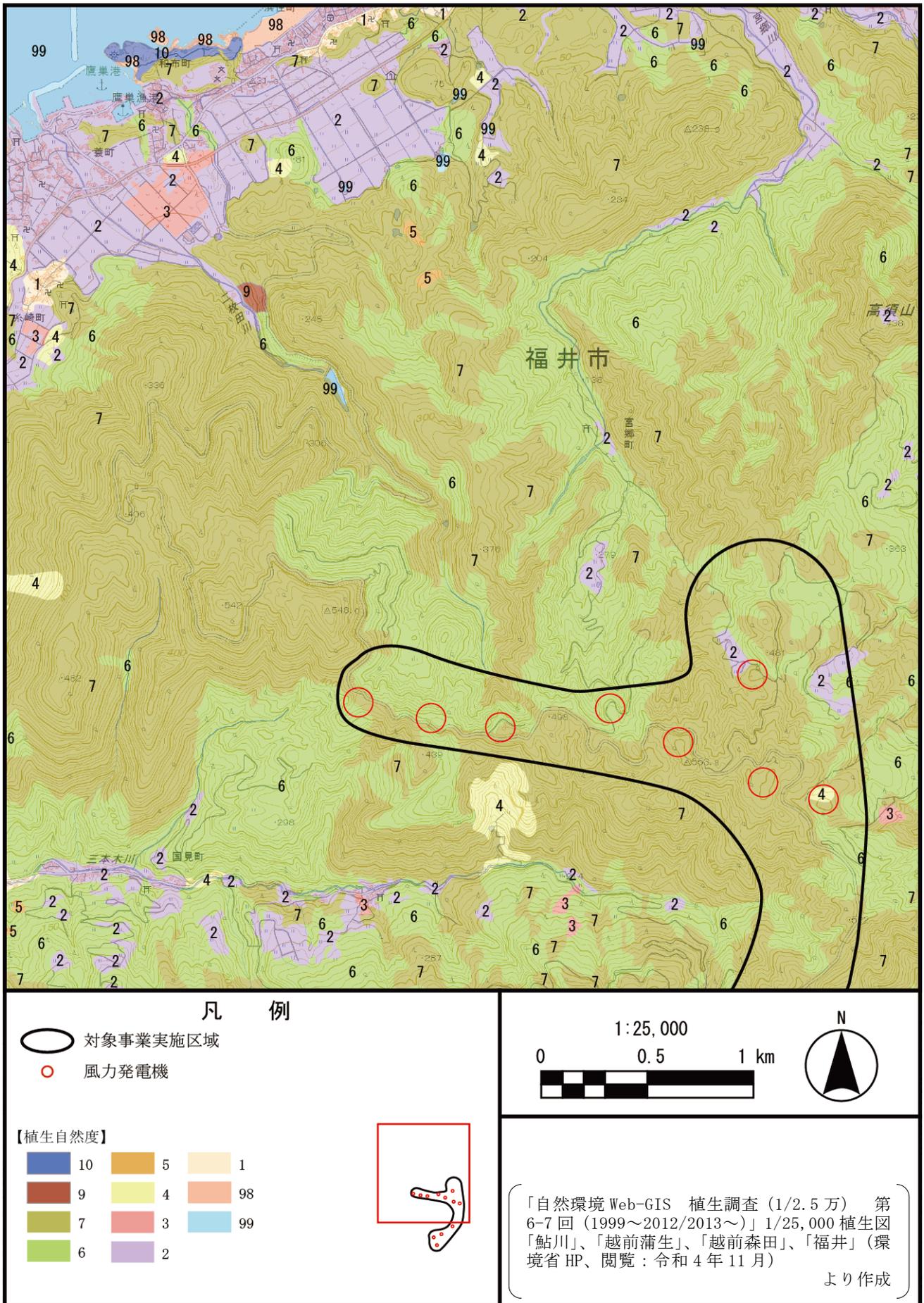


図 3.1-28(2) 文献その他の資料調査による植生自然度 (拡大 1)

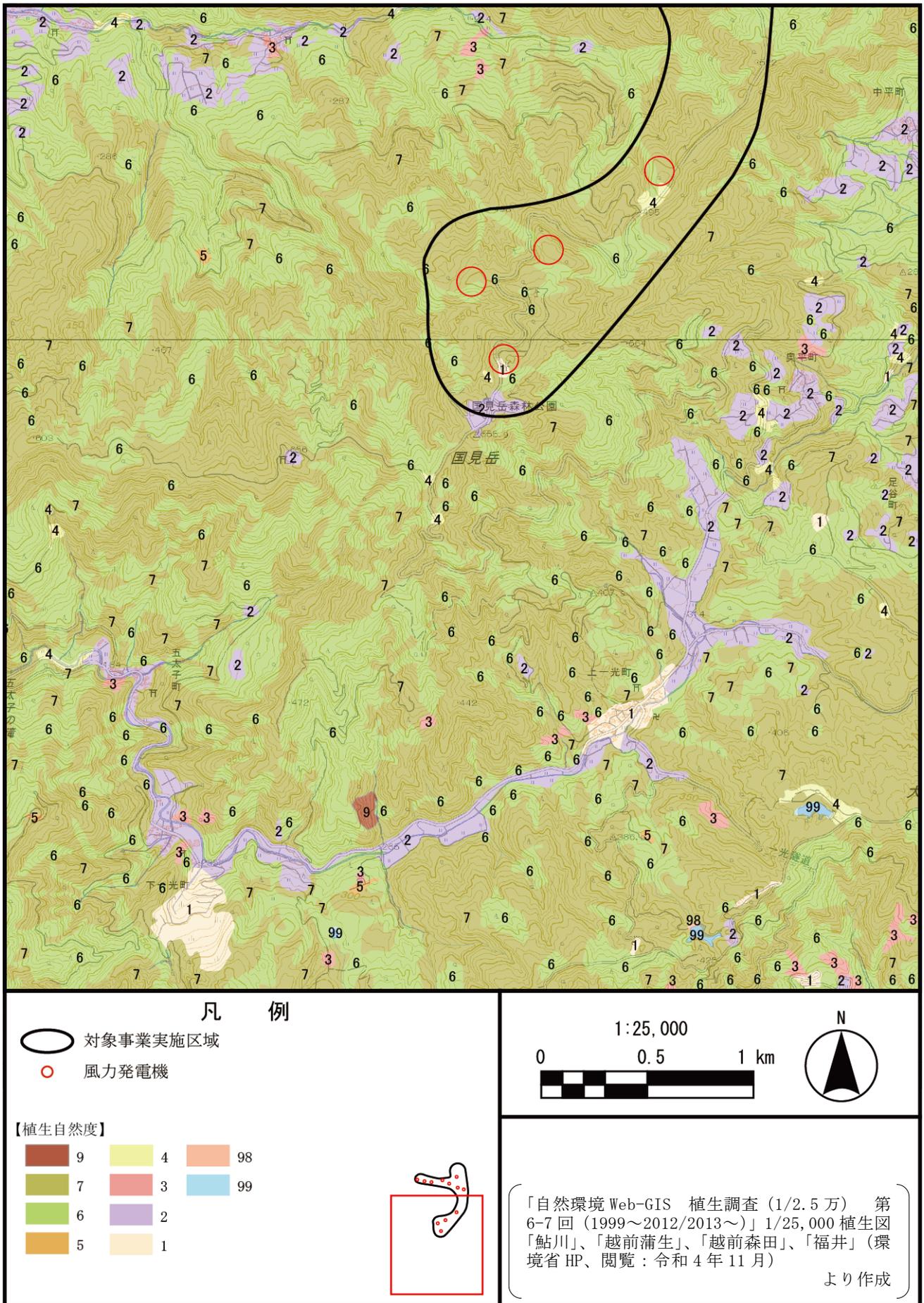


図 3.1-28(3) 文献その他の資料調査による植生自然度 (拡大 2)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準は、表 3. 1-35 のとおりである。

表 3. 1-35 (1) 植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「福井県文化財保護条例」(昭和 34 年福井県条例第 39 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：県指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)、「福井の文化財」(福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)	○
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」の категорияに移行することが確実に考えられるもの) NT：準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)	○

表 3.1-35(2) 植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
④	<p>「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)の掲載種</p>	<p>絶滅：県域絶滅 ・福井県内で野生では絶滅したと考えられるもの I 類：県域絶滅危惧 I 類 ・絶滅の危機に瀕しているもの ・現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの II 類：県域絶滅危惧 II 類 ・絶滅の危険が増大しているもの ・現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの 準絶：県域準絶滅危惧 ・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの ・種の存続への圧力は強まってはいるが、存続基盤が脆弱と判断されるもの 要注：要注目 ・評価するだけの情報が不足しているもの 地域：絶滅のおそれのある地域個体群 ・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」(福井県安全環境部自然環境課、平成 28 年)</p>	○	
⑤	<p>「第 2 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 53 年)、 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 63 年)、 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)に掲載されている特定植物群落</p>	<p>A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他学術上重要な植物群落又は個体群</p>	<p>「第 2 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 53 年) 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 63 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)</p>	○	
⑥	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)に掲載されている植物群落</p>	<p>4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)</p>	○	
⑦	<p>「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)に掲載されている植物群落</p>	<p>1：学術上貴重な種または個体の生育地 2：自然植生もしくはそれに近い植生 3：代償植生であっても郷土景観を代表する植物群落</p>	<p>「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)</p>	○	

① 重要な種

植物の重要な種は「(1)植物相の概要」で確認した種について、表 3.1-35 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、表 3.1-36 のとおり 90 科 254 種を確認した。

表 3.1-36(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
1	ヒカゲノカズラ	ミズスギ				要注
2	イワヒバ	タチクラマゴケ				要注
3	トクサ	ミズドクサ				Ⅱ類
4	ハナヤスリ	アカハナワラビ				要注
5		ナガホノナツノハナワラビ				準絶
6		コハナヤスリ				Ⅱ類
7		ハマハナヤスリ				Ⅰ類
8	サンショウモ	オオアカウキクサ			EN	Ⅰ類
9		サンショウモ			VU	Ⅰ類
10	コバノイシカグマ	オウレンシダ				要注
11	イノモトソウ	タキミシダ			EN	Ⅰ類
12		エチゼンシノブ				Ⅰ類
13		マツサカシダ				要注 ^{*1}
14	シンガシラ	コモチシダ				準絶
15	メシダ	トゲカラクサイヌワラビ				Ⅰ類
16		ヘラシダ				要注
17	オンダ	ナガバヤブソテツ				要注
18		ヒロハヤブソテツ				Ⅱ類
19		マルバベニシダ				要注
20		ヌカイタチシダモドキ				Ⅱ類
21		キノクニベニシダ				Ⅰ類
22	ウラボシ	ヒメサジラン				要注
23	コウヤマキ	コウヤマキ				要注
24	ヒノキ	ハイネズ				Ⅱ類
25	ジュンサイ	ジュンサイ				準絶
26	スイレン	コウホネ				準絶
27		ヒツジグサ				準絶
28	ドクダミ	ハンゲショウ				準絶
29	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				準絶
30		フタバアオイ				要注
31	ショウブ	ショウブ				要注
32	サトイモ	アシウテンナンショウ				要注 ^{*2}
33		ミズバショウ				要注
34		オオハンゲ				Ⅱ類
35	オモダカ	サジオモダカ				Ⅰ類
36		マルバオモダカ			VU	絶滅
37		アギナシ			NT	Ⅱ類
38	トチカガミ	ヤナギスブタ				準絶
39		クロモ				Ⅱ類
40		トチカガミ			NT	Ⅰ類
41		イトトリゲモ			NT	Ⅱ類
42		ホッスモ				Ⅱ類
43		ミズオオバコ			VU	Ⅱ類
44	アマモ	エビアマモ			NT	要注
45	ヒルムシロ	イトモ			NT	
46		ヒルムシロ				Ⅱ類

表 3.1-36(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	
47	ヒルムシロ	センニンモ				Ⅱ類	
48		オヒルムシロ				Ⅱ類	
49		ホソバミズヒキモ				Ⅱ類	
50		ササバモ				準絶	
51	サルトリイバラ	マルバサンキライ				Ⅰ類	
52	ユリ	ヒロハノアマナ			VU	Ⅰ類	
53		ミノコバイモ			VU		
54		キバナノアマナ				Ⅰ類	
55	ラン	キエビネ			EN	Ⅰ類	
56		エビネ			NT	Ⅱ類	
57		ナツエビネ			VU	Ⅱ類	
58		ギンラン				Ⅱ類	
59		キンラン			VU	Ⅱ類	
60		カキラン				要注	
61		クロヤツシロラン				Ⅱ類	
62		アケボノシュスラン				要注	
63		ミズトンボ			VU	Ⅱ類	
64		ホクリクムヨウラン				Ⅱ類	
65		セイタカスズムシソウ				Ⅰ類	
66		ジガバチソウ				Ⅰ類	
67		クモキリソウ				要注	
68		スズムシソウ				Ⅰ類	
69		コ克蘭				Ⅱ類	
70		コケイラン				要注	
71		ジンバイソウ				要注	
72		ヒトツボクロ				Ⅰ類	
73		キンバイザサ	コキンバイザサ				絶滅
74		アヤメ	ヒオウギ				Ⅰ類
75	ノハナショウブ					Ⅱ類	
76	カキツバタ				NT	Ⅱ類	
77	ススキノキ	ノカンゾウ				Ⅱ類	
78	ヒガンバナ	ヒメニラ				Ⅱ類	
79		ヤマラッキョウ				Ⅰ類	
80		ギョウジャニンニク				Ⅱ類	
81	クサスギカズラ	キチジョウソウ				準絶	
82		オモト				準絶	
83	ミズアオイ	ミズアオイ			NT	Ⅰ類	
84	ガマ	ミクリ			NT	Ⅱ類	
85		ヤマトミクリ			NT	Ⅱ類	
86		ナガエミクリ			NT	準絶	
87		コガマ				準絶	
88		ホシクサ	ホシクサ				準絶
89	イトイヌノヒゲ					準絶	
90	イヌノヒゲ					要注	
91	イグサ	イヌイ				Ⅰ類	
92		ドロイ				要注	
93		タチコウガイゼキショウ				準絶	
94		アサギスズメノヒエ				要注	
95		カヤツリグサ	コウキヤガラ				準絶
96	イトテンツキ				NT	要注	
97	タニガワスゲ					要注	
98	ウマスゲ					Ⅰ類	
99	ヤガミスゲ					Ⅱ類	
100	タチスゲ					要注	

表 3.1-36(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
101	カヤツリグサ	キノクニスゲ			NT	Ⅱ類
102		ノゲヌカスゲ				要注
103		タカネマスクサ				準絶
104		ヒメモエギスゲ				要注
105		シラコスゲ				準絶
106		シオクグ				準絶
107		センダイスゲ				要注
108		ミヤケスゲ			VU	
109		ヒメアオガヤツリ				準絶
110		シロガヤツリ				準絶
111		ヒメガヤツリ				要注
112		ヒメハリイ				Ⅰ類
113		ビロードテンツキ				Ⅰ類
114		イソヤマテンツキ				要注
115		イヌノハナヒゲ				要注
116		タイワンヤマイ				準絶
117		フトイ				要注
118		マツカサススキ				Ⅰ類
119	イネ	ツクシガヤ			VU	
120		オガルカヤ				Ⅱ類
121		エチゼンインヨウ				Ⅰ類
122		テンキグサ				要注
123		トキワススキ				Ⅱ類
124		ヌマガヤ				準絶
125		アイアシ				Ⅱ類
126		セイタカヨシ				要注
127		メガルカヤ				Ⅰ類
128	マツモ	マツモ (広義)				Ⅱ類 ^{*3}
129	ケシ	キケマン				準絶
130	キンボウゲ	アズマイチゲ				要注
131		アズマシロカネソウ				準絶
132		ミスミソウ			NT	Ⅱ類
133		マンセンカラマツ			EN	Ⅰ類
134	スグリ	ヤブサンザシ				準絶
135	ユキノシタ	ウチワダイモンジソウ				準絶
136	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ				準絶
137	タコノアシ	タコノアシ			NT	Ⅰ類
138	アリノトウグサ	ホザキノフサモ				要注
139		フサモ				Ⅰ類
140	マメ	ニワフジ				要注
141		エゾノレンリソウ				Ⅰ類
142		ツルフジバカマ				要注
143		エビラフジ				要注
144	クロウメモドキ	エゾノクロウメモドキ				要注
145	イラクサ	ホソバイラクサ				Ⅰ類
146	バラ	コゴメウツギ				Ⅱ類
147		カワラサイコ				Ⅰ類
148		シロミノヤブヘビイチゴ				Ⅰ類
149		ハマナス				Ⅱ類
150		コジキイチゴ				要注
151		ワレモコウ				Ⅱ類
152		ユキヤナギ				要注
153	ブナ	ツクバネガシ				要注
154	カバノキ	サクラバハンノキ			NT	Ⅱ類

表 3.1-36(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
155	カバノキ	シラカンバ				要注
156	ニシキギ	イワウメヅル				Ⅱ類
157		ニシキギ				準絶
158	トウダイグサ	トウダイグサ				準絶
159		ニシキソウ				準絶
160	ミヅハコベ	ミヅハコベ				要注
161	スマレ	ヒゴスマレ				要注
162		イソスマレ			VU	Ⅱ類
163		アカネスマレ				要注
164	オトギリソウ	ヒメオトギリ				Ⅱ類
165	ミソハギ	エゾミソハギ				Ⅱ類
166		ミズマツバ			VU	準絶
167	アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT	Ⅱ類
168		ミズユキノシタ				要注
169	ムクロジ	モクゲンジ				Ⅱ類
170	ミカン	フユザンショウ				Ⅱ類
171	ジンチョウゲ	ナニワズ				準絶
172	アブラナ	イワハタザオ				要注
173		ミズタガラシ				準絶
174		オオユリワサビ				Ⅱ類
175		ユリワサビ				Ⅰ類
176	オオバヤドリギ	マツグミ				Ⅱ類
177	タデ	サデクサ				Ⅰ類
178		ホソバイスタデ			NT	Ⅱ類
179		ネバリタデ				要注
180		ニオイタデ				要注
181		ノダイオウ			VU	Ⅰ類
182	モウセンゴケ	モウセンゴケ				要注
183	ナデシコ	オオヤマフスマ				Ⅱ類
184		ハマナデシコ				準絶
185		ハマハコベ				Ⅰ類
186	ヒユ	ヤナギイノコツチ				要注
187		ホソバハマアカザ				要注
188	ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ				要注
189	カキノキ	リュウキュウマメガキ				要注
190	サクラソウ	ギンレイカ				Ⅱ類
191		クサレダマ				Ⅰ類
192	ツツジ	ウメガサソウ				準絶
193		シヤクジョウソウ				Ⅱ類
194	アカネ	キバナカワラマツバ				Ⅱ類
195		オオキヌタソウ				要注
196	リンドウ	リンドウ				準絶
197	マチン	アイナエ				Ⅱ類
198	キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	Ⅰ類
199		コイケマ				Ⅱ類
200		フナバラソウ			VU	Ⅰ類
201		スズサイコ			NT	Ⅱ類
202		コバナカモメヅル				準絶
203		シロバナカモメヅル				準絶
204		ヒルガオ	ハマネナシカズラ			VU
205	ナス	オオマルバノホロシ				準絶
206	オオバコ	アワゴケ				要注
207		ミズハコベ				Ⅱ類
208		アブノメ				準絶

表 3.1-36(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
209	オオバコ	オオアブノメ			VU	I類
210		シソクサ				II類
211		エゾオオバコ				I類
212		トウオオバコ				要注
213		ヒシモドキ			EN	絶滅
214		ヒヨクソウ				要注
215		エチゴトラノオ				II類
216		カワヂシャ			NT	II類
217	ゴマノハグサ	エゾヒナノウスツボ				I類
218		ヒナノウスツボ				要注
219		オオヒナノウスツボ				要注
220	シソ	メハジキ				準絶
221		キセワタ			VU	I類
222		ミズネコノオ			NT	I類
223		ミズトラノオ			VU	I類
224		ハイタムラソウ				I類
225		ヒメナミキ				I類
226		デワノタツナミソウ				準絶
227		ハマウツボ	ナンバンギセル			
228	ハマウツボ				VU	I類
229	シオガマギク					要注
230	ヒキヨモギ					II類
231	タヌキモ	ノタヌキモ			VU	I類
232		イヌタヌキモ			NT	準絶
233	クマツヅラ	クマツヅラ				I類
234	キキョウ	ヒメシャジン				II類
235		キキョウ			VU	I類
236		ヒナギキョウ				要注
237	ミツガシワ	ガガブタ			NT	絶滅
238	キク	ワカサハマギク			NT	II類
239		タチアザミ				II類
240		フジバカマ			NT	I類
241		カセンソウ				準絶
242		コオニタビラコ				I類
243		ネコノシタ				II類
244		アキノハハコグサ			EN	I類
245		オナモミ			VU	
246	ウコギ	オオバチドメ				II類
247	セリ	セリモドキ				準絶
248		ハマボウフウ				準絶
249		ハナウド				I類
250		カノツメソウ				準絶
251	ガマズミ	レンブクソウ				準絶
252		カンボク				準絶
253	スイカズラ	ナベナ				I類
254		オミナエシ				I類
計	90科	254種	0種	0種	54種	248種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和4年11月）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-35 参照。

3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。

4. 表中の※については以下のとおりである。

※1；マツザカシダで掲載、※2；ヒロハテンナンショウ（アシウテンナンショウ型）で掲載、

※3；マツモで掲載

② 重要な群落

対象事業実施区域及びその周囲に存在する重要な群落は、表 3.1-37 及び図 3.1-29 のとおりである。

「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧:令和4年11月)によると、対象事業実施区域から約 2.3km に「大芝山の水バショウ」が分布する。

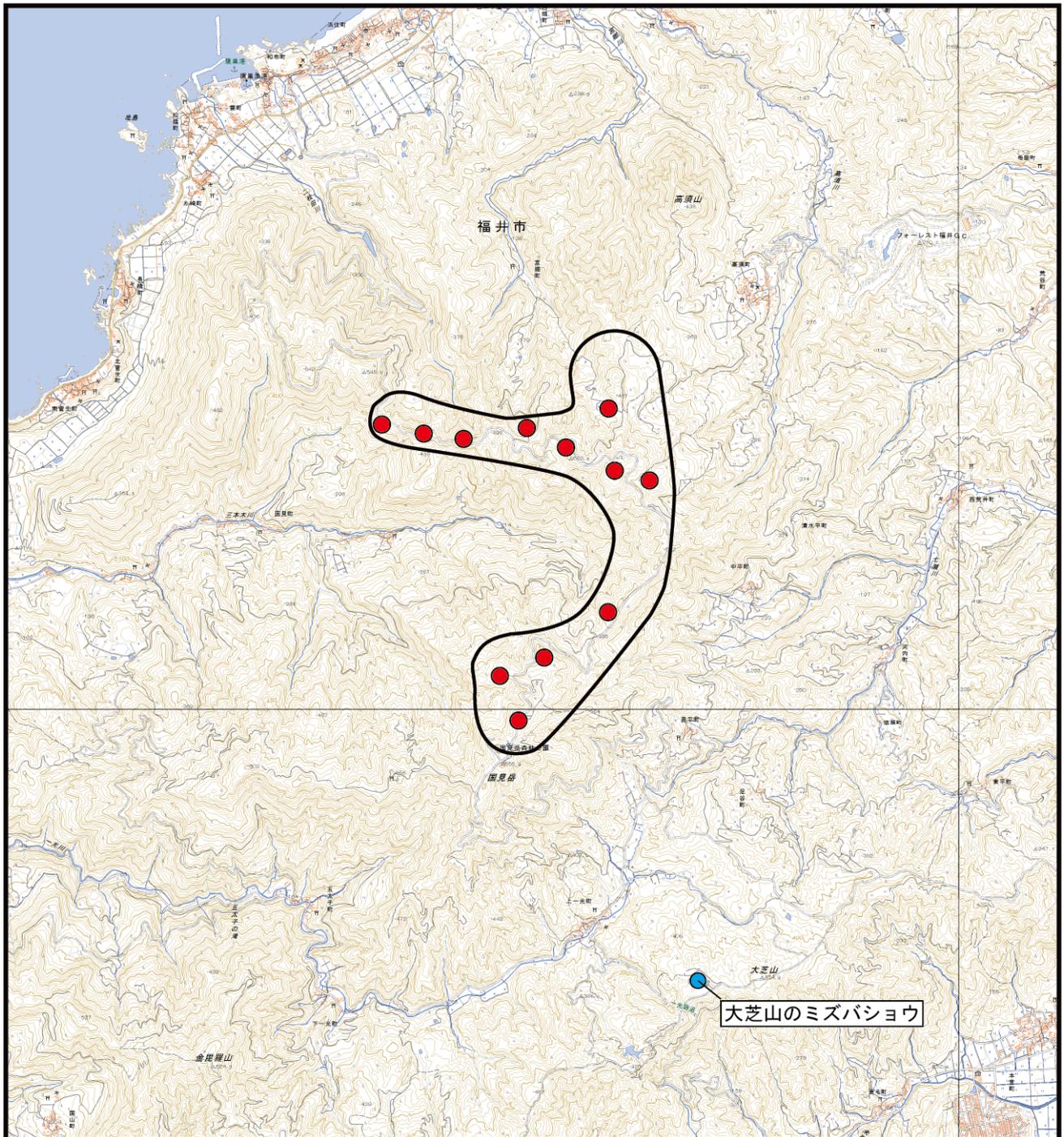
なお、「第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和53年)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)及び「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)において、対象事業実施区域及びその周囲には重要な植物群落は存在しない。

表 3.1-37 対象事業実施区域及びその周囲の重要な群落

名称	選定基準	区分
大芝山の水バショウ	1	B (県レベルで重要なもの)

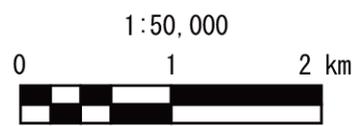
注: 選定基準は表 3.1-35 の選定基準⑦に対応する。

〔「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、
閲覧:令和4年11月)より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  福井県のすぐれた自然



「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県
みどりのデータバンク HP、閲覧：令和4年11月)
より作成

図 3.1-29 重要な群落

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

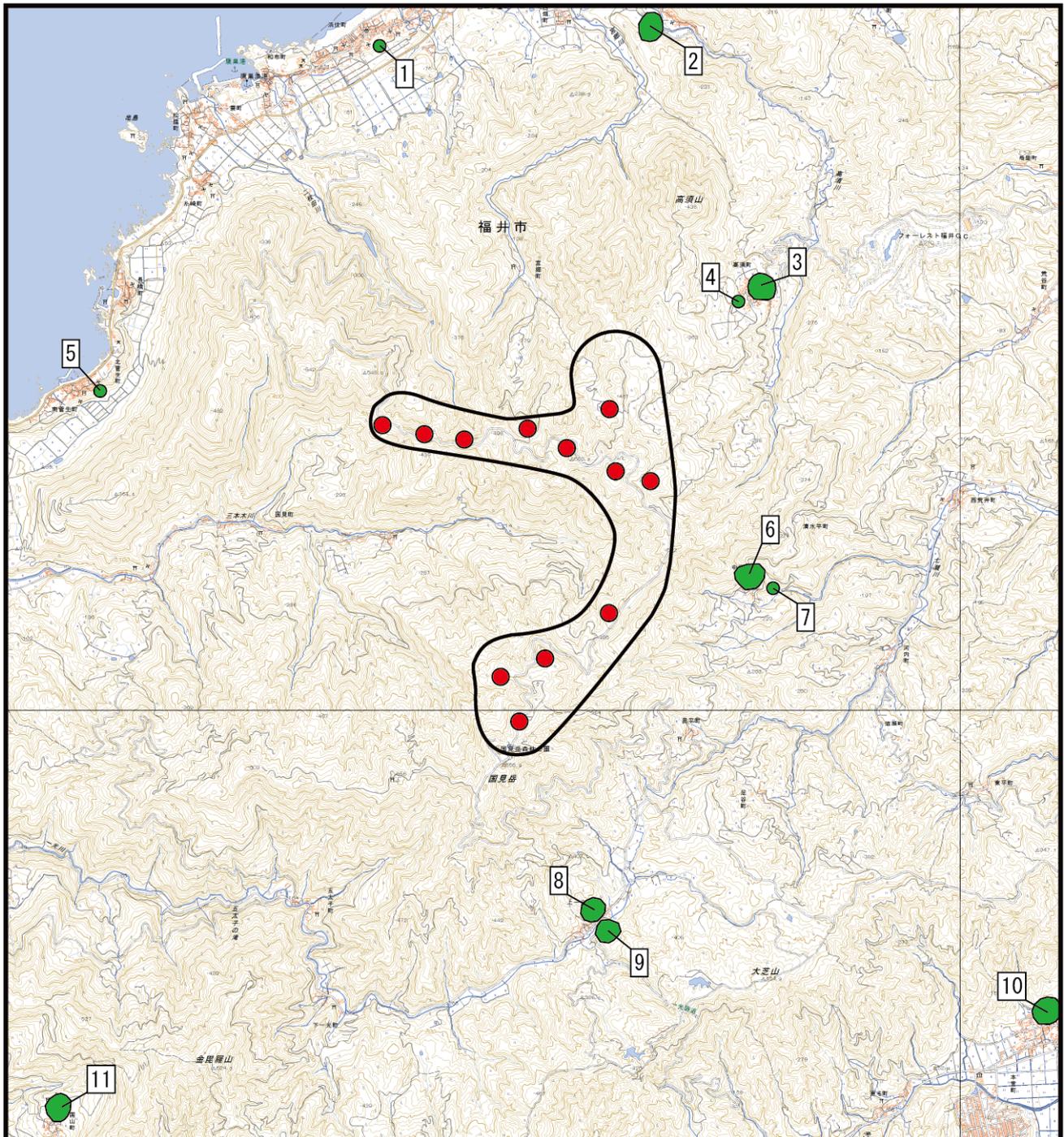
対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林の位置は、表 3.1-38 及び図 3.1-30 のとおりである。

「第 4 回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林－」（環境庁、平成 3 年）、「第 4 回自然環境保全基礎調査－福井県自然環境情報図－」（環境庁、平成 7 年）、「第 6 回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、平成 13 年）、「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）及び「巨樹・巨木林データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、11 件の巨樹・巨木林が分布している。また、「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）、「福井県の文化財」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）及び「天然記念物一覧」（福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）によると、植物に係る天然記念物は福井市で 13 件指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には、これらの天然記念物は存在しない。

表 3.1-38 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

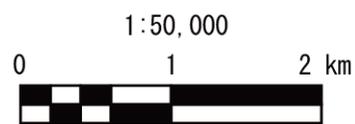
No.	対象区分	所在地・通称名	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	単木	専念寺	イチョウ	390	27
2	樹林	熊野神社	スダジイ	430	20
				400	10
				395	15
				415	20
3	樹林	清水義守	ケヤキ	320	46
			スギ	330	45
				308	35
4	単木	白山神社	ウラジロガシ	320	21
5	単木	天満神社	タブノキ	700	26
6	樹林	白山神社	スダジイ	379	20
			モミ	334	25
7	単木	上郷小分校前	ケヤキ	350	20
8	樹林	白山神社	スギ	535	52
				490	45
			ケヤキ	505	42
9	樹林	真浄寺	イチョウ	320	30
			スギ	450	30
10	樹林	高雄神社	モミ	418	45
			スギ	373	36
			スギ	310	30
			アベマキ	300	30
11	樹林	愛染寺	スギ	360	25
			ツガ	380	30

「第 4 回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林－」（環境庁、平成 3 年）
「第 4 回自然環境保全基礎調査－福井県自然環境情報図－」（環境庁、平成 7 年）
「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、平成 13 年）
「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 4 年 11 月）
「巨樹・巨木林データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  巨樹・巨木林



注：図中の No. は表 3.1-38 のとおりである。

「自然環境調査 Web-GIS 巨樹・巨木林」
 (環境省自然環境局生物多様性センターHP、
 閲覧：令和4年11月) より作成

図 3.1-30 巨樹・巨木林の位置

3. 生態系の状況

動物、植物、地形等の文献その他の資料を基に、対象事業実施区域及びその周囲の生態系を整理した。

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から表 3.1-39 及び図 3.1-31 のとおり、山地広葉樹林、山地針葉樹林、植林地、乾性草地、耕作地等、市街地等、開放水域の 7 つの環境類型に区分される。主に山地から丘陵地にかけて山地広葉樹林及び植林地が広がっており、海岸に近づくに従いユキグニミツバツツジーアカマツ群集等の山地針葉樹林がみられる。また、伐採跡地群落 (VII) 等の乾性草地や水田雑草群落等の耕作地等が広がっている。山地・丘陵地の一部と低地では乾性草地、低地では市街地等、開放水域が広がっている。

対象事業実施区域の環境類型は、主に山地広葉樹林と植林地によって構成されており、一部に山地針葉樹林、乾性草地、耕作地等及び市街地等の分布がみられる。

表 3.1-39 環境類型区分の概要

環境類型区分	主な地形	植生図凡例
山地広葉樹林	山地・丘陵地	エゾイタヤーケヤキ群集、チャボガヤーケヤキ群集、ユキグニミツバツツジーコナラ群集、アカシデーイヌシデ群落 (V)、落葉広葉低木群落、イノデータブノキ群集、マサキートベラ群集、低木群落
山地針葉樹林		アカマツ群落 (V)、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、クロマツ群落 (VII)
植林地		スギ・ヒノキ植林、カラマツ植林、ニセアカシア群落
乾性草地	山地・丘陵地、低地	伐採跡地群落 (V)、ススキ群団 (VII)、伐採跡地群落 (VII)、砂丘植生、海岸草本群落
耕作地等	台地、低地	竹林、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
市街地等	低地	ゴルフ場・芝地、市街地、緑の多い住宅地、造成地、自然裸地
開放水域	水域	開放水域

注：植生図凡例は現存植生図 (図 3.1-27 参照) による。

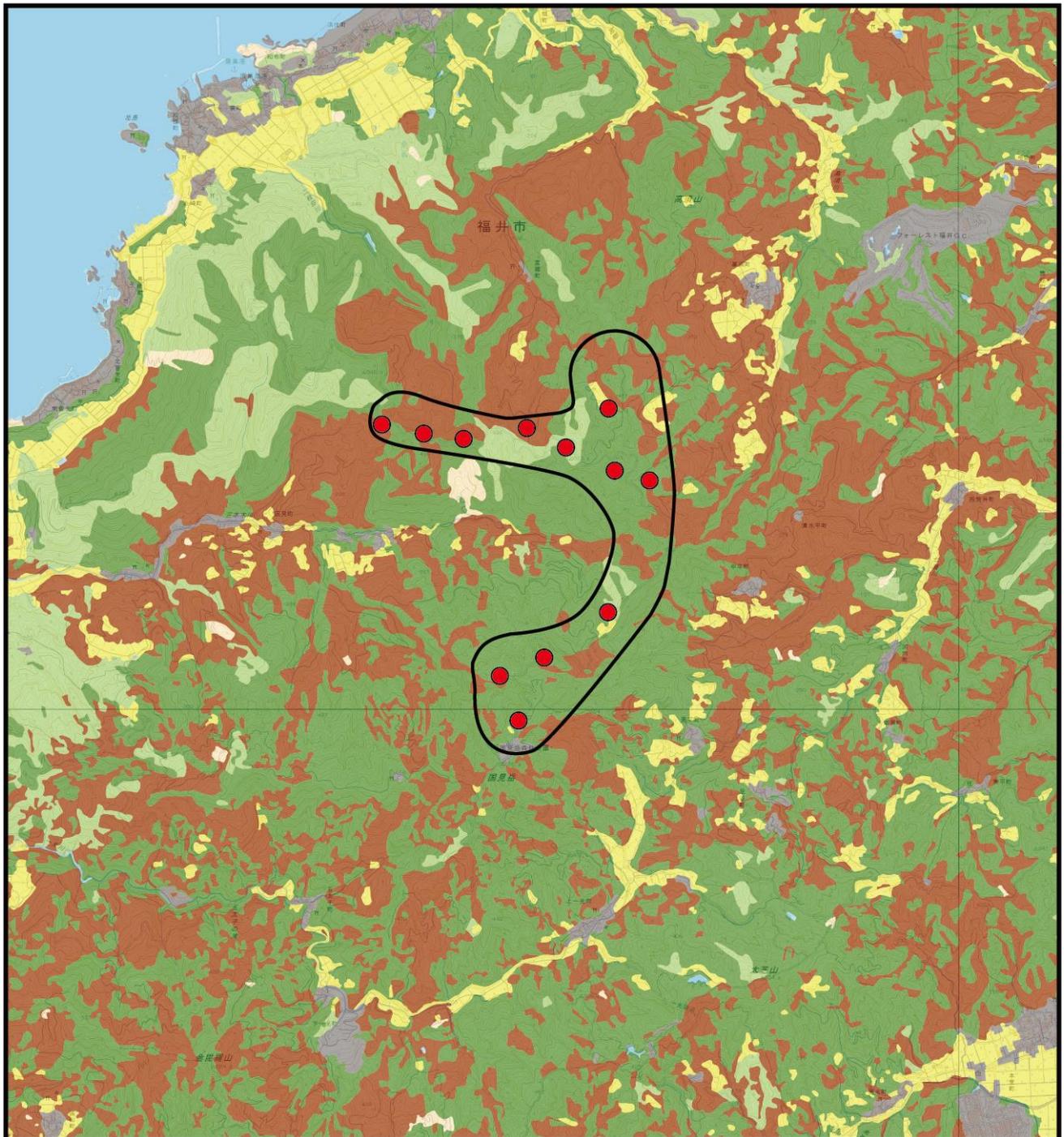


図 3.1-31 環境類型区分

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認した対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について生物種等を選定し、食物連鎖の概要として整理した。食物連鎖模式図は図 3.1-32 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の山地・丘陵地には、ユキグニミツバツツジーコナラ群集等の山地広葉樹林、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集等の山地針葉樹林、スギ・ヒノキ植林等の植林地が広く分布しており、部分的に伐採跡地群落等の乾性草地が分布している。台地、低地には水田雑草群落等の耕作地等が広がっている。

対象事業実施区域は、ユキグニミツバツツジーコナラ群集、スギ・ヒノキ植林が入り組んだ樹林環境となっており、部分的に落葉低木群落やユキグニミツバツツジーアカマツ群集、路傍・空地雑草群落、水田雑草群落、アカシデ・イヌシデ群落（V）等がみられる。

これらのことから対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、樹林環境（山地広葉樹林、山地針葉樹林、植林地）、草地環境（乾性草地、耕作地等）を基盤として成立しているものと考えられる。

陸域の生態系では、スギ・ヒノキ植林、ユキグニミツバツツジーコナラ群集、伐採跡地群落、海岸草本群落等の植生に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類、ゾウムシ類、ハマキガ類、コガネムシ類、ハムシ類、タテハチョウ類、カメムシ類、バッタ類等の草食性の昆虫類、ムササビ、アカネズミ、ノウサギ等の草食性の哺乳類、ヤマドリ、キジバト、ヒヨドリ、カルガモ等の鳥類、第二次消費者としてはオニヤンマ、ジョウカイボン、キイロスズメバチ等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはヨタカ、トラツグミ等の鳥類、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ等の爬虫類、アズマヒキガエル、トノサマガエル等の両生類、第四次消費者としてはホンドタヌキ、ホンドテン、ニホンアナグマ等の哺乳類、シマヘビ、ヤマカガシ等の爬虫類が存在する。さらに、これらを餌とする消費者として、ホンドキツネ等の哺乳類、オオタカ、クマタカ、フクロウ等の猛禽類が存在すると考えられる。

水域の生態系では、植物性プランクトンを生産者として、第一次消費者としてはトビケラ類等の水生昆虫類、動物性プランクトン等、第二次消費者としてギンヤンマ、ゲンゴロウ類等の肉食性水生昆虫類が存在する。また、第三次消費者としてアカハライモリ、ニホンアカガエル等の両生類、ニッコウイワナ等の魚類が存在する。さらに、これらを餌とする消費者として、カワウ、アオサギ、ヤマセミ等の魚食性の鳥類が存在すると考えられる。

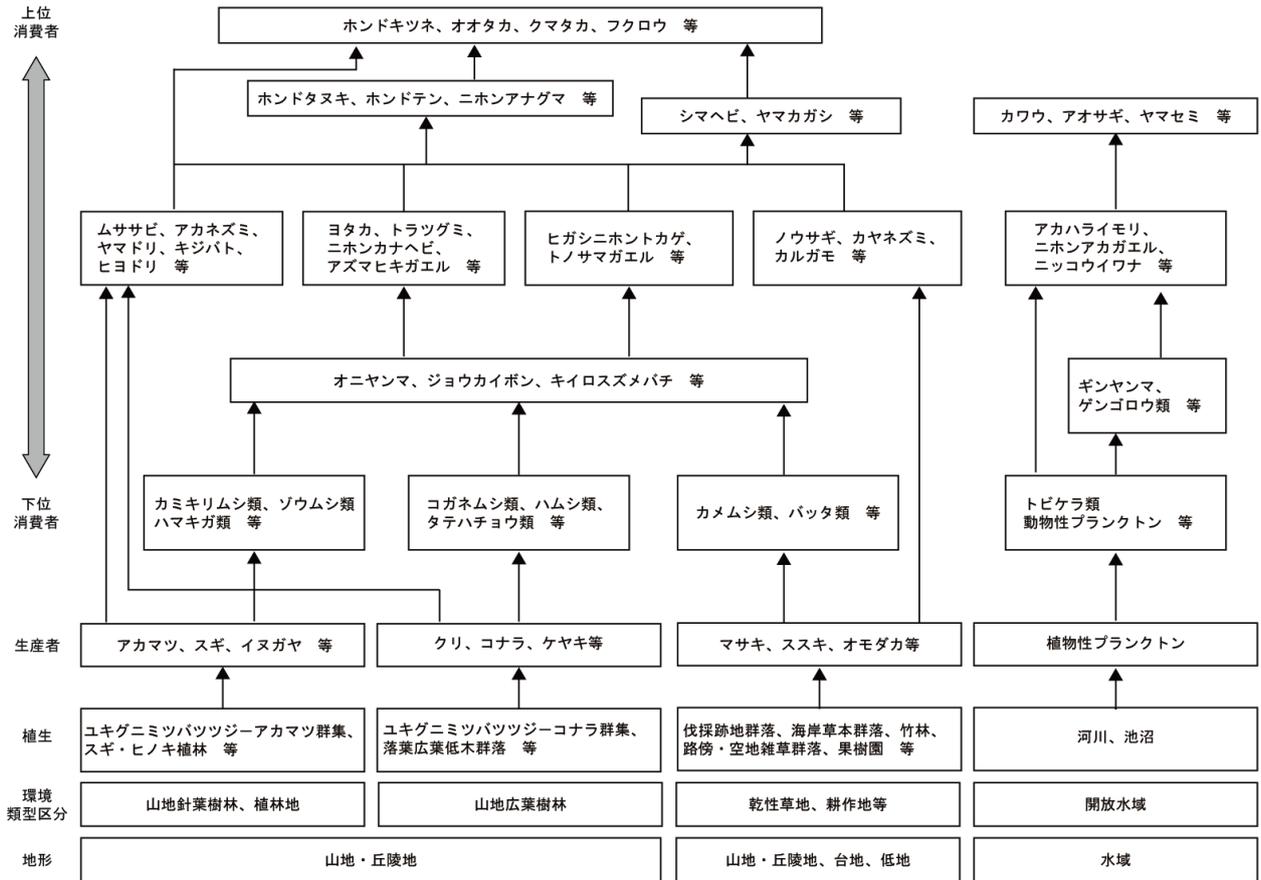


図 3.1-32 食物連鎖模式図

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出した重要な自然環境のまとまりの場については、表 3.1-40 及び図 3.1-33 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には自然公園の「越前加賀海岸国定公園 第2種及び第3種特別地域」、福井県のすぐれた自然の「丹生山地」及び保安林が分布している。

表 3.1-40 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然公園	越前加賀海岸国定公園 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	自然公園法に基づき、国立公園に準ずる景勝地として指定された自然公園。都道府県が管理し、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、国民の保健・休養等と生物多様性を確保するために指定されている。
2	福井県の すぐれた自然	大芝山のミズバショウ	「福井県のすぐれた自然データベース」の選定理由「学術上貴重な種または個体の生育地」に該当する植生である。
		丹生山地	「福井県のすぐれた自然データベース」の選定理由「渡り鳥の渡来地または中継地」、「猛禽類の多様な地域」に該当する鳥獣の重要な生息地である。
3	自然植生	自然林	環境省植生図におけるエゾイタヤケヤキ群集、チャボガヤケヤキ群集、イノデータブノキ群集、マサキートベラ群集であり、山地や段丘台地に分布する自然植生である。
		自然草地	環境省植生図における砂丘植生、海岸草本群落であり、低地に分布する自然植生である。
4	保安林		水源涵養や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)
 「国土数値情報 (自然公園地域データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)
 「国土数値情報 (自然公園地域データ・森林地域データ・鳥獣保護区データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)
 「福井県のすぐれた自然データベース」(福井県みどりのデータバンク HP、閲覧：令和 4 年 11 月)

より作成

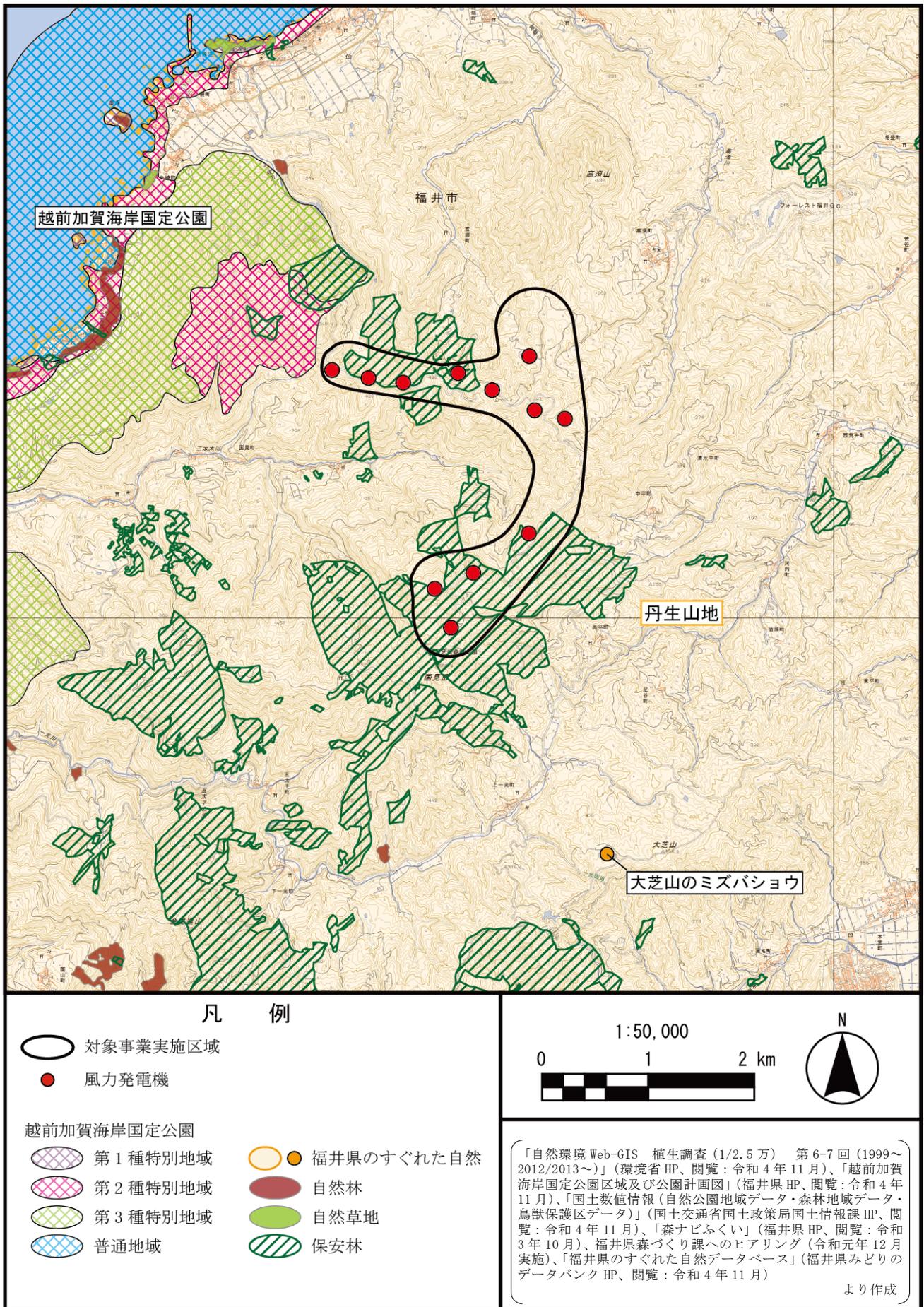


図 3.1-33 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は福井県の嶺北地方に位置し、西側の海岸線沿いには越前加賀海岸国定公園がある。

福井県は、景観づくりに関する施策を総合的・一体的に推進するため、平成3年度に「福井県景観づくり基本計画」を策定しており、この基本計画では、景観づくりの進むべき方向と、それを実現するための基本的施策を定めるとともに、広域的観点にたって景観づくりを実現するための景観軸別、ゾーン別、基本方針別の三つの計画を定めている。また、福井県は、福井の美しい景観を広く発信し、ふるさとの良さを知り、誇りと愛着を持つとともに、県民共有の財産である景観を地域の力で守り育てることを目的として、「福井ふるさと百景」を平成23年に選定し、ふるさと景観の発信と景観の保全・活用を推進している。

福井市は、特定景観計画区域を除く市内全域を福井市景観計画区域に指定しており、福井らしい景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築等の行為について適正に規制・誘導することとしている。

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査の結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的なHPや観光パンフレット等に記載されている情報であること。
- ・ 不特定かつ多数のものが利用する地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表3.1-41及び図3.1-34のとおりである。

表 3.1-41 主要な眺望点

眺望点	概要
三里浜緩衝緑地（展望所）	福井市白方町から坂井市三国町新保地係に至る、延長約 9km、幅 180m、面積約 134.4ha の都市公園。約 70 種類 66 万本の樹木の中に、芝生広場、休憩所、水飲み場、駐車場、トイレ等の施設があり、展望所からは日本海を望むことができる。
九頭竜川堤防	九頭竜川と河川敷の緑地を望む九頭竜川堤防からの眺望は、坂井市百景に選ばれている。
鷹巣海水浴場	越前加賀海岸国定公園内にあり全長 1km の広い砂浜が有名な海水浴場。毎年 30 万人もの観光客で賑わう。
鮎川海水浴場	年間 30 万人の観光客で賑わう海水浴場。鷹巣・鮎川海岸は、越前加賀海岸国定公園内となっており、海岸近くには鉾島や亀島等の名所や遊歩道がある。
国見岳	福井市西北部に位置する標高 656m の山。能登から丹波、日本海、福井市街を望むことができる。 ※令和 3 年度末（令和 4 年 3 月）に閉園となった。
越知山大谷寺奥之院	泰澄大師が開創した越知山大谷寺は 1,300 年の歴史を誇る北陸屈指の古刹であり、越知山大谷寺奥之院からは白山をはじめ四方が見渡せる。
高尾山	福井市に位置する標高 563m の山。
越知山展望台	白山信仰の開祖である泰澄大師が 698 年に開山し、青年の頃まで修行したと伝えられる北陸最古の修験の霊場。標高 612.8m あり、山頂に位置する展望台からは、日本海から丹生山地を望める。
コスモス広苑	9 月下旬から 10 月にかけてコスモスが咲き誇り、10 月中旬には福井コスモスまつりが開催される東京ドーム約 10 個分の広さをもつ。

- 「都市計画課」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「坂井市百景」（坂井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「福井市民の誇り百選」（福井市観光開発室 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「ふくいドットコム」（公益社団法人福井県観光連盟 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「ふくい city ナビ」（福井観光コンベンションビューロー HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「えちぜん観光ナビ」（一般社団法人越前町観光連盟 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「福井ふるさと百景」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 - 「福いろ」（福井市観光協会 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
- より作成

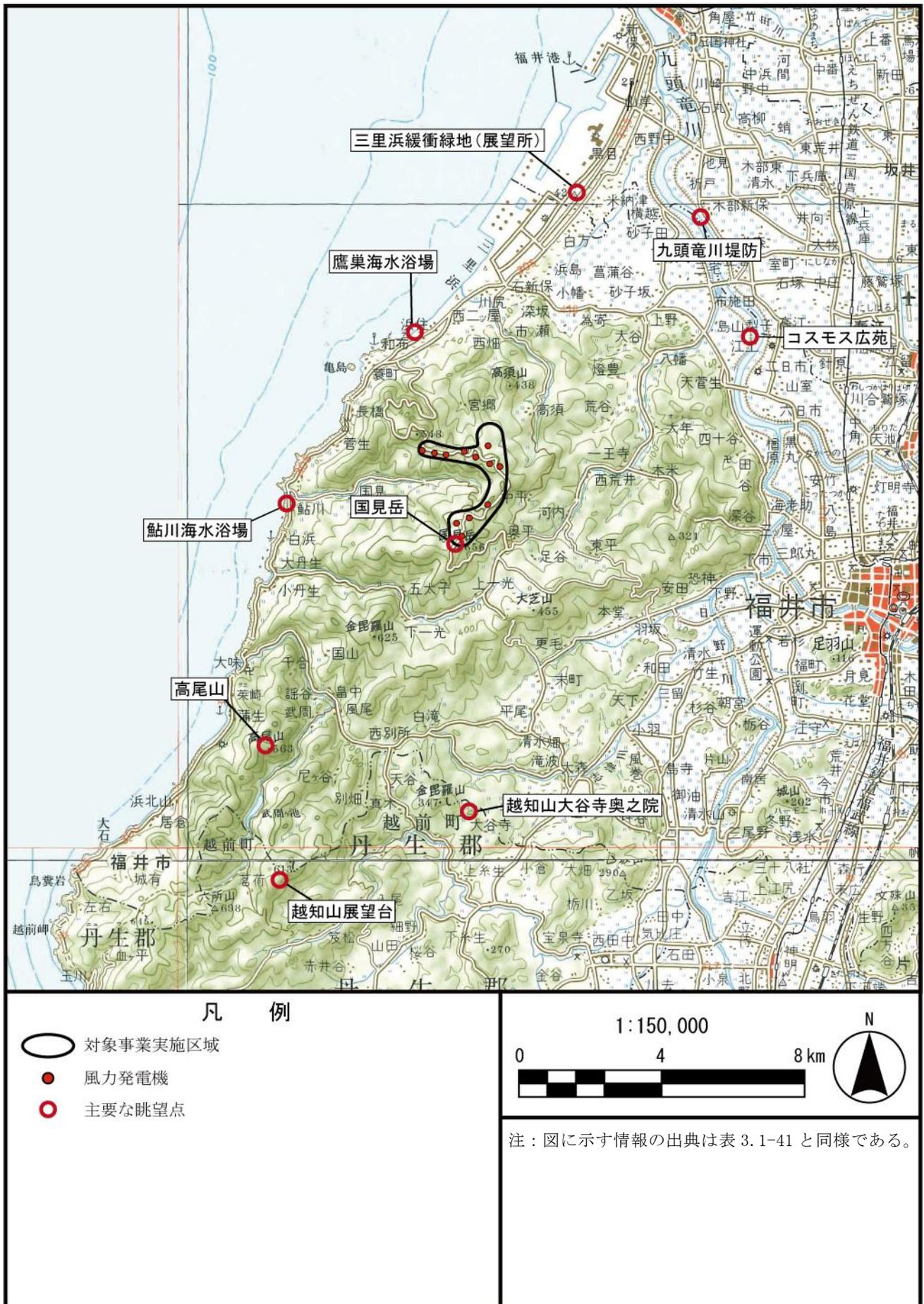


図 3.1-34 主要な眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表3.1-42及び図3.1-35のとおりである。

表 3.1-42 景観資源

	区 分	名 称
自然景観資源	非火山性孤峰	足羽山
	滝	五太子の滝
		足見滝
		布ヶ滝
	湖 沼	武周ヶ池
	砂丘	三里浜砂丘
	海食崖	越前岬
	波食台	鬼の洗濯場
	海食洞	玉川洞
	岩 門	呼鳥門
坂井市百景		九頭竜川
福井ふるさと百景		コスモス広苑

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)
 「坂井市百景」(坂井市役所HP、閲覧：令和4年11月)
 「福井ふるさと百景」(福井県HP、閲覧：令和4年11月) より作成



図 3.1-35 景観資源の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-43 及び図 3.1-36 のとおりである。

表 3.1-43 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する 主な活動	概要
鷹巣海水浴場	海水浴	透明度の高い海水浴場。近くには多くの民宿や旅館があり、マリンスポーツ、キャンプ、釣り、ドライブも楽しむことができる。周辺には加賀越前国定公園の利用計画における園地や野営場も所在する。
亀島（園地）	自然観賞 散策 釣り	亀島は周囲 2km のまるで亀が海に向かって泳ぎ出すかのように見える島。越前加賀海岸国定公園の利用計画における園地が所在し、散策や釣り利用が見られる。
国見岳森林公園	自然観賞 バーベキュー	標高 656m の国見岳山頂に整備された公園であったが、平成 30 年度に宿泊施設が廃止され、その後は土日祝日のみ開園していたものの、令和 3 年度からは休園となり、令和 3 年度末（令和 4 年 3 月）に閉園となった。
五太子の滝	自然観賞 散策	国見岳の西南、一光川の上流にある落差 20m の滝で、水音が鼓を打つ響きに似ていることから「鳴滝」とも呼ばれている。溪流沿いに遊歩道が整備されている。
中部北陸自然歩道 （日本海を望む道）	散策 自然観賞	福井県内の中部北陸自然歩道は、石川県加賀海岸方面から敦賀を経て琵琶湖へ続く路線を軸とし、海食崖や奇岩の多い景観美を魅せる越前海岸沿いのルートと、城や寺を巡る山裾に沿ったルートを複線的に組み込んでいる。そのうち本コースは、福井市西畑町～福井市鮎川町の約 10.8km あり、難易度は 1。見所は鷹巣海水浴場、亀島となっている。

「福井市」（福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

「福いろ」（福井市観光協会 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

「福井県」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

「ふくいドットコム」（公益社団法人福井県観光連盟 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

「福井フィルムコミッション」（福井市商工労働部 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

「NATS 自然大好きクラブ」（環境省自然環境局 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）

より作成

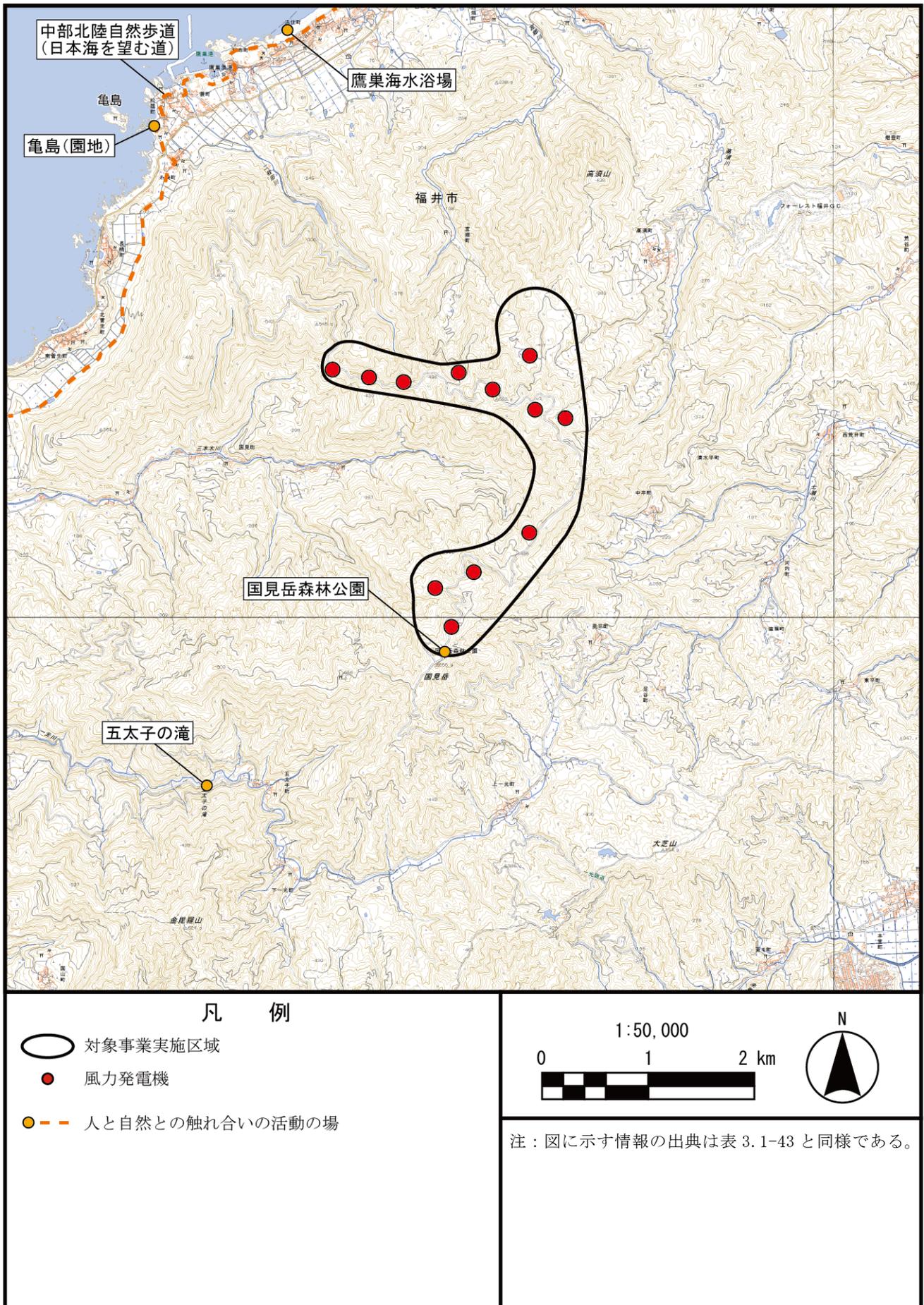


図 3.1-36 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

福井県と県内原子力事業者は、モニタリングポストを県内 106 か所に設置し、空間放射線量率の監視を行っている。「福井県原子力環境監視センター」(福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月)によると、対象事業実施区域の最寄りの測定地点は、図 3.1-37 のとおりであり、令和 4 年 10 月の空間放射線量率の平均値は、越廼公民館で $0.073 \mu\text{Sv/h}$ 、殿下小学校で $0.068 \mu\text{Sv/h}$ である。

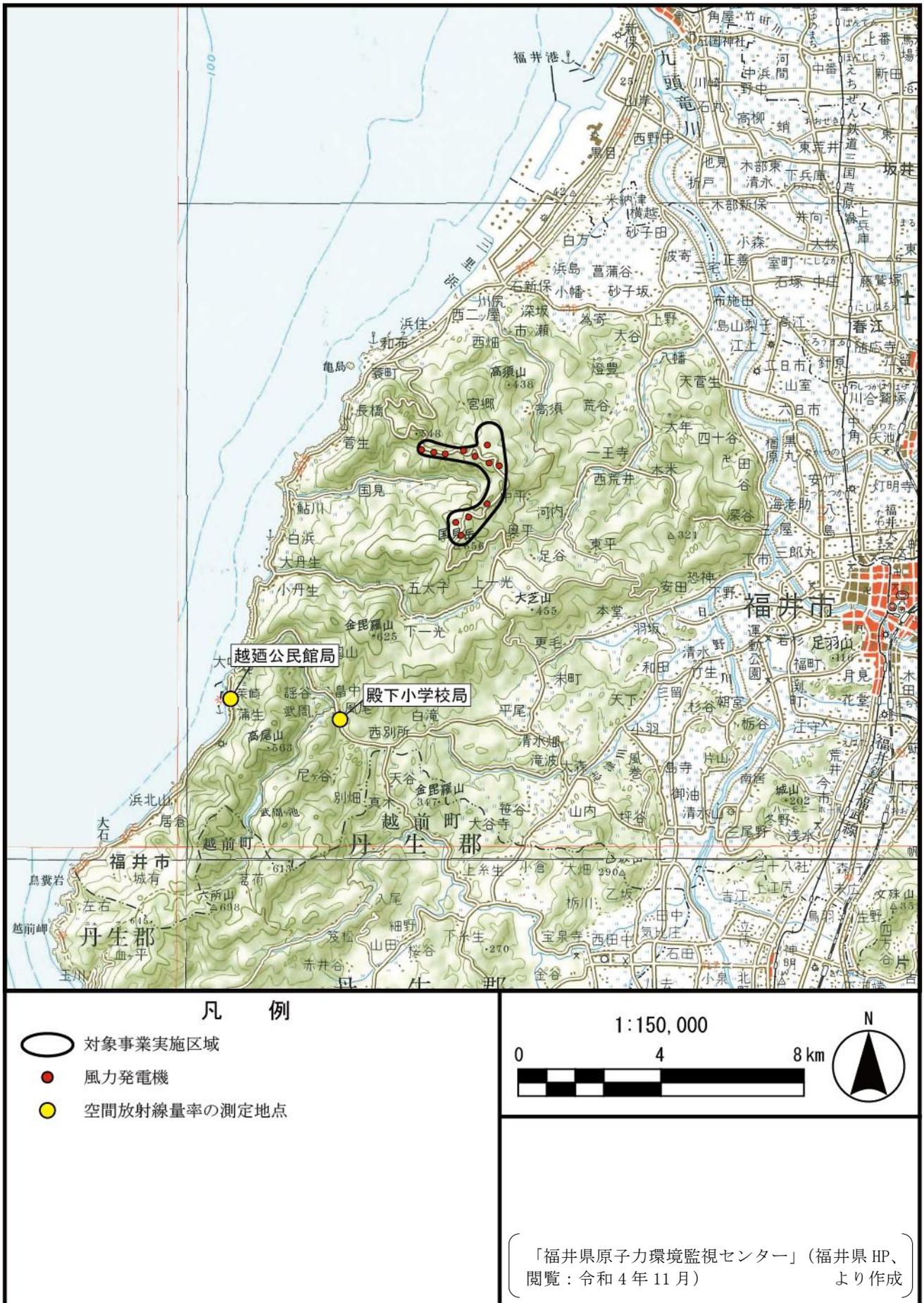


図 3.1-37 空間放射線量率の測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

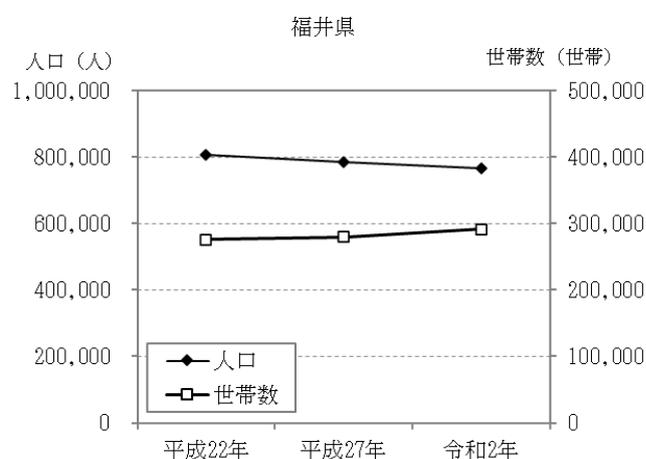
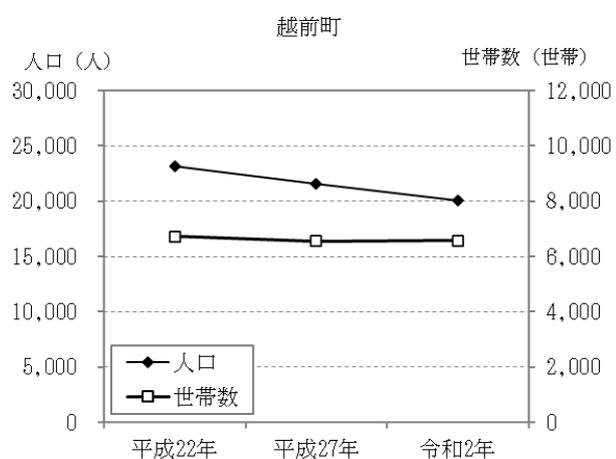
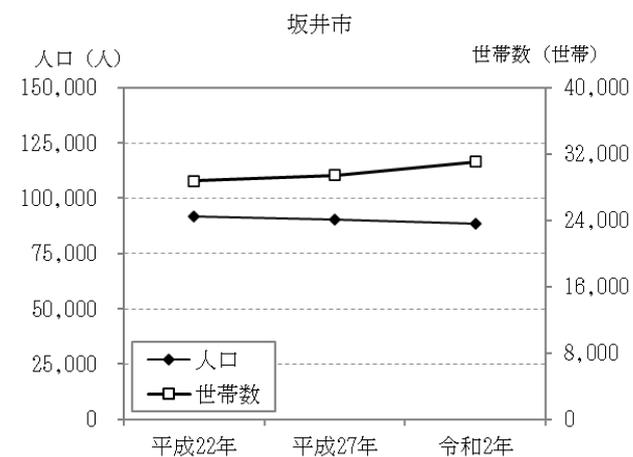
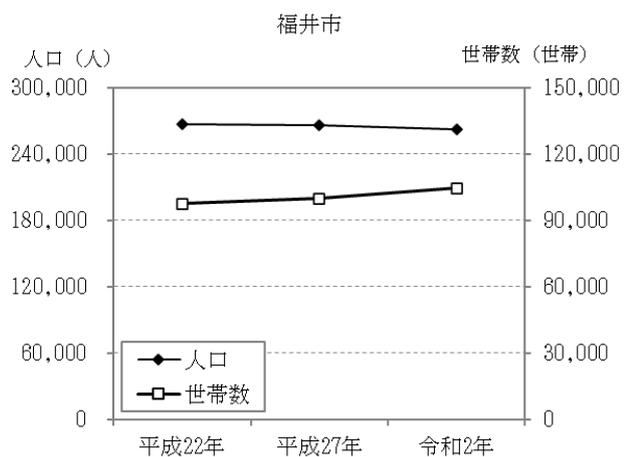
福井市、坂井市、越前町及び福井県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

人口は、福井市、坂井市及び越前町では減少傾向にある。また、世帯数は、福井市及び坂井市では増加傾向にあるが、越前町ではほぼ横ばいとなっている。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人 口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
福井市	平成 22 年	266,796	128,692	138,104	97,446
	平成 27 年	265,904	128,892	137,012	99,872
	令和 2 年	262,328	127,867	134,461	104,470
坂井市	平成 22 年	91,900	44,235	47,665	28,744
	平成 27 年	90,280	43,526	46,754	29,454
	令和 2 年	88,481	42,719	45,762	31,067
越前町	平成 22 年	23,160	11,036	12,124	6,728
	平成 27 年	21,538	10,333	11,205	6,560
	令和 2 年	20,118	9,725	10,393	6,581
福井県	平成 22 年	806,314	389,712	416,602	275,599
	平成 27 年	786,740	381,474	405,266	279,687
	令和 2 年	766,863	373,973	392,890	291,662

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

2. 産業の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、福井市、坂井市及び越前町ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	福井市	坂井市	越前町	福井県
第一次産業	2,504 (1.9)	1,739 (3.8)	682 (6.6)	12,640 (3.2)
農 業	2,269	1,635	345	11,120
林 業	165	30	29	582
漁 業	70	74	308	938
第二次産業	33,779 (25.2)	15,592 (33.9)	3,667 (35.4)	122,364 (30.9)
鉱業、採石業、砂利採取業	18	11	7	104
建設業	11,456	3,857	852	36,668
製造業	22,305	11,724	2,808	85,592
第三次産業	93,861 (69.9)	28,591 (62.1)	5,915 (57.1)	252,272 (63.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	609	206	36	4,777
情報通信業	2,921	730	90	5,730
運輸業、郵便業	5,624	2,275	340	15,843
卸売業、小売業	22,424	6,734	1,321	57,301
金融業、保険業	3,986	965	185	8,653
不動産業、物品賃貸業	2,120	403	41	4,201
学術研究、専門・技術サービス業	4,182	1,068	230	10,845
宿泊業、飲食サービス業	7,058	2,176	521	19,972
生活関連サービス業、娯楽業	4,687	1,570	277	12,477
教育、学習支援業	7,790	2,086	471	19,726
医療、福祉	18,536	6,068	1,428	52,198
複合サービス事業	1,330	581	178	4,622
サービス業（他に分類されないもの）	7,476	2,302	492	22,170
公務（他に分類されるものを除く）	5,118	1,427	305	13,757
分類不能の産業	4,100 (3.1)	100 (0.2)	87 (0.8)	8,489 (2.1)
総 数	134,244	46,022	10,351	395,765

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、福井市及び越前町は野菜類が、坂井市は麦類が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	福井市	坂井市	越前町	福井県
稲（飼料用を除く）	x	x	x	9,179
麦 類	156	308	21	961
雑 穀	117	159	20	803
いも類	54	13	15	303
豆 類	95	127	14	495
工芸農作物	6	10	3	77
野菜類	359	219	41	1,842
果樹類	50	68	5	593
花き類・花木	65	28	30	255
その他（稲（飼料用）を含む）	120	89	19	547

注：「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

(2) 林 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、福井市では 31,941ha、坂井市では 7,361ha、越前町では 11,368ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
福井市	31,941	107	55	52	31,834	1,095	1,530	29,209
坂井市	7,361	46	—	46	7,315	1,197	1,451	4,667
越前町	11,368	—	—	—	11,368	26	1,666	9,676
福井県	310,195	37,247	36,403	844	272,948	14,190	38,928	219,830

注：「—」は、調査は行われたが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

(3) 水産業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、漁種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年の漁獲量合計は、福井市では 1,038t、坂井市では 507t、越前町では 3,155t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類			福井市	坂井市	越前町	福井県	
底びき網	遠洋底びき網		—	—	—	—	
	以西底びき網		—	—	—	—	
	沖合底びき網	1 そうびき	—	406	707	1,389	
		2 そうびき	—	—	—	—	
小型底びき網		x	x	1,283	1,766		
船びき網			—	—	—	x	
まき網	大中小型まき網	1 そうまき網	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	
	2 そうまき網		—	—	—	—	
中・小型まき網			—	—	—	—	
刺網	さけ・ます流し網		—	—	—	—	
	かじき等流し網		—	—	—	—	
	その他の刺網		26	5	29	202	
敷網	さんま棒受網		—	—	—	—	
定置網	大型定置網		x	—	x	5,868	
	さけ定置網		—	—	—	—	
	小型定置網		—	—	64	727	
その他の網漁業			—	x	—	x	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ	—	—	—	—	
		近海まぐろ	—	—	—	—	
		沿岸まぐろ	—	—	—	—	
	その他のはえ縄		—	0	—	116	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお	—	—	—	—	
		近海かつお	—	—	—	—	
		沿岸かつお	—	—	—	—	
	いか釣	遠洋いか	—	—	—	—	
		近海いか	—	—	—	—	
		沿岸いか	410	1	138	560	
	ひき縄釣		—	x	—	1	
その他の釣		34	22	x	111		
採貝・採藻			8	17	91	273	
その他の漁業			5	3	60	205	
漁獲量合計			1,038	507	3,155	11,227	

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種 類	福井市	坂井市	越前町	福井県
まぐろ類	1	0	2	18
かじき類	2	—	2	21
かつお類	1	—	50	127
さめ類	—	—	0	x
さけ・ます類	0	0	0	5
このしろ	0	—	—	x
にしん	—	—	—	—
いわし類	4	—	3	360
あじ類	40	1	91	439
さば類	11	0	31	204
さんま	—	—	—	0
ぶり類	185	4	244	1,523
ひらめ・かれい類	49	38	688	1,071
たら類	13	1	23	47
ほっけ	1	—	0	1
きちじ	—	—	—	—
はたはた	2	6	56	85
にぎす類	11	3	44	62
あなご類	0	0	15	46
たちうお	0	—	0	4
たい類	31	7	36	282
いさき	0	0	0	4
さわら類	70	1	179	2,491
すずき類	6	0	6	100
いかなご	—	—	—	0
あまだい類	2	0	5	69
ふぐ類	58	4	11	128
その他の魚類	94	29	415	1,414
計	583	94	1,901	8,504
えび類	9	324	151	468
かに類	x	58	x	558
おきあみ類	—	—	—	—
貝類	6	20	120	261
いか類	423	2	569	1,214
たこ類	x	3	x	151
うに類	0	2	—	3
海産ほ乳類	—	—	—	—
その他の水産動物類	—	—	1	90
海藻類	4	4	1	50
漁獲量合計	1,038	507	3,155	11,227

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査（平成 30 年）〕（総務省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成]

(4) 商 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、福井市では 1,186,220 百万円、坂井市では 133,270 百万円、越前町では 18,439 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	福井市	坂井市	越前町	福井県
卸売業	事業所数（事業所）	1,051	142	26	2,072
	従業者数（人）	10,424	1,203	126	17,447
	年間商品販売額（百万円）	814,926	56,203	5,470	1,124,125
小売業	事業所数（事業所）	2,488	655	198	6,833
	従業者数（人）	17,400	4,307	897	42,859
	年間商品販売額（百万円）	371,293	77,067	12,969	821,047
合 計	事業所数（事業所）	3,539	797	224	8,905
	従業者数（人）	27,824	5,510	1,023	60,306
	年間商品販売額（百万円）	1,186,220	133,270	18,439	1,945,172

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

(5) 工 業

福井市、坂井市、越前町及び福井県における工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

令和元年の製造品出荷額等は、福井市では 46,040,083 万円、坂井市では 30,382,209 万円、越前町では 4,582,543 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	事務所数（事務所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
福井市	557	17,511	46,040,083
坂井市	310	9,524	30,382,209
越前町	51	1,746	4,582,543
福井県	2,032	72,879	225,907,590

注：事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔「2020 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

福井市及び越前町においては、雑種地その他を除き、いずれも山林の占める割合が最も高くそれぞれ 49.7%、43.8%、次いで田が 22.6%、13.2%である。坂井市においては、田の占める割合が高く 29.8%、次いで山林が 29.5%である。

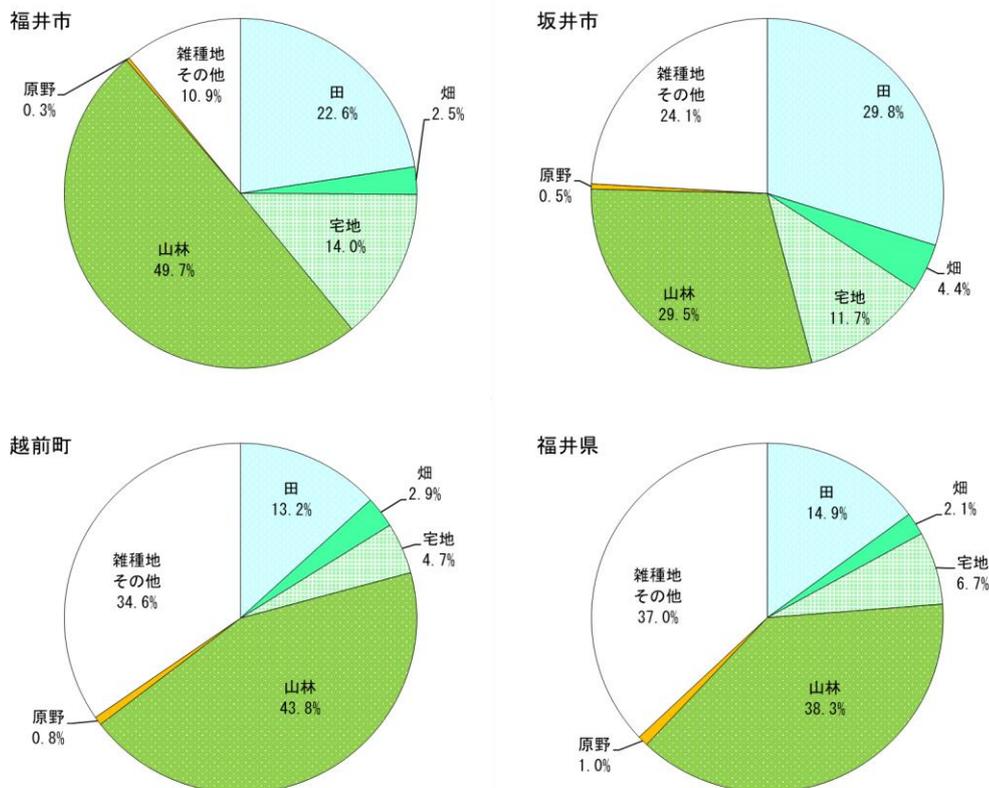
表 3.2-9 地目別土地利用の現況（令和 3 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地 その他
福井市	34,922.2 (100.0)	7,879.8 (22.6)	884.3 (2.5)	4,897.7 (14.0)	17,348.7 (49.7)	102.5 (0.3)	3,809.2 (10.9)
坂井市	20,310.6 (100.0)	6,052.2 (29.8)	902.2 (4.4)	2,373.6 (11.7)	5,986.8 (29.5)	97.0 (0.5)	4,898.8 (24.1)
越前町	10,414.3 (100.0)	1,375.0 (13.2)	300.6 (2.9)	491.9 (4.7)	4,561.4 (43.8)	81.7 (0.8)	3,603.7 (34.6)
福井県	262,940.6 (100.0)	39,226.5 (14.9)	5,503.7 (2.1)	17,745.0 (6.7)	100,654.9 (38.3)	2,533.7 (1.0)	97,276.8 (37.0)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 2 年（第 68 回）福井県統計年鑑〕（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 2 年（第 68 回）福井県統計年鑑〕（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（令和 3 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

④ 自然公園地域及び自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における自然公園地域及び自然保全地域は、後段の「3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 2.自然関係法令等」において整理した。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく用途地域の指定はない。

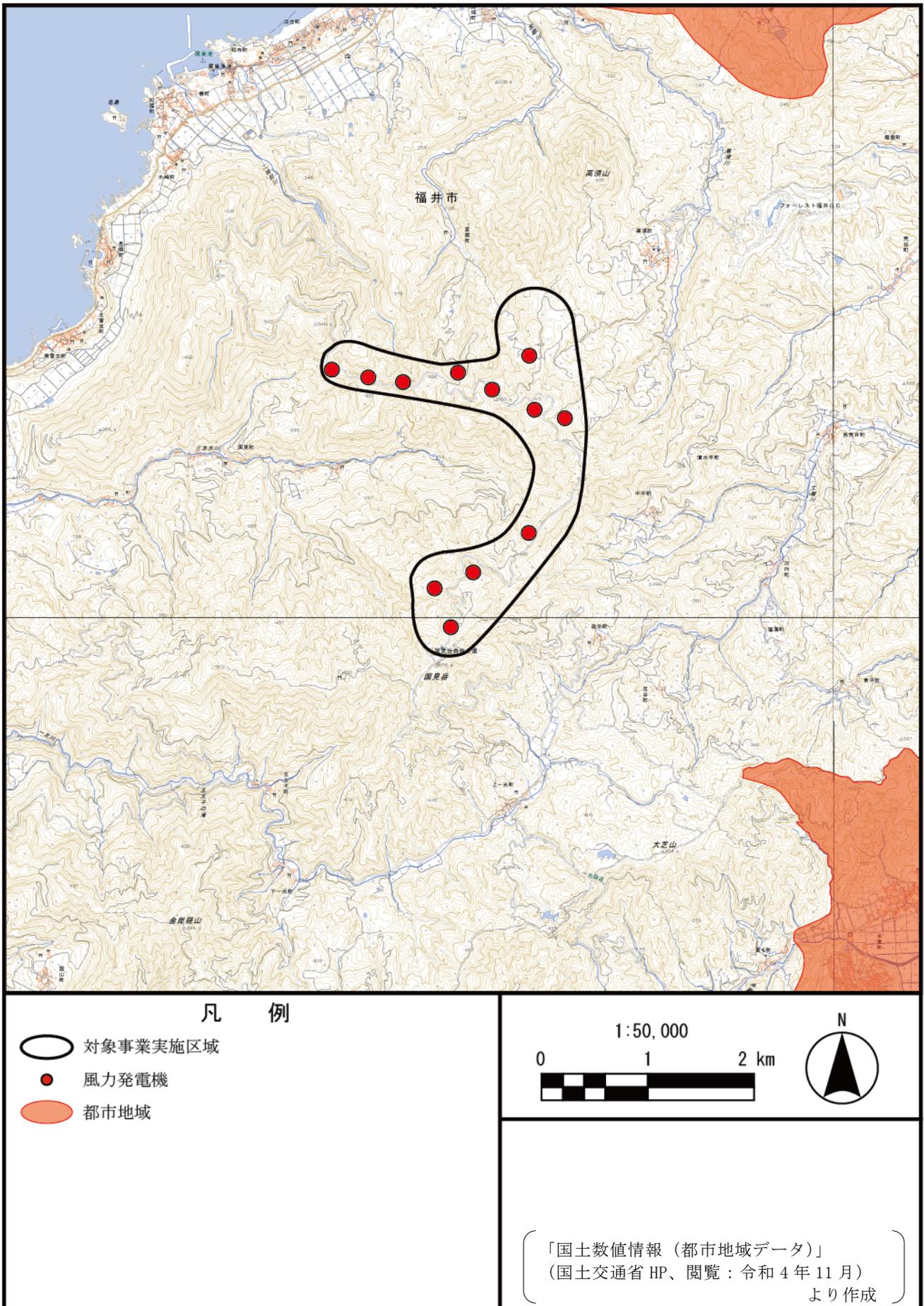


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

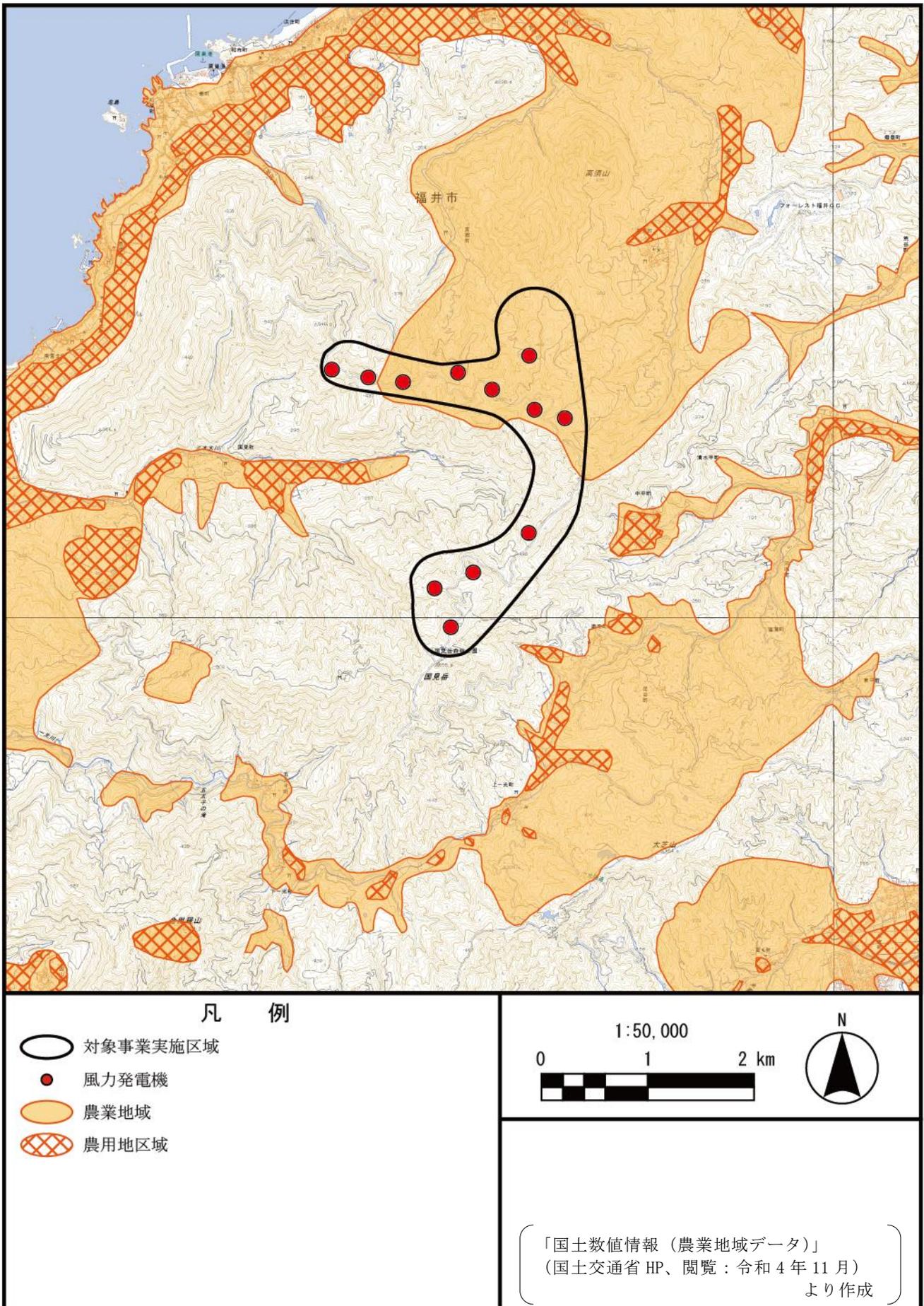


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

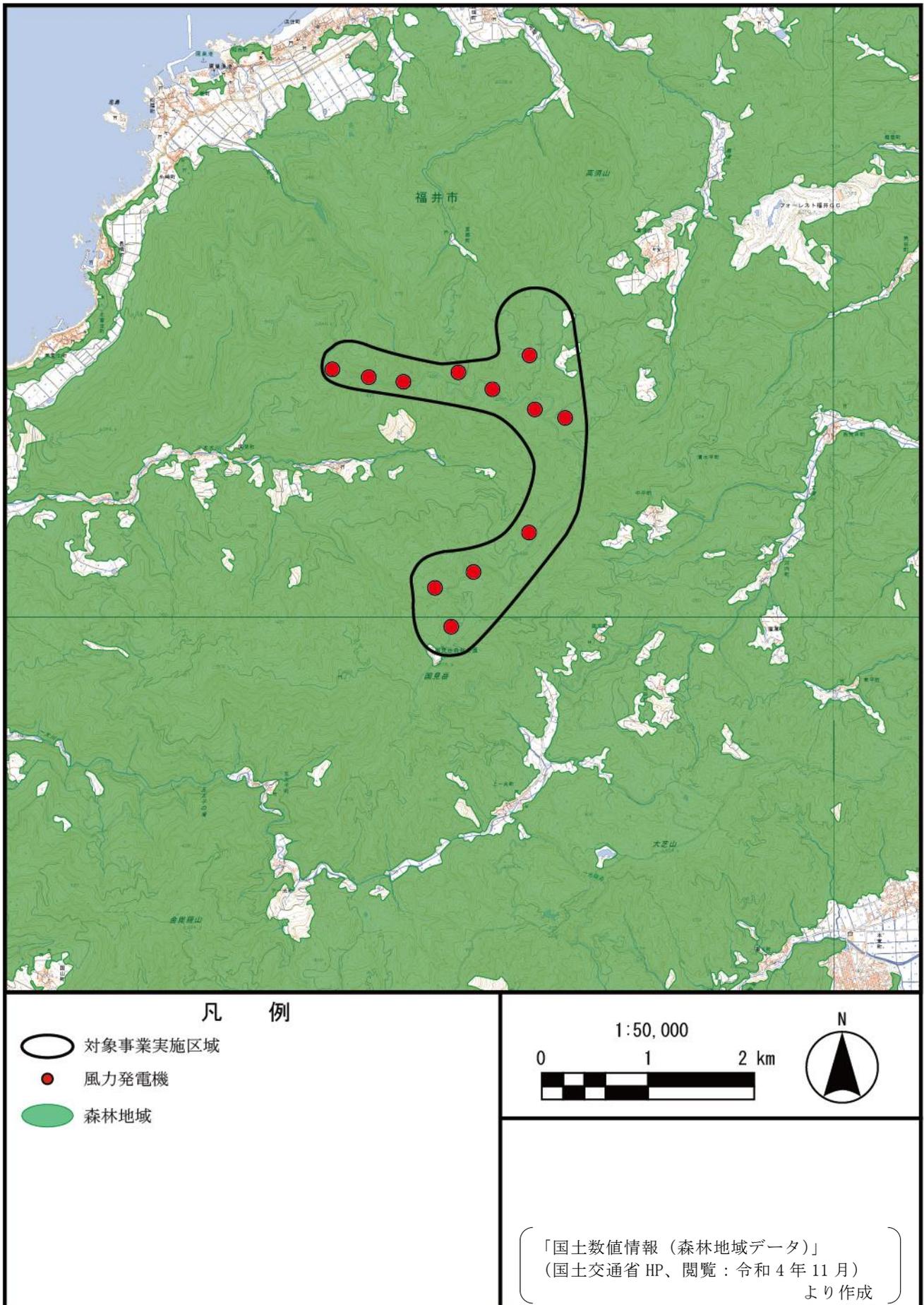


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

(1) 水道用水としての利用

福井市、坂井市及び越前町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、福井市、坂井市及び越前町では水道用水として、表流水等を利用している。

対象事業実施区域及びその周囲の給水区域及び取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-10 水道用水の取水状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

市町	種別	施設数 (箇所)	給水人口 (人)	水源の区別
福井市	上水道	1	254,568	表流水、地下水
	簡易水道	29	4,608	表流水、伏流水、 浅井戸、深井戸、湧水
	専用水道	5	332	—
	飲料水給水施設	23	471	表流水、浅井戸、 深井戸、湧水
坂井市	上水道	1	90,462	表流水、地下水
	簡易水道	—	—	—
	専用水道	1	—	—
	飲料水給水施設	—	—	—
越前町	上水道	1	9,803	地下水
	簡易水道	7	10,992	表流水、地下水
	専用水道	—	—	—
	飲料水給水施設	1	18	表流水

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

「令和 2 年（第 68 回）福井県統計年鑑」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 「福井市水道事業ビジョン 2020」（福井市、令和 2 年）
 「令和 4 年度簡易水道水質検査計画」（福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 「水質検査計画 令和 4 年度」（坂井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 「越前公地域防災計画 [資料編]」（越前町令和 2 年）

より作成

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、農業用水は高須川等の河川及びため池を利用している。対象事業実施区域及びその周囲のため池の位置は図 3.2-7 のとおりである。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり内水面漁業権が設定されている。

表 3.2-11 内水面漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者
内共第 1 号	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、いわな漁業、 やまめ漁業、あまご漁業、もくずがに漁業	九頭竜川中部漁業協同組合 勝山市漁業協同組合 大野市漁業協同組合
内共第 3 号	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、いわな漁業、 やまめ漁業	日野川漁業協同組合

〔「川と湖のルール&マナー」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

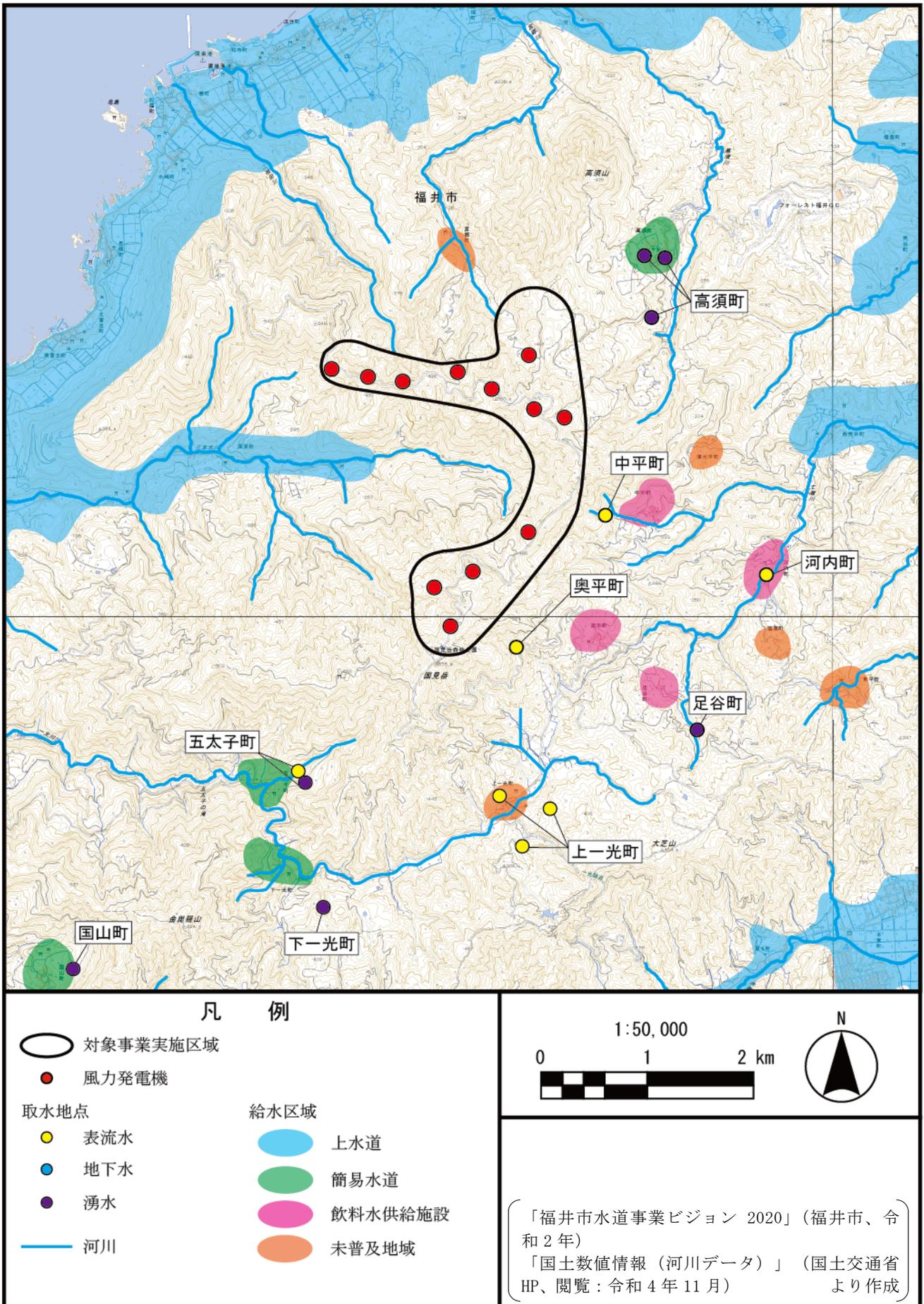


図 3.2-6 水道の状況

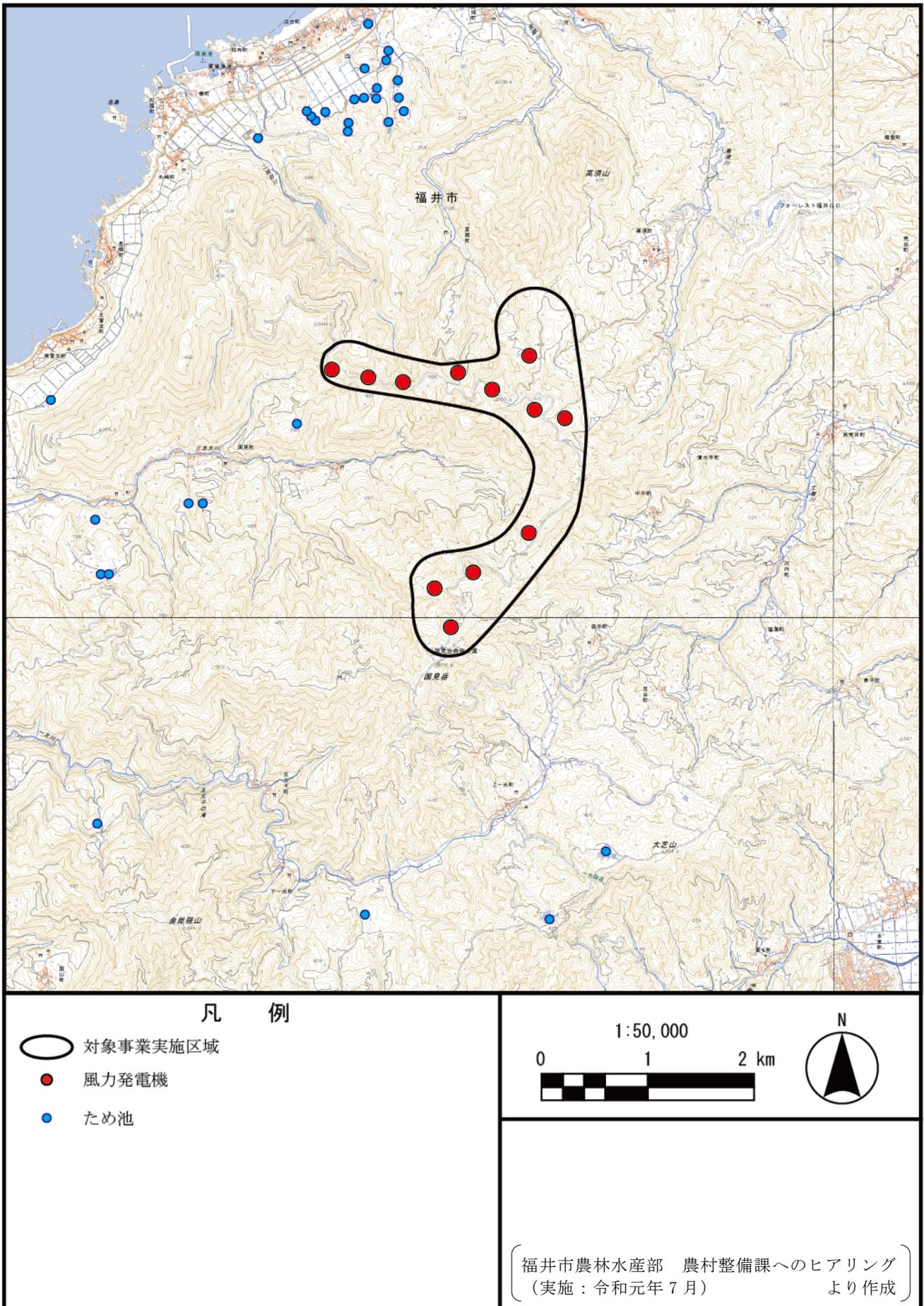


図 3.2-7 ため池の位置

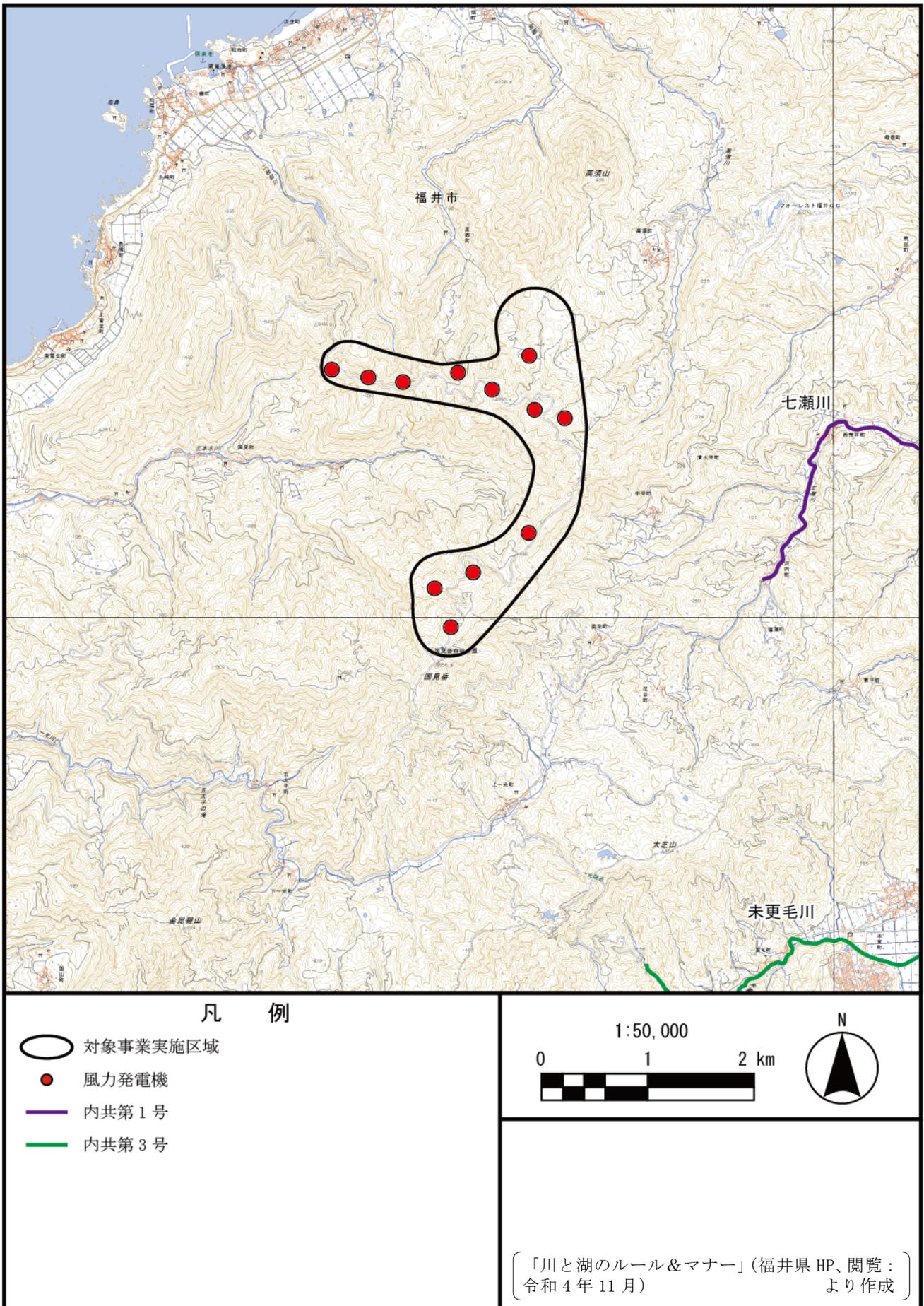


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における港湾の状況は、図 3.2-9 のとおり地方港湾である鷹巣港がある。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-9 のとおりであり、鷹巣漁港、長橋漁港及び菅生漁港がある。

表 3.2-12 漁港の状況

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 2 種	鷹巣	福井市	福井県
第 1 種	長橋菅生	福井市	福井市

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

〔「福井県の漁港一覧」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 「漁港一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
 より作成〕

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおり海面漁業権が設定されている。

表 3.2-13 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	共第 5 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あわび、さざえ、かき等）、藻類漁業 7 件（わかめ、もずく等）、その他漁業 3 件（うに、なまこ等）
	共第 6 号	第 2 種：磯さし網漁業
	共第 7 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あさり、はまぐり等）、藻類漁業 7 件（はばのり、えごのり等）、その他漁業 4 件（うに、なまこ、たこ、えむし） 第 2 種：雑魚小型定置漁業、磯さし網漁業
区画漁業権	区第 2 号	小割式 5 件（はまち・たい等）
定置漁業権	定第 1 号	ぶり定置漁業

〔「海しる 海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

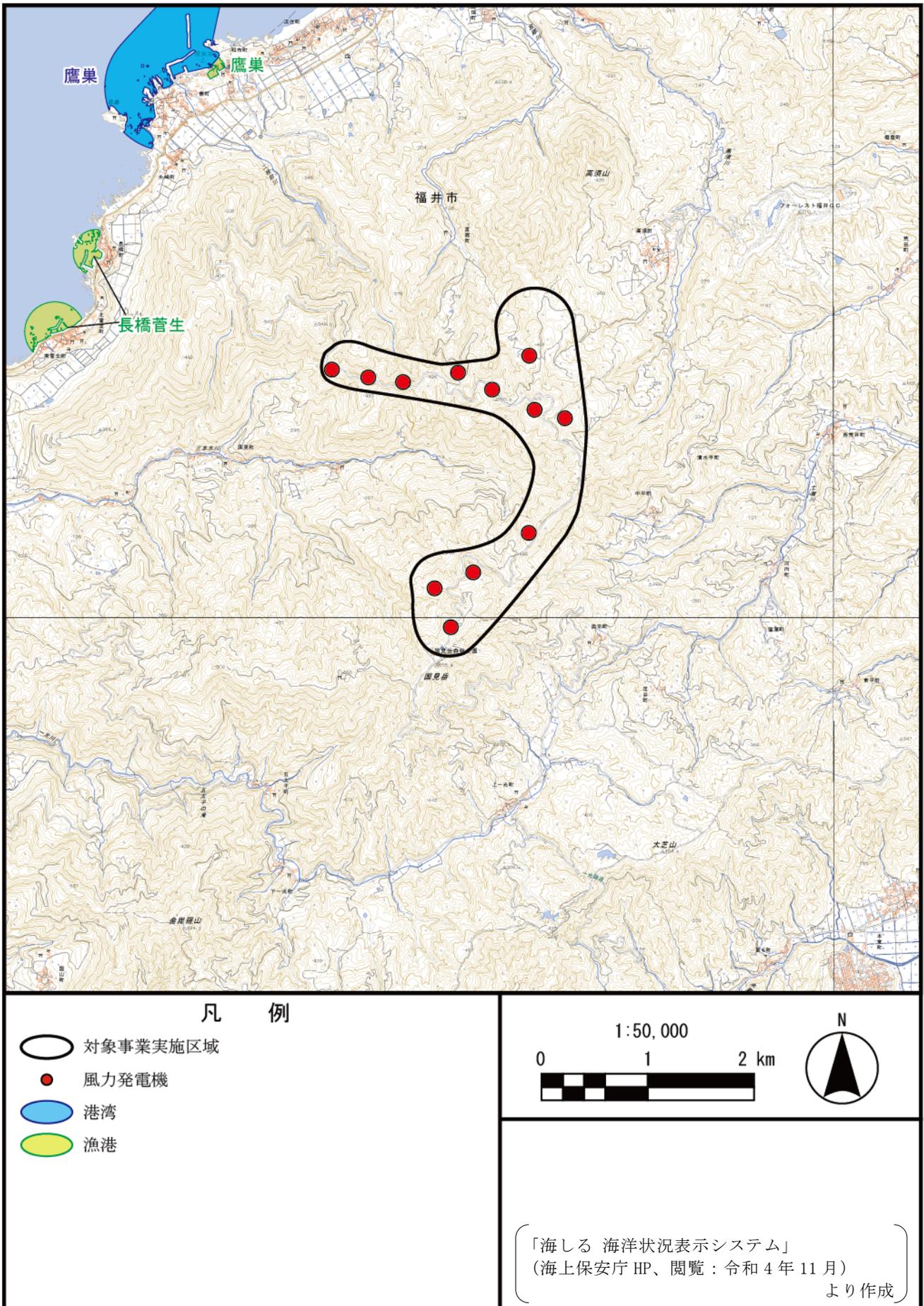


図 3.2-9 漁港の状況

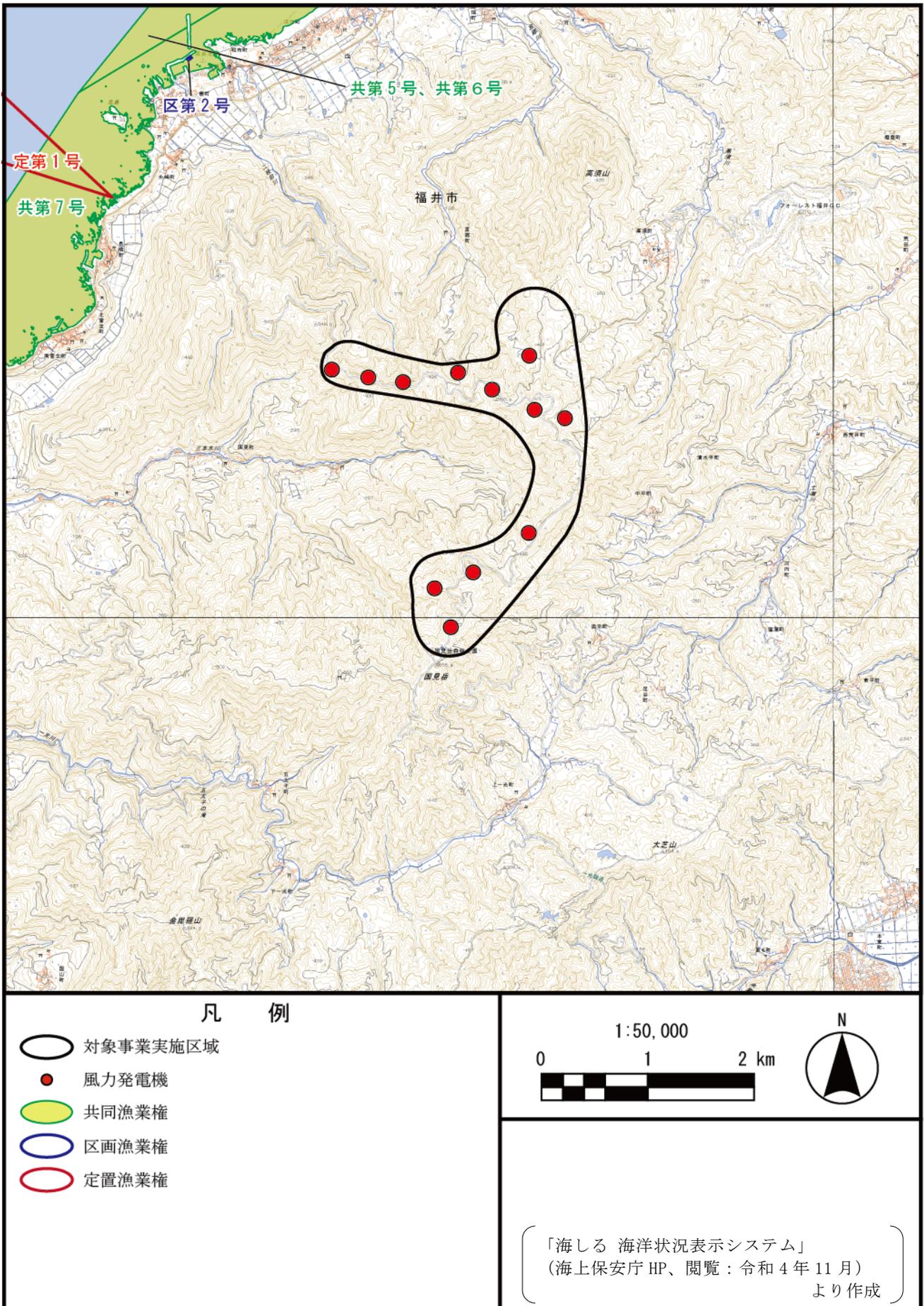


図 3.2-10 海面漁業権の状況

3. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

福井市、坂井市及び越前町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、福井市、坂井市及び越前町では地下水を利用している。

対象事業実施区域及びその周囲の給水区域及び取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-11 のとおりであり、一般国道 305 号、主要地方道 3 号（福井大森河野線）、一般県道 183 号（上一光大丹生線）等があげられる。平成 27 年度の交通量観測結果は表 3.2-14、観測区間は図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-14 主要な道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

番号	路線名	交通量観測区間		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点側	終点側		
①	一般国道 305 号	一般国道 416 号	鷹巣港線	5,109	6,642
②		鷹巣港線	上一光大丹生線	3,080	3,942
③	主要地方道 3 号 (福井大森河野線)	一般国道 416 号	上一光大丹生線	<u>1,273</u>	<u>1,553</u>
④		上一光大丹生線	福井四ヶ浦線	1,567	1,927
⑤	一般県道 115 号 (殿下福井線)	福井大森河野線	—	2,755	3,499
⑥	一般県道 183 号 (上一光大丹生線)	福井大森河野線	一般国道 305 号	80	109
⑦	一般県道 227 号 (鷹巣港線)	—	一般国道 305 号	<u>1,993</u>	<u>2,471</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
(国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成〕

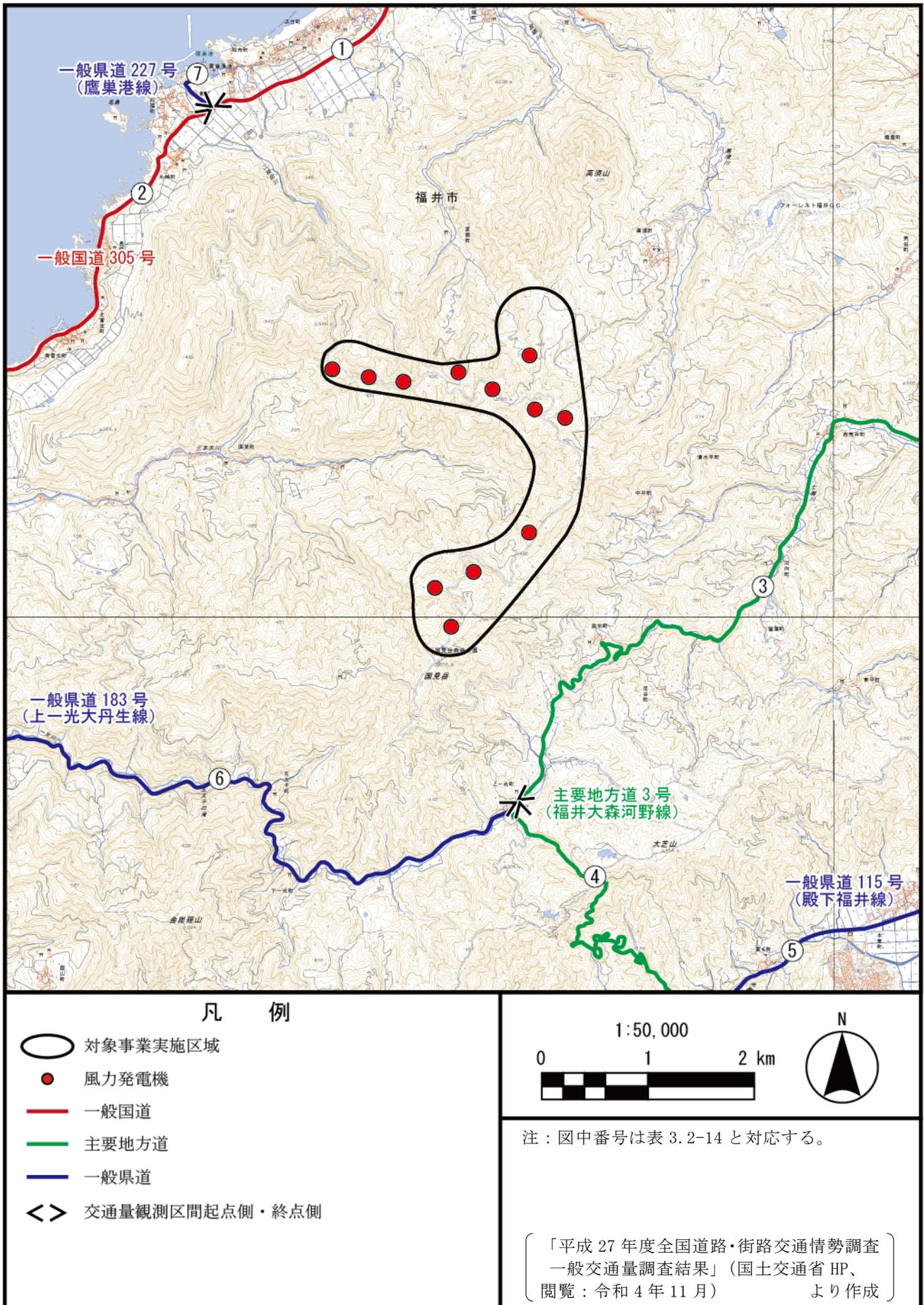


図 3.2-11 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-15 及び図 3.2-12 のとおりである。

風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設は「長橋小学校」であり、距離は約 2.3km である。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-12 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.8km である。

表 3.2-15 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地	最寄りの風力発電機からの距離
幼稚園	鷹巣幼稚園	福井市和布町 3-6	約 3.0 km
小学校	鷹巣小学校	福井市和布町 3-6	約 3.0 km
	長橋小学校	福井市長橋町 18-48	約 2.3 km
中学校	鷹巣中学校	福井市和布町 3-6	約 3.0 km
福祉施設	介護老人福祉施設 悠和園	福井市免鳥町 22-74	約 3.0 km
	悠和園デイサービスセンター	福井市免鳥町 22-74	約 3.0 km
	グループホーム 幸の家	福井市免鳥町 22-70	約 3.0 km
	老人介護福祉施設 高雄苑	福井市本堂町 51-33	約 4.7 km
	さくらが丘デイサービスセンター	福井市本堂町 51-33	約 4.7 km
	共用型認知症デイサービス 田園	福井市本堂町 51-38-1	約 4.7 km
	グループホーム 田園	福井市本堂町 51-38-1	約 4.7 km
	かけはし	福井市本堂町 69-14	約 5.0 km

注：調査地域に医療機関は存在しない。

「小学校一覧」、「中学校一覧」、「幼稚園一覧」（福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
「社会福祉施設・団体一覧」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
「国土数値情報（福祉施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
より作成

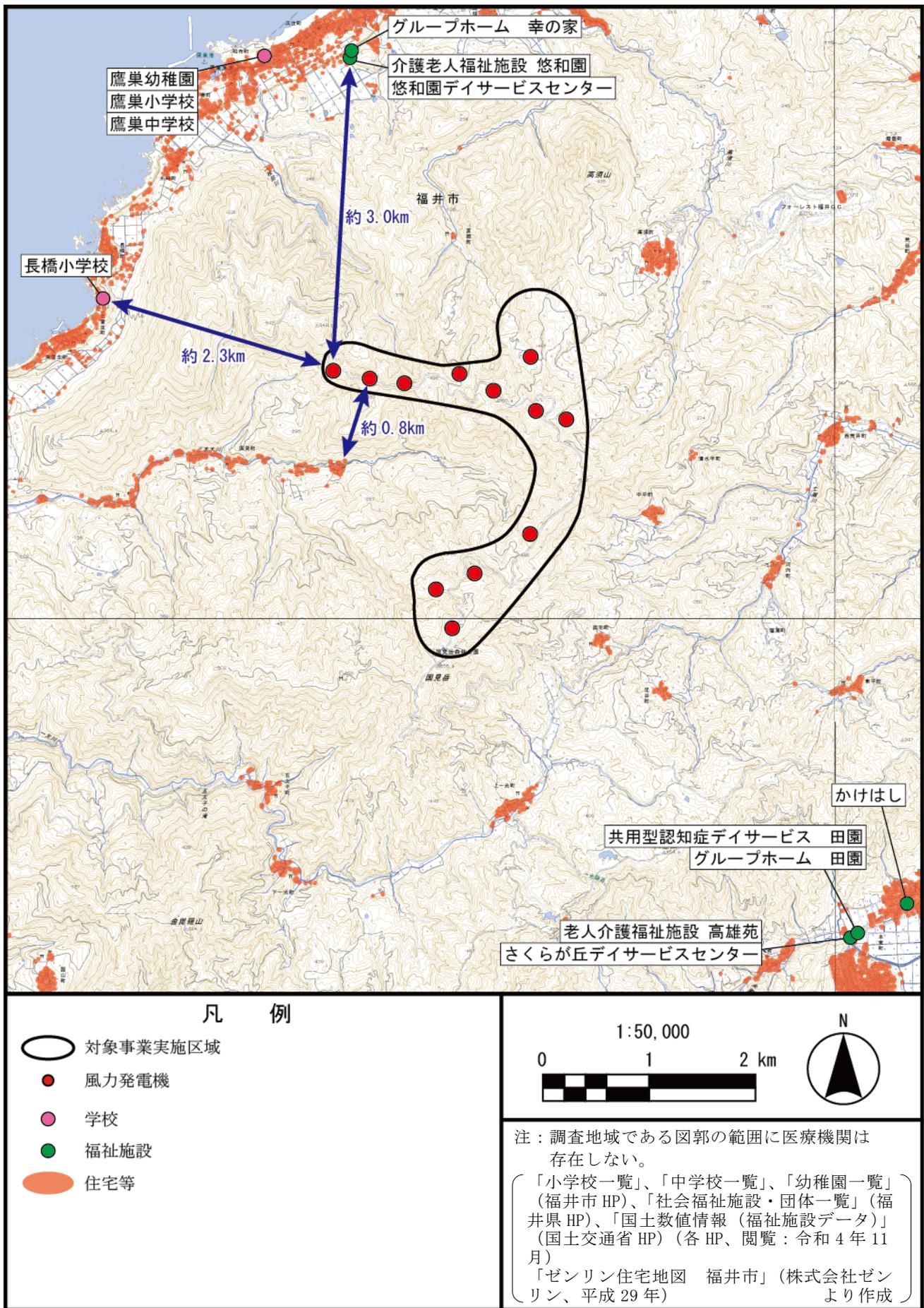


図 3.2-12 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-16 のとおりである。

下水道処理人口普及率は、福井市では 89.0%、坂井市では 99.0%、越前町では 66.9%である。

対象事業実施区域及びその周囲における、下水道処理区域は図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-16 下水道処理人口普及状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区 分	総人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
福井市	258,198	252,655	97.9	229,832	89.0	12,842	5.0	9,981	3.9
坂井市	89,565	89,317	99.7	88,631	99.0	288	0.3	398	0.4
越前町	20,464	20,344	99.4	13,693	66.9	6,560	32.1	91	0.4
福井県	763,524	741,299	97.1	627,874	82.2	822,454	10.8	30,971	4.1

注：1. 総人口の値については、令和 4 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率は総人口に占める下水道の利用可能な人口の割合を示す。

〔「市町別汚水処理人口普及状況（令和 3 年度末）」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

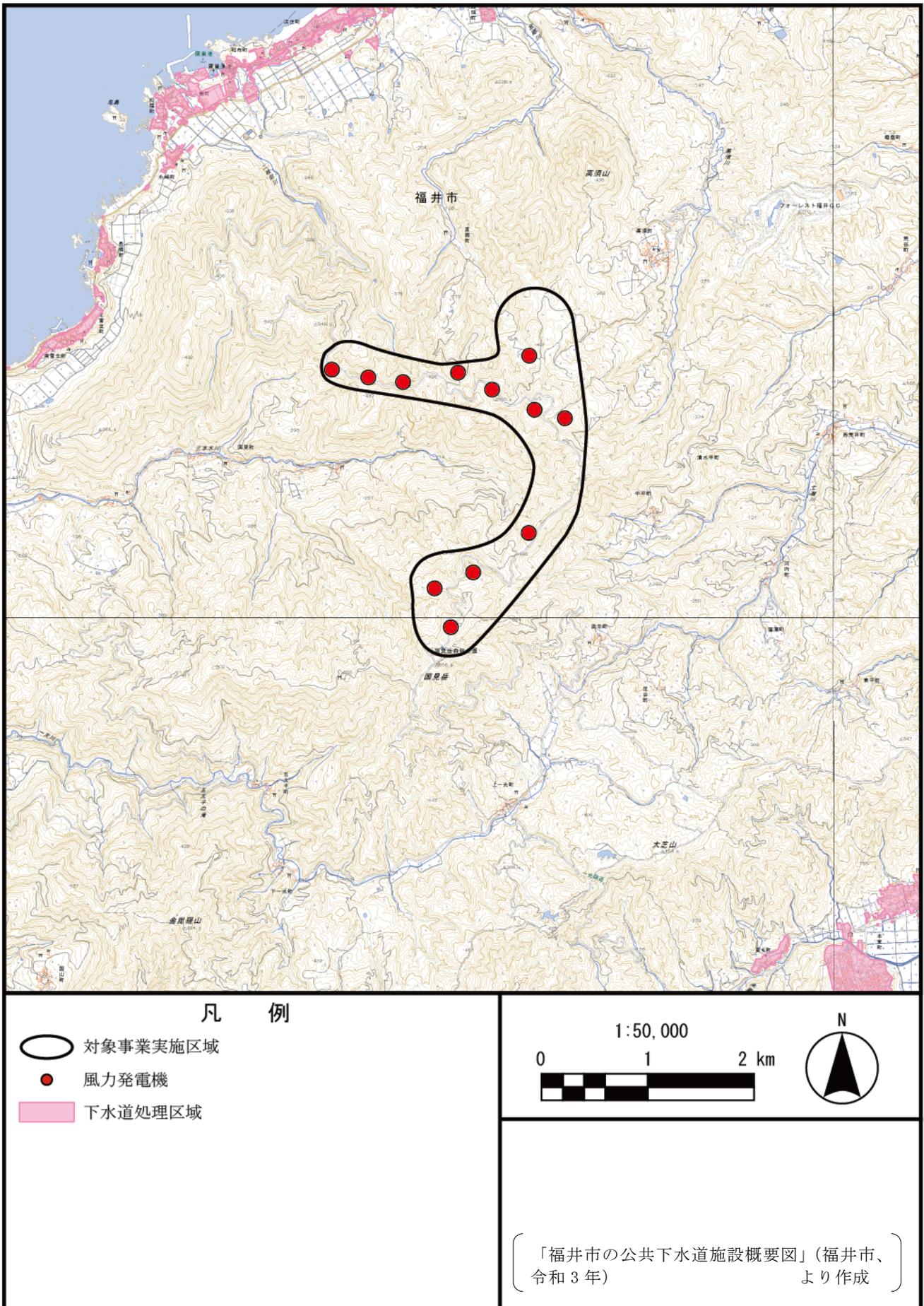


図 3.2-13 下水道処理区域

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

福井市、坂井市、越前町及び福井県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

令和 2 年度における一般廃棄物の総排出量は、福井市では 86,662t、坂井市では 28,023t、越前町では 6,584t となっている。

表 3.2-17 一般廃棄物の処理状況（令和 2 年度）

区 分		福井市	坂井市	越前町	福井県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	76,605	24,729	5,893	214,204
	直接搬入量(t)	6,426	2,390	592	41,074
	集団回収量(t)	3,631	904	99	10,217
	合計(t)	86,662	28,023	6,584	265,495
ごみ処理量	直接焼却量(t)	66,575	22,772	5,056	203,553
	直接最終処分量(t)	0	0	0	1,069
	焼却以外の中間処理量(t)	15,769	3,379	1,034	44,715
	直接資源化量(t)	687	893	498	6,388
	合計(t)	83,031	27,044	6,588	255,725
中間処理後再生利用量(t)		5,978	939	172	19,039
リサイクル率(%)		11.9	9.8	11.5	13.4
最終処分量(t)		8,373	4,471	712	29,171

注：リサイクル率；(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔令和 2 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

福井県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-18 のとおりである。

また、対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、分布状況は図 3.2-14 のとおりであり、中間処理施設 155 か所、最終処分場 4 か所となっている。

表 3.2-18 産業廃棄物の状況（平成 30 年度）

(単位：千 t / 年)

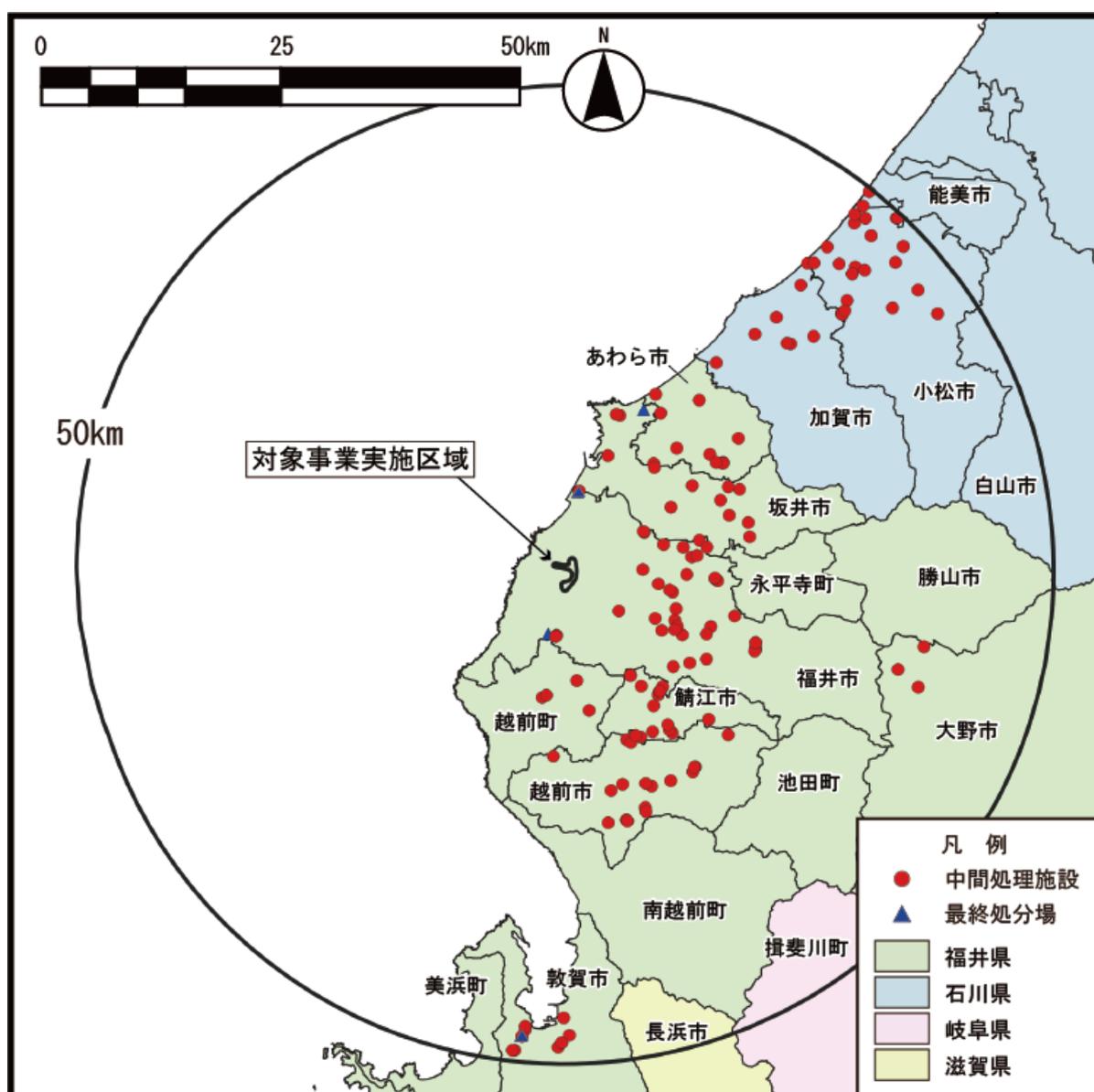
県	発生量	減量化量	リサイクル量	有償物量	再生利用量	最終処分量	その他量
福井県	3,062	1,571	1,410	119	1,292	81	0

〔令和元年度福井県産業廃棄物実態調査報告書（平成 30 年度実績）〕（福井県、令和 2 年）より作成

表 3.2-19 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設数	最終処分場数
福井県	福井市	40	2
	敦賀市	11	1
	大野市	3	0
	鯖江市	16	0
	あわら市	12	0
	越前市	21	0
	坂井市	11	1
	越前町	5	0
石川県	小松市	22	0
	加賀市	10	0
	能美市	4	0
合 計		155	4

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

図 3.2-14 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20(1)のとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) より作成

表 3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

福井県では、表3.2-21のとおり地域の種類の指定が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲に種類の指定はない。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 種類	基準値		該当地域	都市計画法に基づく用途地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)		
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	—
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域	第一種、第二種低層住居専用地域及び第一種、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域	第一種、第二種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）より作成〕

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.2-23～表 3.2-24 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、湖沼が存在しないため、環境基準の表を省略した。

対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、越前加賀海岸地先海域が海域 A 類型に指定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲の河川において、類型の指定はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-25 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-22 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日〕より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）
 「令和 3 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 4 年）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

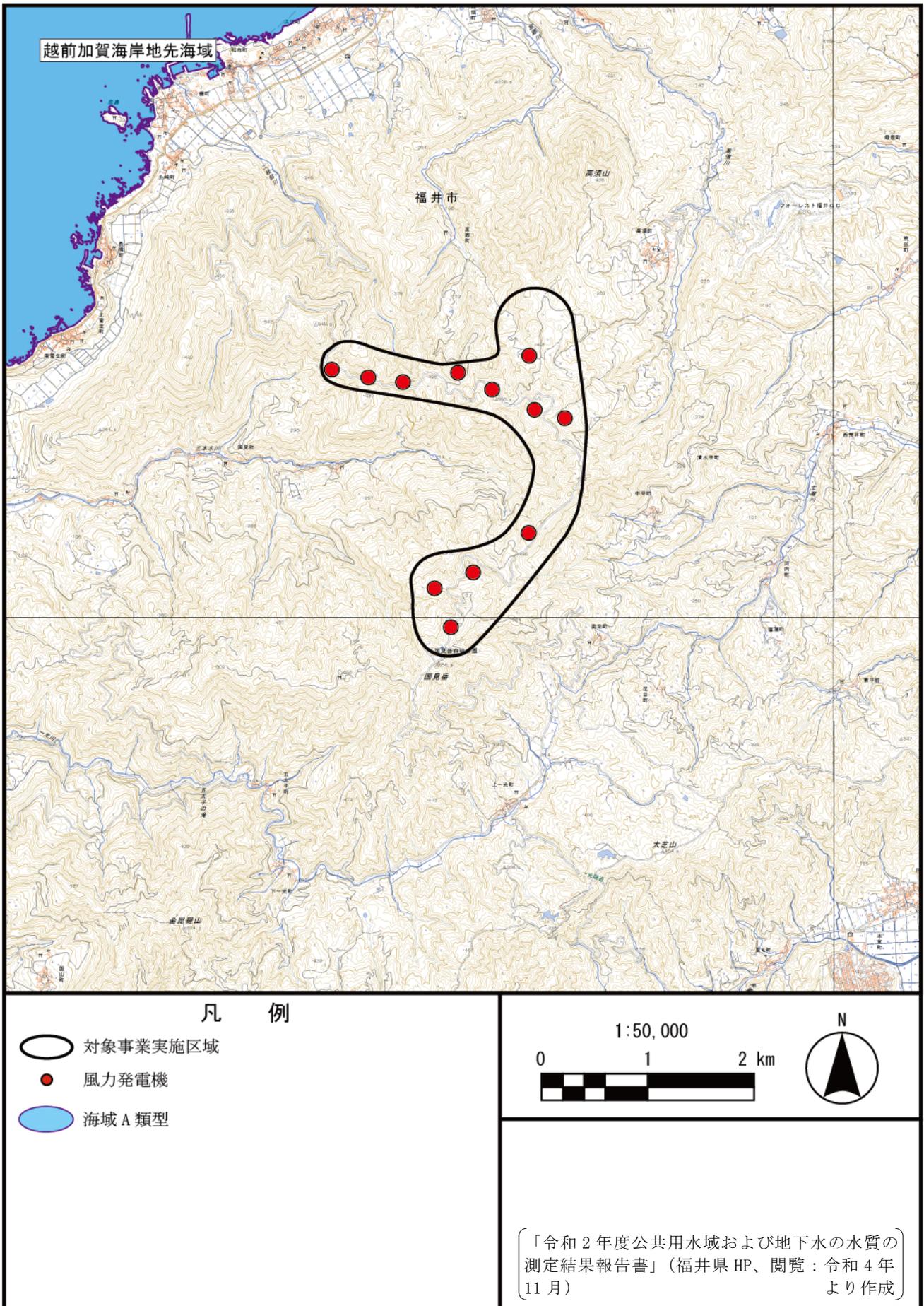


図 3.2-15 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-26のとおりである。

表3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキササン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日)より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-27 のとおり定められている。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 4 年 3 月 3 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、福井市及び坂井市は 7.0、越前町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。

なお、本事業では硫黄酸化物を含めそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

さらに福井県では、「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）、福井市では、「福井市公害防止条例」（平成 11 年福井市条例第 25 号）が定められ、条例で定める特定工場等において発生する騒音の規制基準については、県、市独自の規制基準が設けられている。なお、騒音規制法に基づき届出を必要とする特定建設作業については、「福井市公害防止条例」に基づく届出は必要ない。

また、坂井市では、「坂井市環境保全条例」（平成 18 年坂井市条例第 76 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準について市独自の規制基準が設けられている。なお、本事業は福井市内での事業であるため適用されない。

騒音に関する規制基準は表 3.2-28～表 3.2-33 のとおりであり、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準において、その他の区域の規制基準が適用される。

なお、本事業では基準が適用される特定工場等の設置は行わない。

表 3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。)	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域)	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考：第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。					

〔令和 3 年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和 4 年）より作成

表 3.2-29 福井県公害防止条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域		50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	都市計画法に基づく工業地域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第5種区域	都市計画法に基づく工業専用地域		70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
その他の区域	上記に掲げる区域以外の区域		55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	55 デシベル
備考：その他区域の基準値の上段は「福井県公害防止条例」に基づくもの。下段は「福井市公害防止条例」に基づくもの。 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。						

〔「令和3年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和4年）より作成〕

表 3.2-30 福井市公害防止条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域		50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	工業地域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第5種区域	工業専用地域		70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
その他の区域	福井市全域から上記の区域を除いた区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考 1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。 2. 騒音の測定場所は、騒音を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。 3. 騒音規制法又は福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。						

〔「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」（福井市HP、閲覧：令和4年11月）より作成〕

表 3.2-31 坂井市の公害防止条例における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号。以下本表において「法」という。)第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	法第8条第1項第1号に定める第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域		50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	法第8条第1項第1号に定める近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第4種区域	法第8条第1項第1号に定める工業地域の区域		65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	合併前の三国町における上記以外の市長が指定した区域		50 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	55 デシベル
備考 1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校・保育所・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。 2. 騒音の測定場所は、騒音を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。 3. 騒音規制法又は福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。						

注：「坂井市環境保全条例」において特定工場とは、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は安全かつ快適な生活環境を阻害する物質を発生し、排出し、又は飛散するおそれのある工場又は事業場のことをいう。

〔「規制基準の一覧」(坂井市HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表 3.2-32(1) 特定建設作業の騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10時間以内	連続6日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14時間以内		
備考 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型こども園等の敷地の周囲おおむね80mまでの区域 第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区分のうち、第1号区域を除く区域					

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「令和3年度版環境白書(資料編)」(福井県、令和4年)より作成〕

表 3.2-32(2) 特定建設作業の騒音の規制に関する基準 (福井市)

基準値	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	連続する作業期間の制限	休日等の作業禁止
85 デシベル (敷地境界線)	22:00～6:00	14時間以下	特定建設作業の全部又は一部に係る作業期間が、同一場所において連続して6日以下	日曜日その他の休日における作業

〔「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」(福井市HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表 3.2-33 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：a 区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

c 区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

〔「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)
「令和 3 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、令和 4 年) より作成〕

③ 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。

さらに福井市では、「福井市公害防止条例」(平成 11 年福井市条例第 25 号)が定められ、特定工場等において発生する振動の規制基準について、市独自の規制基準が設けられている。

振動に関する規制基準は表 3.2-34～表 3.2-36 のとおりであり、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は、特定工場等において発生する振動の規制基準において、その他の区域の規制基準が適用される。

表 3.2-34 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分			時間区分	
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
振動規制法に基づく区分	市条例に基づく区分	都市計画法に基づく類型区分		
第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域	60 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域の区域		
第 2 種区域	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域の区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 4 種区域	工業地域の区域		
—	第 5 種区域	工業専用地域の区域	65 デシベル	60 デシベル
—	その他の区域	上記に掲げる区域以外の区域		

備考：学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50m の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
福井市公害防止条例における第 5 種区域、その他の区域については、「振動規制法」では規制対象外。

〔「令和 3 年度版環境白書 (資料編)」(福井県、令和 4 年)
「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」(福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) より作成〕

表 3.2-35(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		
備考 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区ならびに第4種区域で学校、保育所、病院・患者を収容する施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m 以内の区域 第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域					

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
〔「令和 3 年度版環境白書(資料編)」(福井県、令和 4 年) 〕より作成〕

表 3.2-35(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準(福井市)

基準値	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	連続する作業期間の制限	休日等の作業禁止
75 デシベル (敷地境界線)	22:00～6:00	14 時間以下	特定建設作業の全部又は一部に係る作業期間が、同一場所において連続して 6 日以下	日曜日その他の休日における作業

〔「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」(福井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月) 〕より作成〕

表 3.2-36 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
〔「令和 3 年度版環境白書(資料編)」(福井県、令和 4 年) 〕より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が表 3.2-37 のとおり定められている。

福井県においては、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年福井県条例第 32 号)により、県が定める適用区域に対し、水域ごとにより厳しい排水基準(上乘せ基準)が設定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.2-38 のとおり、「越前加賀海岸地先海域」及び「九頭竜川水域」において上乘せ排水基準が定められている。

福井県では「福井県公害防止条例」(平成 8 年福井県条例第 4 号)、福井市では「福井市公害防止条例」(平成 11 年福井市条例第 25 号)、坂井市では「坂井市環境保全条例」(平成 18 年坂井市条例第 76 号)に基づいて汚水に係る規制基準が表 3.2-39 のとおり定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-37(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mgF/L 海域 15 mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日)より作成〕

表 3.2-37(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼※、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域※及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成

表 3.2-38(1) 福井県における排水基準（上乘せ基準）

(単位：mg/L)

地 域		越前加賀海岸地先海域における排水基準			
		許容限度			
種 類		生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)	
		新 設	既 設	新 設	既 設
1. 食料品製造業		80(60)	120(100)	110(90)	150(120)
2. 繊維工業（染色整理業を含む）		40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
3. 紙・パル プ・紙加工 品製造業	中芯用セミケ ミカルパルプ 製造業	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	その他				
4. 化学工業	医薬品製造業	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
	その他				
5. 浄水施設・中央卸売市場の施設 又は試験研究機関等の施設		60(50)	120(90)	90(70)	120(100)
6. 旅館業		80(60)	—	120(100)	—
7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉 砕等処理業		40(30)	50(40)	150(120)	—
8. し尿処理施設		—(30)	—	—(70)	—
9. 下水道終末処理施設		—(20)	—	—(70)	—
10. その他		40(30)	50(40)	90(70)	120(100)

注：1. 新設とは昭和 53 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という。）以外で昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 53 年 7 月 31 日に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、昭和 59 年 6 月 25 日から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域昭和 49 年 4 月 1 日、北川・南川水域、北川地先海域昭和 49 年 10 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域昭和 51 年 6 月 24 日、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域昭和 52 年 1 月 1 日、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域昭和 54 年 8 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域昭和 55 年 8 月 1 日、越前・加賀海岸地先海域昭和 56 年 8 月 1 日、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 57 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

〔「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年福井県条例第 32 号）
「令和 3 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 4 年）より作成〕

表 3.2-38(2) 福井県における排水基準（上乘せ基準）

(単位：mg/L)

地 域		九頭竜川水域における排水基準					
		許容限度					
種 類		生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)			
		排水量 3,000 m ³ /日 (下水道にあつては 50,000 m ³ /日)					
		新 設		既 設		新 設	既 設
未満	以上	未満	以上				
1. 食料品製造業		80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	120(100)	150(120)
2. 繊維工業（染色整理業を含む）		60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	90(70)	120(100)
3. 紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミ カルパルプ製造 業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	120(100)	160(120)
	その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	120(100)	150(120)
4. 化学工業	医薬品製造業	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	90(70)	120(100)
	その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)		
5. 浄水施設・中央卸売市場の施設又 は試験研究機関等の施設		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	90(70)	120(100)
6. 旅館業		80(60)		—		120(100)	—
7. 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等 処理業		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	150(120)	—
8. し尿処理施設		—(30)		—(30)		—(70)	—(70)
9. 下水道終末処理施設		—(20)		—(60)	—(40)	—(70)	—(120)
10. その他		60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	90(70)	120(100)

注：1. 新設とは昭和 53 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という。）以外で昭和 48 年 1 月 1 日～昭和 53 年 7 月 31 日に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、昭和 59 年 6 月 25 日から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域昭和 49 年 4 月 1 日、北川・南川水域、北川地先海域昭和 49 年 10 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域昭和 51 年 6 月 24 日、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域昭和 52 年 1 月 1 日、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域昭和 54 年 8 月 1 日、北潟湖水域、耳川水域昭和 55 年 8 月 1 日、越前・加賀海岸地先海域昭和 56 年 8 月 1 日、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域昭和 57 年 8 月 1 日以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用される。

〔「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年福井県条例第 32 号）
〔「令和 3 年度版環境白書（資料編）」（福井県、令和 4 年）より作成〕〕

表 3.2-39(1) 福井県公害防止条例施行規則における物質及び許容限度

(mg/L)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物	1	1,1-ジクロロエチレン	1
鉛及びその化合物	0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	ND	チウラム	0.06
PCB	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.3	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1

〔令和3年度版環境白書（資料編）〕（福井県、令和4年）より作成〕

表 3.2-39(2) 福井市公害防止条例における汚水に係る規制基準

項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上 8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120)
浮遊物質		200mg/L (日間平均 150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³

- 注：1. この表に掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 30m³以上の特定工場に適用する。
 ただし、水質汚濁防止法及び福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号）の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。
2. 排出水の採水点は、当該特定工場の排水口とする。

〔福井市公害防止条例による公害規制のしおり〕（福井市 HP、令和4年11月）より作成〕

表 3.2-39(3) 坂井市環境保全条例における汚水に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

- 注：1. この表に掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 30立方メートル以上の特定工場に適用する。ただし、1日当たりの平均的な排出水の量が 50立方メートル以上の工場のうち、水質汚濁防止法及び福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。
2. 排出水の採水点は、当該特定工場の排水口とする。

〔規制基準の一覧〕（坂井市 HP、閲覧：令和4年11月）より作成〕

⑤ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、定めるものとなっている。

福井市では同法律に基づき臭気指数による方法を採用し、表 3.2-40 の基準を定めている。一方、坂井市では「坂井市環境保全条例」（平成 18 年坂井市条例第 76 号）に基づいた規制基準を表 3.2-41 のとおり定めており、特定工場の敷地境界において、6 段階臭気強度表示法による臭気強度 0 から 3 までを許容限度としている。越前町では、特定悪臭物質の濃度による方法を採用し、表 3.2-42 の基準を定めている。ただし、いずれも対象事業実施区域及びその周囲には適用されない。

さらに、福井県では「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）、福井市では「福井市公害防止条例」（平成 11 年福井市条例第 25 号）が定められ、県及び市独自の規制基準を表 3.2-43 のとおり定めている。対象事業実施区域及びその周囲は、県条例、市条例においてその他の区域にあたるが、風力発電施設への適用はない。

表 3.2-40 福井市公害防止条例における規制基準

規制地域	許容限度（臭気指数）
第 5 種区域	18
その他の区域	15

注：「第 5 種区域」は工業専用地域の区域、「その他の区域」は福井市全域から用途地域を除いた区域をいう。

〔「福井市公害防止条例による公害規制のしおり」（福井市 HP、閲覧：4 年 11 月）より作成〕

表 3.2-41 坂井市環境保全条例における悪臭の規制基準（許容限度）

臭気強度	臭気の程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

注：許容限度は特定工場の敷地境界線において、6 段階臭気強度表示法による臭気強度 0 から 3 までとする。

〔「規制基準の一覧」（坂井市 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

表 3.2-42 越前町における悪臭防止法の規制基準

規制物質名	大気中の濃度の許容限度	
	A 区域	B 区域
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 2
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002	大気中における含有率が 100 万分の 0.004
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02	大気中における含有率が 100 万分の 0.06
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05	大気中における含有率が 100 万分の 0.1
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05	大気中における含有率が 100 万分の 0.1
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02	大気中における含有率が 100 万分の 0.07
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003	大気中における含有率が 100 万分の 0.006
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9	大気中における含有率が 100 万分の 4
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3	大気中における含有率が 100 万分の 7
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 3
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10	大気中における含有率が 100 万分の 30
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4	大気中における含有率が 100 万分の 0.8
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1	大気中における含有率が 100 万分の 2
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03	大気中における含有率が 100 万分の 0.07
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001	大気中における含有率が 100 万分の 0.004
備考	<p>1. 法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる規制基準（流量の許容限度）は、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエンおよびキシレンについて、大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。</p> <p>2. 法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる規制基準（排出水中の濃度の許容限度）は、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよび二硫化メチルについて、大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出した濃度とする。</p>	

〔悪臭防止法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定〕（昭和 53 年福井県告示第 188 号）

表 3.2-43 福井県及び福井市の公害防止条例における規制基準

規制地域	都市計画法の規定による 用途地域の区分	規制基準		
		敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排水水 (臭気指数)
第1種区域	第1、2種低層住居専用地域 田園住居地域	12	排出された気体のにおいが 地表に着地したときに、敷地 境界線上の規制基準に適合 するように、大気拡散式等 を用いて事業所毎に算定する (「悪臭防止法施行規則」第 6条の2で定められた方法)。	28
第2種区域	第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34
第5種区域	工業専用地域	県条例 18** 市条例 18**	—	
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	県条例 18** 市条例 15**	—	

注：※については以下のとおりである。

規制対象となるのは「福井県公害防止条例」または「福井市公害防止条例」の規定の適用を受ける工場または事業場で、「福井県公害防止条例」の規定の適用を受ける工場または事業場については、「福井市公害防止条例」の規制基準は適用されない。

〔「ふくい環境 令和3年度版」(福井市、令和4年)より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-44 のとおりである。

福井県内では令和 3 年 9 月 30 日現在、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」が 1 件、「形質変更時要届出区域」が 22 件指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれも指定はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-44(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

表 3.2-44(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

なお、福井県では「福井県公害防止条例」（平成 8 年福井県条例第 4 号）により、吐出口断面積 19.6cm² 以上の揚水施設による地下水採取行為に対し、届出を義務付けている。また、「福井県地盤沈下対策要綱」（昭和 50 年 8 月）で対象地域の指定、大量採取者に対する採取量の報告等を義務付けているが、対象事業実施区域及びその周囲は対象地域に指定されていない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 福井県環境基本条例

「福井県環境基本条例」(平成7年福井県条例第5号)は、表3.2-45の3項目を基本理念として、平成7年に制定・施行された。

この条例では、従来の典型7公害や自然環境に加えて、省資源・省エネルギー、廃棄物、歴史的文化環境、景観、地球環境問題なども含めた幅広い視野で環境をとらえ、県民、事業者、民間団体、行政の連携による積極的な環境保全への取り組みが重要視されている。

良好な生活環境及び自然環境の保全、多様な自然環境の保全と生態系の保全、潤いと安らぎのある生活空間の形成、資源・エネルギーの循環的利用の促進を基本方針とし、環境基本計画の策定、環境影響評価の推進、環境教育・学習の推進、民間団体の自発的活動の促進、調査・研究及び監視の実施、環境監査の普及を主な政策としている。

表 3.2-45 福井県環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2	環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

〔「福井県環境基本条例」(平成7年福井県条例第5号)より作成〕

② 福井県環境基本計画

「福井県環境基本計画」は、平成 7 年 3 月に制定された「福井県環境基本条例」の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成 9 年に策定され、平成 30 年 3 月に現在の計画への改定が行われた。「ふるさとの美しい環境を守り育て福井の活力につなげる」を基本目標とし、計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間となっている。分野別施策は表 3.2-46 のとおりである。

表 3.2-46 分野別施策

分野別施策		
1	自然と共生する社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう活動の推進 ・里山里海湖の保全・再生と活用 ・生物多様性の保全
2	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策の推進 ・適応策の推進 ・県の事務・事業における温室効果ガス排出削減
3	循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの促進 ・不適正な処理の防止
4	生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水・大気環境の保全 ・化学物質対策の推進 ・放射性物質の監視等
5	環境について自ら考え行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の促進 ・地域や家庭における環境教育や環境活動の促進
6	各分野に共通する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境情報の収集・提供

〔「福井県環境基本計画」(福井県、平成 30 年)より作成〕

③ 福井市環境基本条例

「福井市環境基本条例」(平成 11 年福井市条例第 3 号)は、広範な環境問題へ対応し、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進をするなど新たな環境行政の枠組み構築を法的に担保するために、表 3.2-47 に示す 4 項目を基本理念として、平成 11 年 3 月に制定された。この条例では、環境保全に関する基本理念、行政・市民・事業者それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境基本計画の制度化などが定められており、環境行政の基本的拠り所となっている。

表 3.2-47 福井市環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3	環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び樹林地、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境が実現されることを旨として、行われなければならない。
4	地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的な活動により推進されなければならない。

〔「福井市環境基本条例」(平成 11 年福井市条例第 3 号)より作成〕

④ 福井市環境基本計画

「福井市環境基本計画」は、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくことを目的とし、平成 12 年度に最初の計画が策定され、第 2 次、第 3 次の改定を経て、令和 3 年 3 月に「第 4 次福井市環境基本計画」が策定された。計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となっており、「未来へつなごう 環境にやさしい持続可能なまち ふくい」を「目指す環境像」としている。「第 4 次福井市環境基本計画」における基本方針は表 3.2-48 のとおりである。

表 3.2-48 福井市環境基本計画の基本方針

基本方針		
1	自然環境	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝えます
2	生活環境・都市環境	快適なくらしを守り、水と緑が豊かな都市環境を創出します
3	地球温暖化対策・エネルギー	温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進めます
4	廃棄物・資源循環	ごみを減らし、資源を大切にする循環型社会づくりを進めます
5	環境教育・環境学習	市民・市民組織・事業者・行政が、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進めます

〔「第 4 次福井市環境基本計画」(福井市、令和 3 年)より作成〕

⑤ 坂井市環境基本条例

「坂井市環境基本条例」(平成 18 年坂井市条例第 75 号)は、「環境の保全と創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 18 年に制定された。基本理念は表 3.2-49 のとおりである。

表 3.2-49 坂井市環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、市民が健在で豊かな自然とこれらが調和する恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
2	環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境と景観が実現されることを旨として行わなければならない。
3	環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない接続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。
4	環境の保全は、地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

〔「坂井市環境基本条例」(平成 18 年坂井市条例第 75 号)より作成〕

⑥ 坂井市環境基本計画

「坂井市環境基本計画」は、「坂井市環境基本条例」に基づき、策定するものであり、国及び福井県の法令や環境基本計画を踏まえるとともに、坂井市総合計画を環境面から推進する役割を担うものである。平成 21 年 3 月に策定され、社会動向の変化や新たな環境問題に対応し、良好な環境の保全と持続可能な社会を実現するため、令和 3 年 3 月、「第二次坂井市環境基本計画」が策定された。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、坂井市が目指す環境像を「彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい」としている。「第二次坂井市環境基本計画」における 5 つの行動方針は表 3.2-50 のとおりである。

表 3.2-50 坂井市環境基本計画の 5 つの行動方針

行動方針		
1	良好な生活環境の創出	大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。
2	豊かな自然と歴史資源の保全・育成	海・川・田園・山が構成する生態系の保全、各地区の歴史・文化を後世に残していくためにも、豊かな自然と歴史環境を守り育てていきます。
3	循環型社会の形成	ごみの減量やリサイクルの推進をはじめとして、限りある資源を大切に、持続可能な循環型社会づくりを進めていきます。
4	地球温暖化対策の推進	地球温暖化を防止するための対策や適応策の推進など、地球環境の保全に貢献していきます。
5	環境と共生する人づくり	本市にある多くの環境学習の場を活かし、環境をよくするために、自ら考え行動する市民を育てていきます。

〔「第二次坂井市環境基本計画」(坂井市、令和 3 年)より作成〕

⑦ 越前町環境条例

「越前町環境条例」(平成 18 年越前町条例第 17 号)は、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保すること」を目的として、平成 18 年に制定された。

表 3.2-51 の 3 項目を基本理念とし、環境の適正な保全、種の多様性の確保、地域の個性を生かした文化的な環境の形成、廃棄物や環境リスクに関する環境への配慮、環境学習の推進及び環境保全活動への積極的な参加、官民連携による地域的な取り組みの推進が施策の柱として示されている。

表 3.2-51 越前町環境条例の基本方針

基本理念		
1	環境の保全は、町民一人ひとりが自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。	
2	環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の町づくりを目的として、すべての者の自主的、かつ、積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。	
3	地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。	

〔「越前町環境条例」(平成 18 年越前町条例第 17 号)より作成〕

⑧ 越前町環境基本計画

「越前町環境基本計画」は、「越前町環境条例」に基づき、平成 28 年 3 月ではこれまでの成果の総括と必要に応じた改定を行い、令和 3 年 3 月には環境行政を取り巻く社会情勢に即した改定を行った。計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、「人と海・土・里が織りなす環のまち 越前」を環境未来像としている。「越前町環境基本計画」における行動計画及び行動目標は表 3.2-52 のとおりである。

表 3.2-52 越前町環境基本計画の行動計画及び行動目標

行動計画	行動目標
人づくりプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の体制づくり ・ 環境に対する意識啓発 ・ 環境活動団体や地球環境リーダーの育成・支援
生活環境向上プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ きれいな水と空気を確保するための、生活環境の監視 ・ 環境美化・不法投棄防止のための地域監視体制づくり ・ 生活環境の満足度の向上
自然、歴史、環境保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な生態系の保全・復元 ・ 豊かな自然環境の保全・創造 ・ まちに根ざした由緒ある歴史・伝統の保全
循環型社会共生プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化や再資源化 ・ 限りある資源と再生可能エネルギーの有効活用
地球温暖化対策プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止に向けた取り組み ・ 地球温暖化についての情報発信

〔「越前町環境基本計画」(越前町、令和 3 年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-53 及び図 3.2-16 のとおりであり、「越前加賀海岸国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-53 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係自治体
越前加賀海岸国定公園 (昭和 43 年 5 月 1 日)	8,008ha (全体面積 9,794ha)	石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園である。また、積雪が少なく、暖地性の照葉樹林が生育し、越前岬周辺には野生のスイセンが生育している。	福井県福井市、あわら市、坂井市、越前町、南越前町、敦賀市 石川県加賀市

注：面積は陸地面積を示す。

〔「越前加賀海岸国定公園公園計画書（公園計画の一部変更）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）
〔「越前加賀海岸国定公園」（福井県 HP、閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

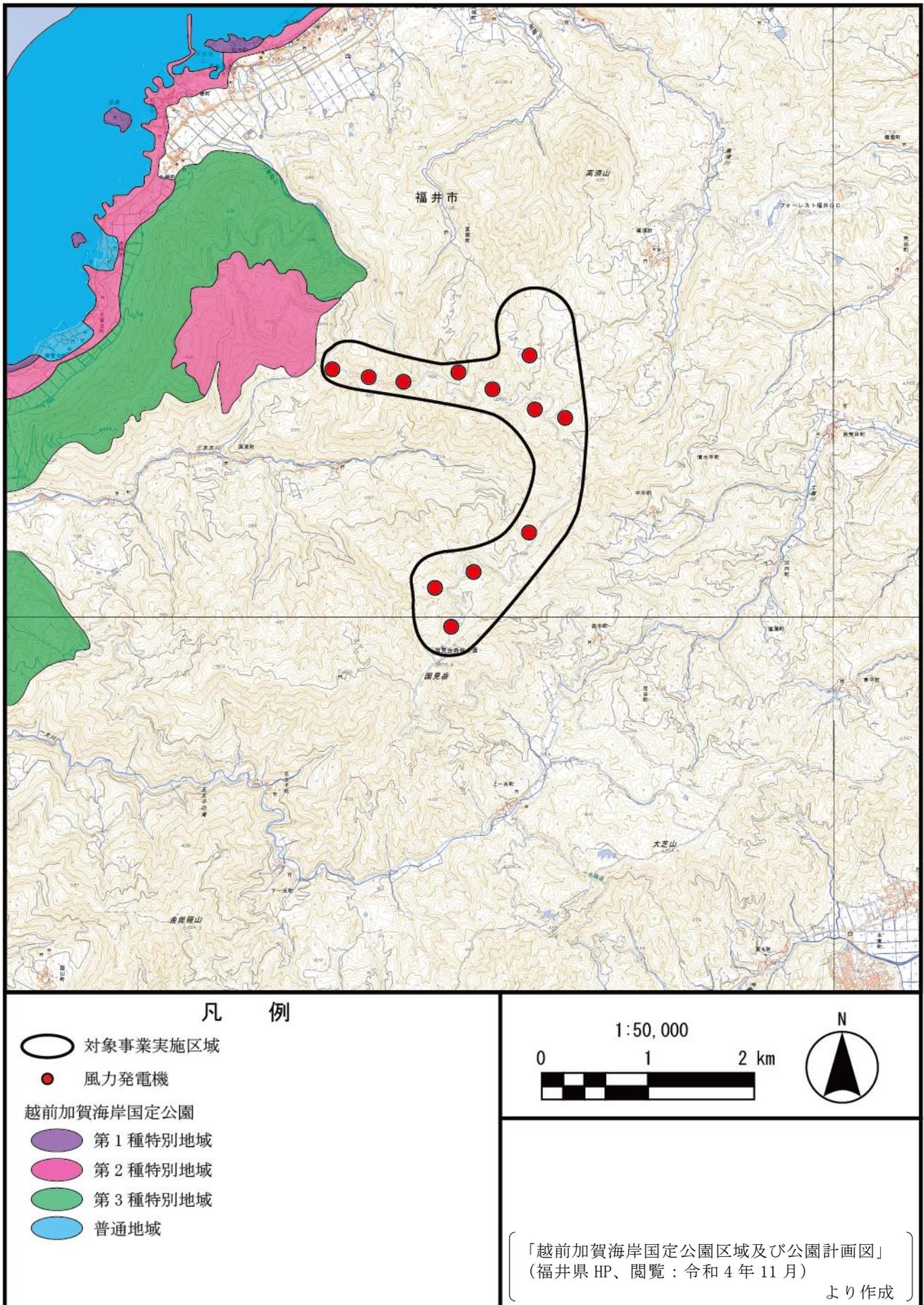


図 3.2-16 自然公園の状況

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福井県自然環境保全条例」（昭和 48 年福井県条例第 1 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区はない。

⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された生息地等保護区はない。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正：令和4年6月17日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表3.2-54及び図3.2-17のとおりであり、対象事業実施区域内には史跡・名勝・天然記念物は存在していない。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の状況は表3.2-55及び図3.2-18のとおりである。

表 3.2-54 史跡・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	史跡	免鳥長山古墳	福井市免鳥町
	特別天然記念物	オオサンショウウオ、カモシカ、コウノトリ、タンチョウ	地域を定めず
	天然記念物	越の犬、イヌワシ、オオワシ、オジロワシ、コクガン、カラスバト、マガン、ヒシクイ、ヤマネ	地域を定めず

〔「福井の文化財」(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

表 3.2-55 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	市ノ瀬城跡	福井市市ノ瀬町	城跡	中世
2	矢矧山城跡	福井市市ノ瀬町	城跡	中世
3	西畑遺跡	福井市西畑町	散布地	古墳～平安・近世
4	西二ツ屋遺跡	福井市西二ツ屋町	散布地	弥生～平安
5	免鳥白岩遺跡	福井市免鳥町	散布地	古墳・奈良・平安・近世
6	大窪遺跡	福井市大窪町	散布地	弥生～平安
7	免鳥遺跡	福井市免鳥町	散布地	縄文・奈良・平安
8	浜住菜畑遺跡	福井市浜住町	散布地	奈良
9	免鳥古墳群	福井市免鳥町	古墳	古墳
10	浜住遺跡	福井市浜住町	散布地	縄文・古墳～近世
11	松陰遺跡	福井市松陰町	散布地	奈良～中世
12	高須城跡	福井市高須町	城跡	中世
13	高須遺跡	福井市高須町	散布地	縄文
14	長橋洞穴遺跡	福井市長橋町	洞穴	—
15	北菅生遺跡	福井市北菅町	散布地	奈良・平安
16	高雄山遺跡	福井市本堂町	寺社	平安
17	辻ヶ谷城跡	福井市本堂町	城跡	中世
18	本堂古墳群	福井市本堂町	古墳	古墳
19	本堂遺跡	福井市本堂町	散布地	奈良・平安
20	本堂平山遺跡	福井市本堂町	散布地	古墳～平安

注：1. 「—」は、出典に未記載のものを示す。

2. 番号は、図3.2-18図中の番号に対応する。

〔「福井の文化財(埋蔵文化財)」(福井県HP、閲覧：令和4年11月)より作成〕

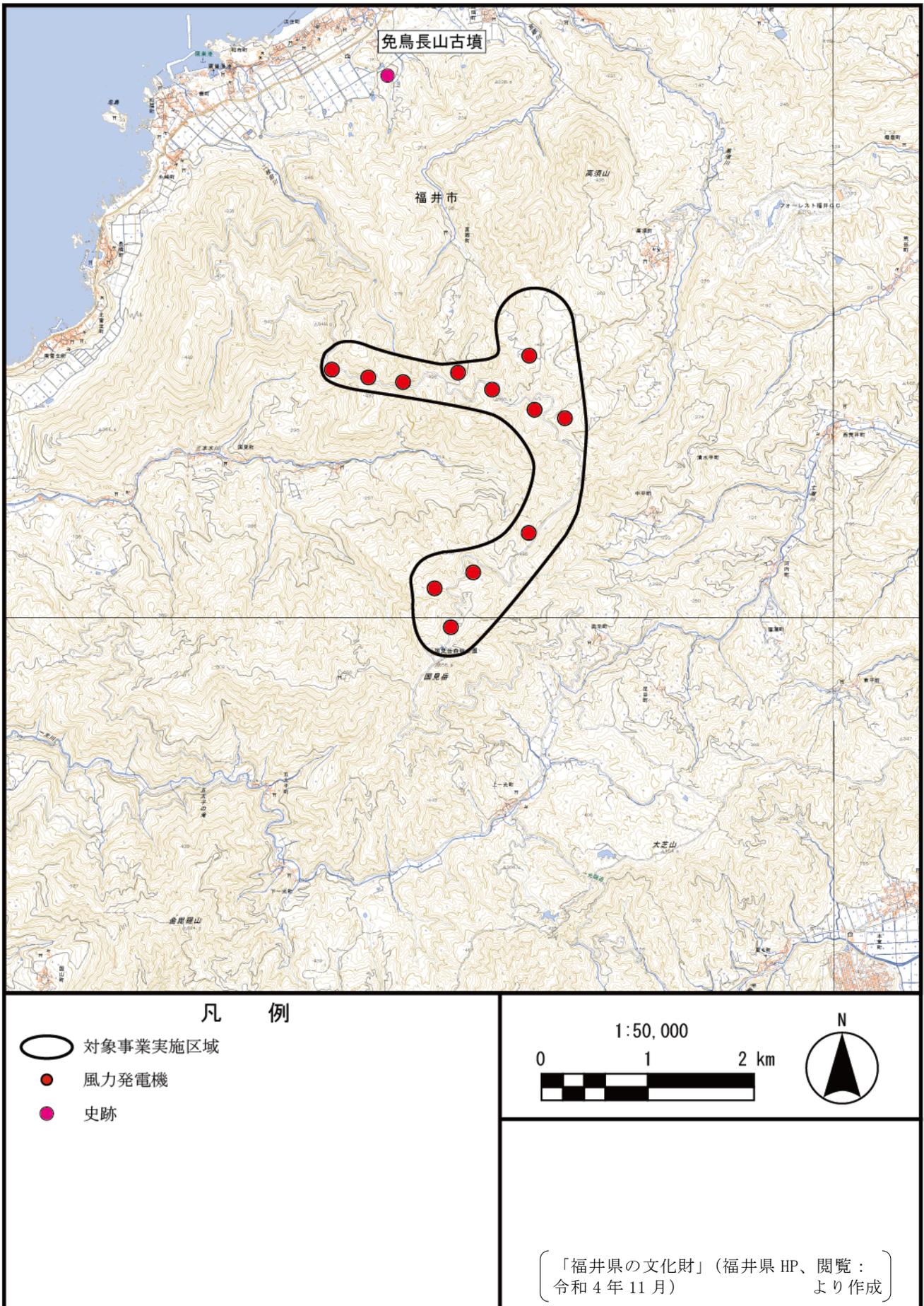
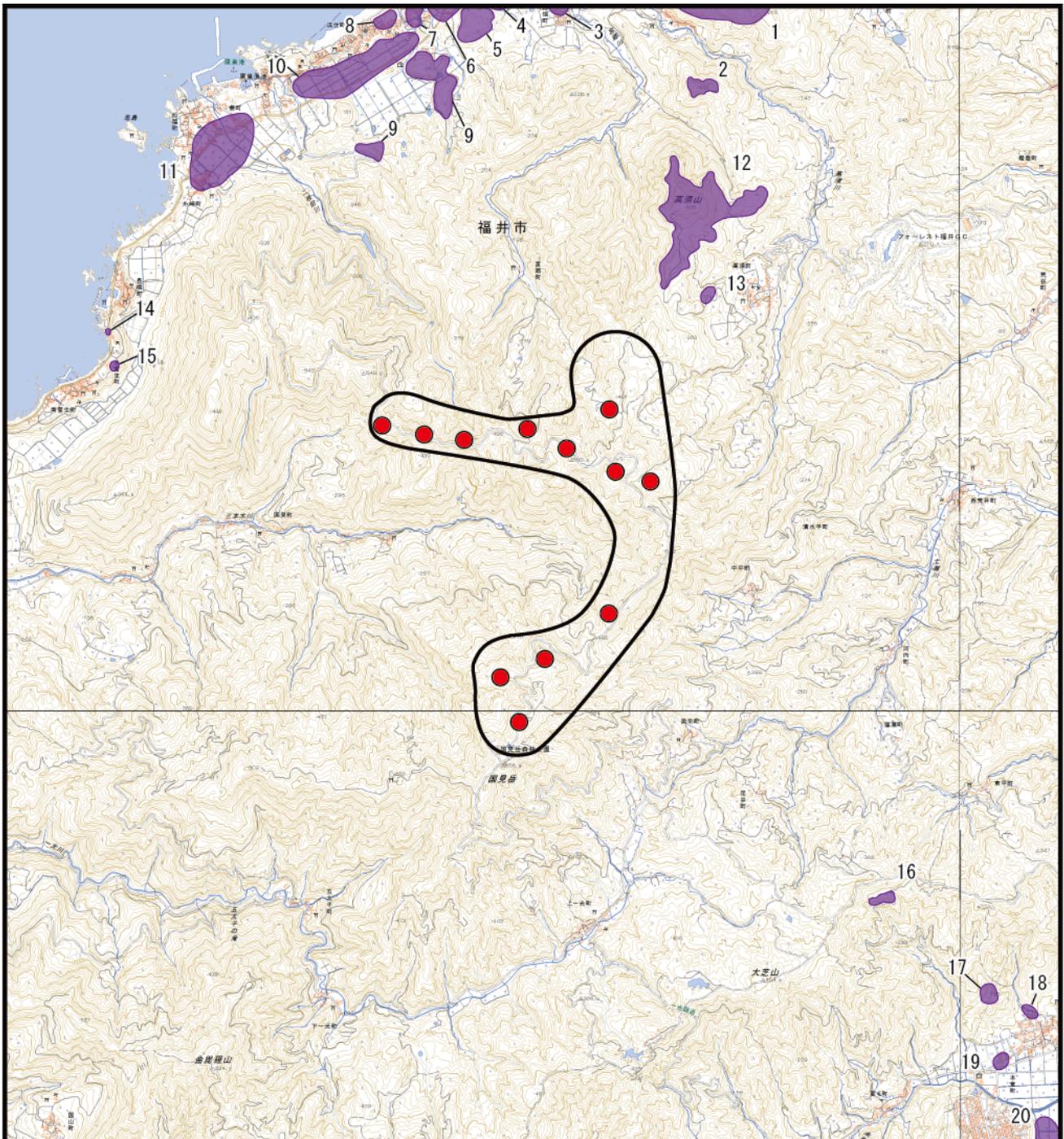
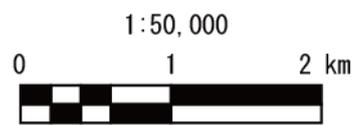


図 3.2-17 史跡の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  周知の埋蔵文化財包蔵地



注：図中の番号は表 3.2-55 のとおりである。

〔「福井の文化財（埋蔵文化財）」（福井県 HP、
 閲覧：令和 4 年 11 月）より作成〕

図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、福井市内全域が福井市景観計画の対象区域となっており、特定景観計画区域と福井市景観計画区域に区分されている。

対象事業実施区域及びその周囲は福井市景観計画区域となっている。

「福井市景観基本計画」（福井市、平成 19 年）では、景観計画区域において、福井らしい景観の形成を著しく阻害する要因となる行為を抑制するため、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の建築などの行為について適正に規制・誘導することとしている。

工作物の新設や造成工事等に対する景観形成基準は表 3.2-56 のとおりである。

表 3.2-56 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	項目	景観形成基準
工作物の新設等	敷地内における位置及び外構	◎道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽をする。 ・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・植栽する面積は、敷地面積の 20%以上とすることが望ましい。 ○敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。 ○道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努める。
	高さ	○周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
	形態	○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をするよう努める。 ○橋りょうは、上部構造と下部構造を一体的に捉え、高欄や橋脚等との連続性、配管や設備等の隠蔽措置に努める。 ・周囲の景観との調和に配慮した形態とすることが望ましい。
	色彩	◎法令等で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度 6 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ○使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。 ・特に、マンセル値による色相が R、YR、Y 以外の色は、彩度 4 以下とすることが望ましい。
	素材・材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。 ・特に自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域ごとの景観特性と調和した素材、材料を用いることが望ましい。
その他の行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。 ○道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。 ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
	木竹の伐採	○樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。 ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
	屋外における土石、廃棄物及び再生資源のたい積	○道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。 ○たい積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。
	特定照明	◎周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。 ○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。
注：1. 「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準 2. ランドマークは、ある特定地域の景観を特徴づける目印、視覚的に目立つものを指す。 3. 光害は、良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響を指す。		

〔福井市景観基本計画概要版〕（福井市、平成 19 年）より作成

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲において「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、水源涵養保安林等が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく海岸保全区域は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑦ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地）等は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

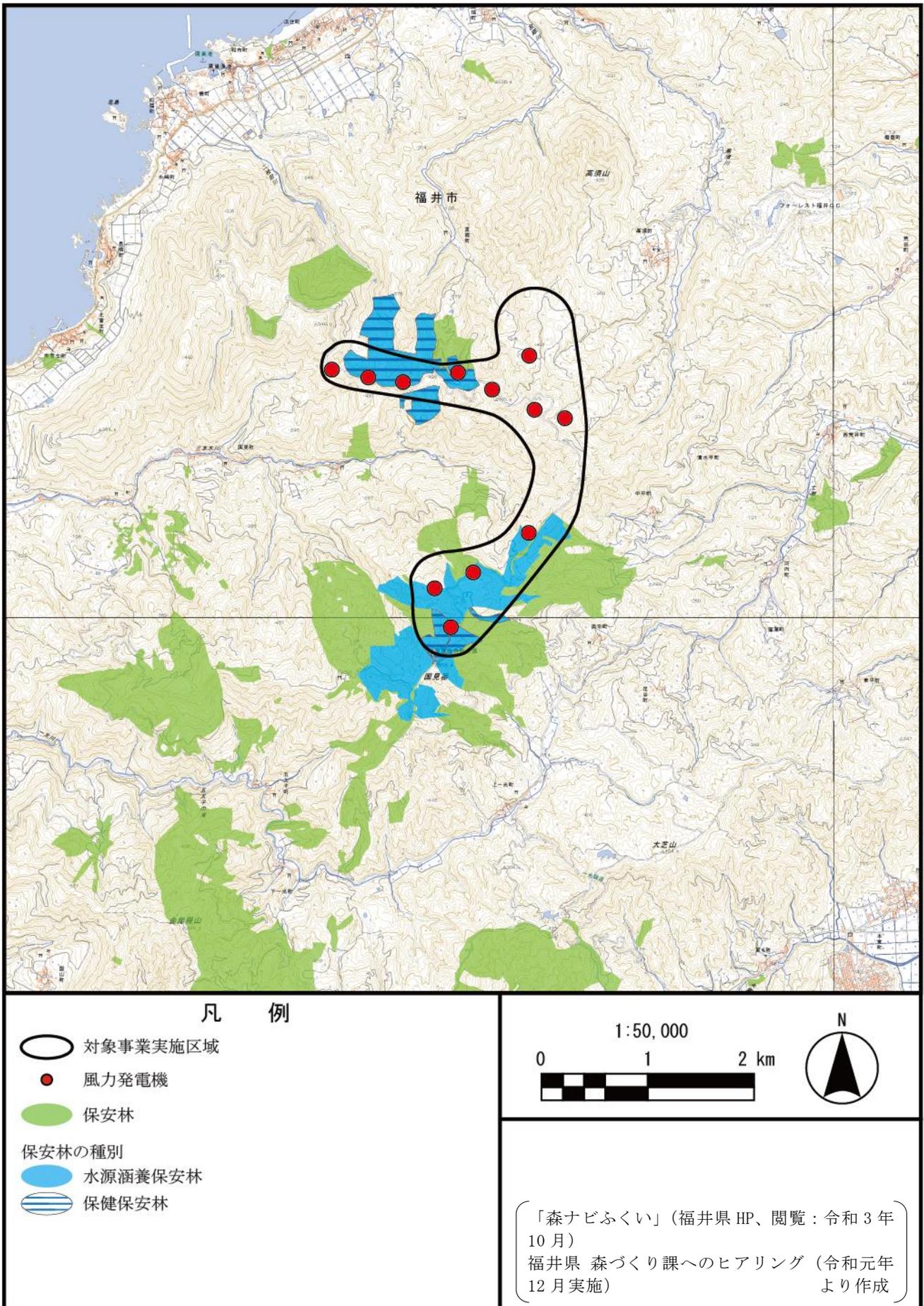


図 3.2-19 保安林等の指定状況

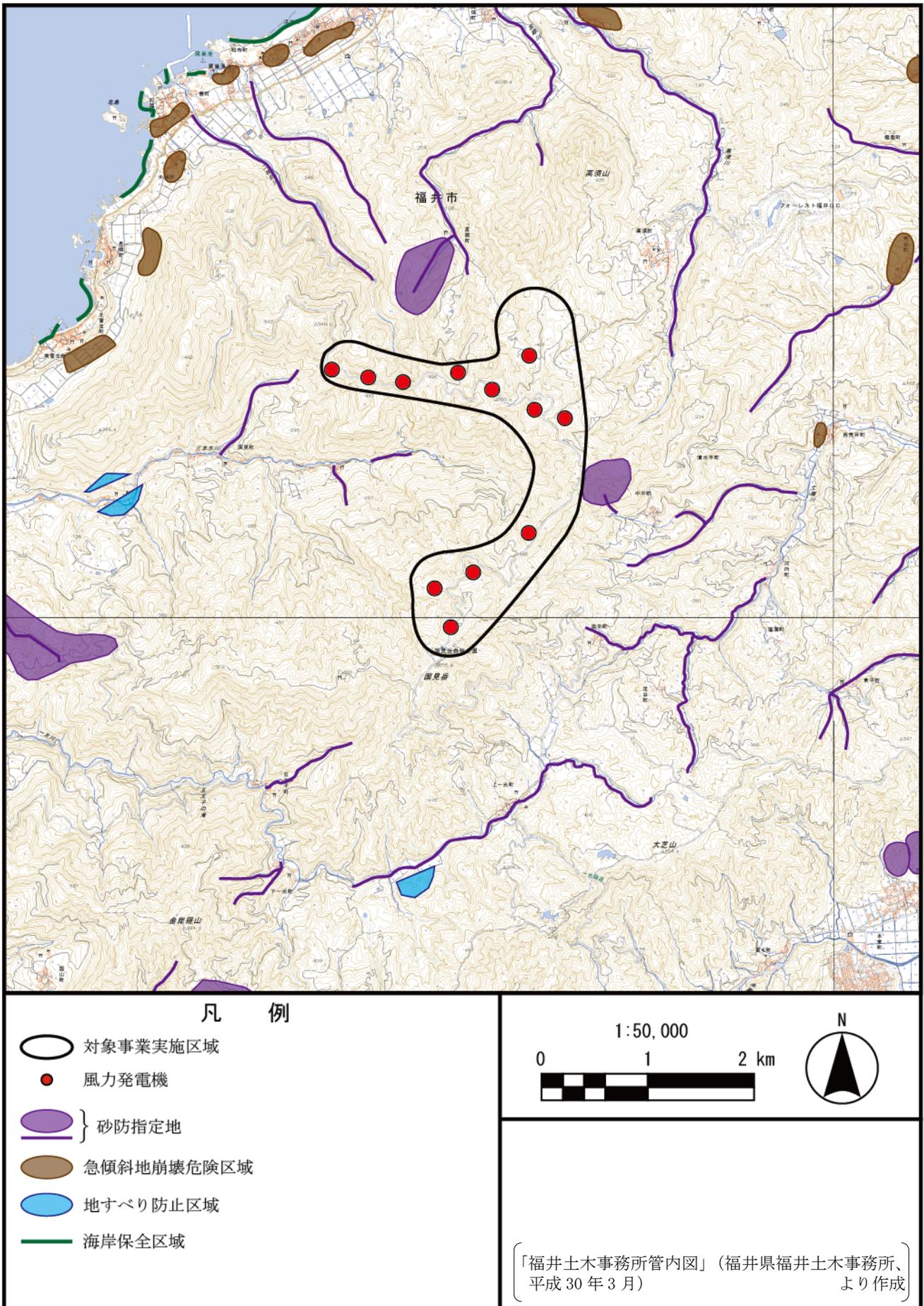


図 3.2-20 砂防指定地等の指定状況

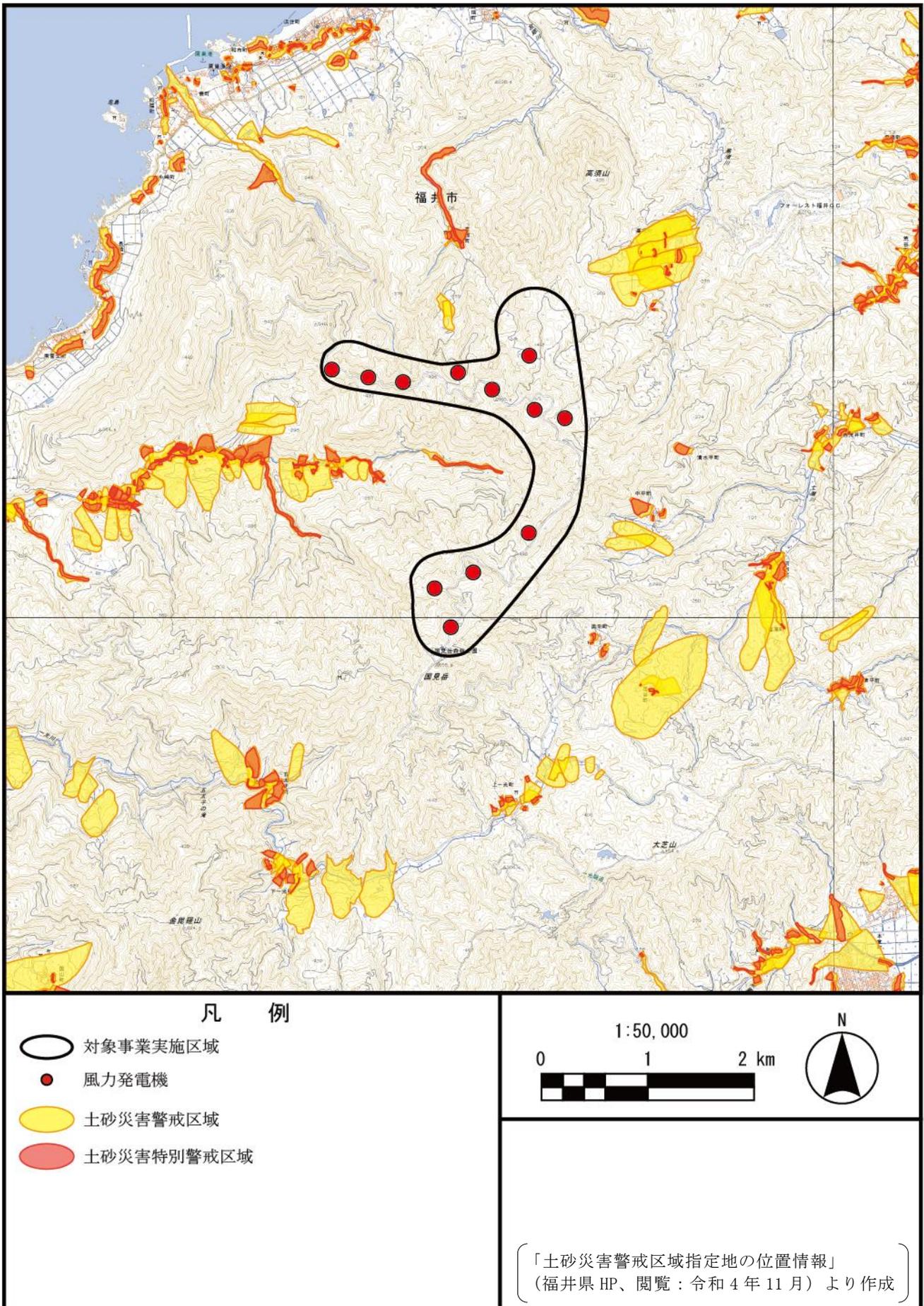


図 3.2-21 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

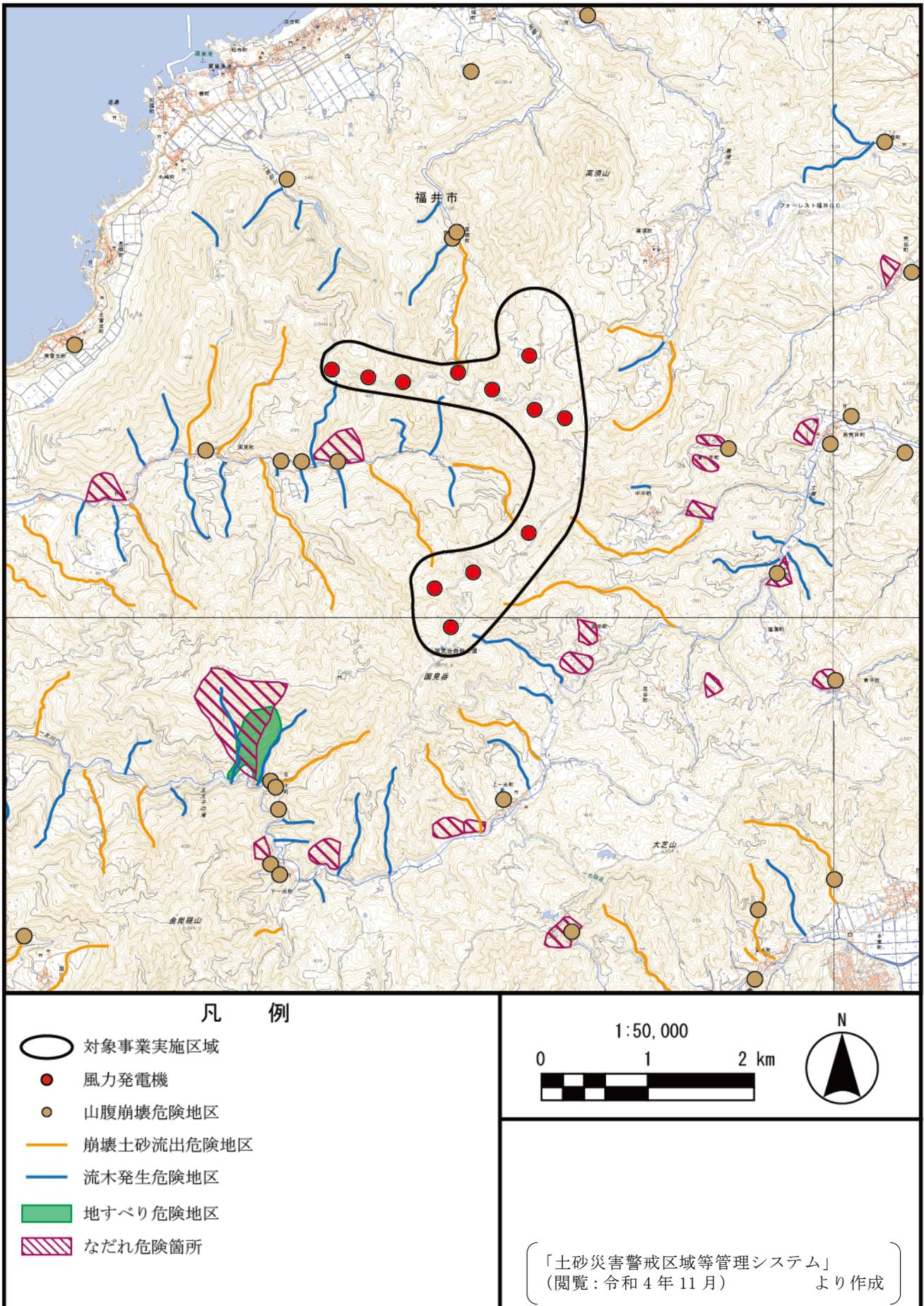


図 3.2-22 山地災害危険地区の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-57 のとおりである。

表 3.2-57 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			福井市	坂井市	越前町	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	○	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	×
		県立自然公園	×	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・天然記念物	○	○	○ [※]	○	○ [※]
		県指定史跡・天然記念物	○	○	○	×	×
		市町指定史跡・天然記念物	○	○	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	×
山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○	○	

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ○[※]は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。